第２編　関連資料

第２編 関連資料

Ⅰ　旧優生保護法に基づく優生手術関係 313
１　関係法令 313
(1) 旧優生保護法 313
(2) 旧優生保護法施行令 317
(3) 旧優生保護法施行規則 318
２　通知、事務連絡、疑義照会関係 321
(1) 通知及び事務連絡 321
(2) 地方自治体等からの疑義照会及び回答 349
Ⅱ　国の機関の保有資料の調査関係 411
１　厚生労働省 411
旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく調査について（依頼）（衆調発第 27 号 参調発第８号）（令和２年７月 28 日） 411
２　関係府省等 412
(1) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく調査について（依頼）（内閣（内閣官房・内閣府））（令和３年８月 26 日） 412
(2) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく調査について（依頼）（法務省）（令和３年８月 26 日） 413
(3) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく調査について（依頼）（外務省）（令和３年８月 26 日） 414
(4) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく調査について（依頼）（文部科学省）（令和３年８月 26 日） 415
(5) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく調査について（依頼）（最高裁判所）（令和３年８月 26 日） 416
(6) 調査様式 417
Ⅲ　地方自治体に対する調査関係 418
１　都道府県・保健所設置市・特別区 418
(1) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく都道府県等調査について（依頼）（衆調発第 38 号 参調発第 12 号）（令和２年 10 月 12 日） 418
(2) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく都道府県等調査要領 420
(3) 調査様式 427
２　保健所設置市以外の市町村 437
(1) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく保健所設置市以外の市町村調査への協力について（依頼）（衆調発第６号 参調発第４号）（令和３年３月８日） 437
(2) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく保健所設置市以外の市町村調査について（依頼）（衆調発第５号 参調発第３号）（令和３年３月８日） 440
(3) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領 442
(4) 調査様式 445
３　優生手術申請書の申請理由一覧 446

Ⅳ　医療機関、福祉施設に対する調査関係 500
１　医療機関・福祉施設 500
(1) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（衆調発第７号 参調発第３号）（令和４年３月 14 日） 500
(2) 調査要領（旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく医療機関・福祉施設調査） .. 501
(3) 調査票（医療機関用） 503
(4) 調査票（福祉施設用） 506
２　厚生労働省関係施設 509
(1) 旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査について（依頼）（衆調発第８号 参調発第４号）（令和４年３月 14 日） 509
(2) 調査要領（旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく厚生労働省所管の施設等機関等に対する調査） 510
(3) 調査票 512
Ⅴ　障害者関連団体に対する調査関係及び優生手術を受けた当時者等に対する調査関係 515
１　旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく優生手術の被手術者調査及び障害者関連団体調査について（依頼）（衆調発第 61 号 参調発第 12 号）（令和４年８月５日） 515
２　旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査について 518
３　旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方へのアンケート調査 質問票 520
４　調査要領（旧優生保護法一時金支給法第 21 条に基づく障害者関連団体調査） 522
５　調査票（障害者関連団体用） 524
Ⅵ　旧優生保護法一時金支給請求書等の調査関係 526
１　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 .. 526
２　「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）（子母発 0424 第１号）（平成 31 年４月 24 日） 532
３　旧優生保護法一時金支給請求書（様式１） 540
４　旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書（様式２） 542
５　旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書（様式３） 543
６　旧優生保護法一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について（様式４） . 544
７　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（依頼）（様式５） 546
８　旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録の調査について（依頼）（様式６） 548
９　旧優生保護法一時金支給請求に関する情報について（区域内の関係機関が保有する情報の報告）（様式７） 550

Ⅰ　旧優生保護法に基づく優生手術関係
１　関係法令
（１）旧優生保護法

優生保護法（昭和 23 年法律第 156 号）

（「らい予防法の廃止に関する法律」（平成８年法律第 28 号）の施行日（平成８年４月１日）の前日である平成８年３月 31 日時点）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

２　この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章　優生手術

（医師の認定による優生手術）

第三条　医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一　本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二　本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの

三　本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四　妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五　現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

２　前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

３　第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

（審査を要件とする優生手術の申請）

第四条　医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

（優生手術の審査）

第五条　都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

２　都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

（再審査の申請）

第六条　前条第一項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から二週間以内に、公衆衛生審議会に対して、その再審査を申請することができる。

２　前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

３　前二項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

（優生手術の再審査）

第七条　公衆衛生審議会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

（審査に関する意見の申述）

第八条　第四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は公衆衛生審議会に対し、第五条第一項の審査又は前条の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

（訴の提起）

第九条　公衆衛生審議会の決定に対して不服のある者は、その取消しの訴を提起することができる。

（争訟の方式）

第九条の二　第五条第一項の規定による優生手術を受くべき旨の決定に不服がある者は、第六条及び前条の規定によることによつてのみ争うことができる。

（優生手術の実施）

第十条　優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五条第二項の医師が、優生手術を行う。

（費用の負担）

第十一条　前条の規定によつて行なう優生手術に関する費用は、政令の定めるところにより、当該都道府県の支弁とする。

２　前項の費用は、国庫の負担とする。

（精神病者等に対する優生手術）

第十二条　医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱にかかつている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第十三条　都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹つているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

２　医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

第三章　母性保護

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条　都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一　本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二　本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三　本人又は配偶者がらい疾患にかかつているもの

四　妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五　暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

２　前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

３　人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護者となる場合）に規定する保護者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

（受胎調節の実地指導）

第十五条　女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

２　前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。

３　前二項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第四章　都道府県優生保護審査会

（都道府県優生保護審査会）

第十六条　優生手術に関する適否の審査を行うため、都道府県知事の監督に属する都道府県優生保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第十七条　削除

（構成）

第十八条　審査会は、委員十人以内で組織する。

２　審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、都道府県知事が任命する。

４　審査会に、委員の互選による委員長一人を置く。

５　審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条（報酬及び費用弁償）の規定を準用する。

（委任事項）

第十九条　この法律で定めるもののほか、委員の任期、委員長の職務その他審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章　優生保護相談所

（優生保護相談所）

第二十条　優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

（設置）

第二十一条　都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、優生保護相談所を設置しなければならない。

２　前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。

３　国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

（設置の認可）

第二十二条　国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

２　前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

３　厚生大臣は、第一項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。

（名称の独占）

第二十三条　この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

（委任事項）

第二十四条　この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章　届出、禁止その他

（届出）

第二十五条　医師又は指定医師は、第三条第一項、第十条、第十三条第二項又は第十四条第一項の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

（通知）

第二十六条　優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

（秘密の保持）

第二十七条　優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（禁止）

第二十八条　何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

第七章　罰則

（第十五条第一項違反）

第二十九条　第十五条第一項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第二十二条違反）

第三十条　第二十二条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生保護相談所を開設したものは、これを三十万円以下の罰金に処する。

（第二十三条違反）

第三十一条　第二十三条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを十万円以下の過料に処する。

（第二十五条違反）

第三十二条　第二十五条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを十万円以下の罰金に処する。

（第二十七条違反）

第三十三条　第二十七条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（第二十八条違反）

第三十四条　第二十八条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは、三年以下の懲役に処する。

附　則

（施行期日）

第三十五条　この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

（関係法律の廃止）

第三十六条　国民優生法（昭和十五年法律第百七号）は、これを廃止する。

（罰則規定の効力の存続）

第三十七条　この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

（届出の特例）

第三十八条　第二十五条の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号（死産の届出に関する規程）の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

（受胎調節指導のために必要な医薬品）

第三十九条　第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、平成十二年七月三十一日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十四条第一項の規定にかかわらず、販売することができる。

２　都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一　前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第四十三条の規定の適用がある場合において、同条の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき

二　前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三　前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき

３　前項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

別表（第四条、第十二条関係）

一　遺伝性精神病
　精神分裂病
　そううつ病
　てんかん
二　遺伝性精神薄弱
三　顕著な遺伝性精神病質
　顕著な性慾異常
　顕著な犯罪傾向
四　顕著な遺伝性身体疾患
　ハンチントン氏舞踏病
　遺伝性脊髄性運動失調症
　遺伝性小脳性運動失調症
　神経性進行性筋萎縮症
　進行性筋性筋栄養障がい症
　筋緊張病
　先天性筋緊張消失症
　先天性軟骨発育障がい
　白児
　魚りんせん
　多発性軟性神経繊維しゅ
　結節性硬化症
　先天性表皮水ほう症
　先天性ポルフイリン尿症
　先天性手掌足しょ角化症
　遺伝性視神経萎縮
　網膜色素変性
　全色盲
　先天性眼球震とう
　青色きょう膜
　遺伝性の難聴又はろう
　血友病
五　強度な遺伝性奇型
　裂手、裂足
　先天性骨欠損症

（２）旧優生保護法施行令

優生保護法施行令（昭和 24 年政令第 16 号）

（「らい予防法の廃止に関する法律」（平成８年法律第 28 号）の施行日（平成８年４月１日）の前日である平成８年３月 31 日時点）

第一条　優生保護法（以下法という。）第十一条に規定する優生手術に関する費用は、左の各号に掲げるものとする。

一　優生手術を受ける者の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料並びに附添人を必要とする場合はその附添人の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料

二　手術料

三　入院料

四　注射料

五　処置料

２　前項の費用について、その額、支給方法その他必要な事項は、厚生大臣が定める。

第二条　都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、厚生省令で定める様式による指定証を当該指定を受けた者（以下被指定者という。）に交付しなければならない。

２　都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、厚生省令で定める様式による標識を交付しなければならない。

第三条　都道府県知事は、当該都道府県に住所を有する被指定者について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成しなければならない。

第四条　都道府県知事は、指定証の記載事項に変更を生じた被指定者から指定証の訂正の申請があつたときは、指定証を訂正して交付しなければならない。

第五条　都道府県知事は、被指定者が他の都道府県の区域から当該都道府県の区域内に住所を変更した旨の届出があつたときは、旧住所地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

２　前項の通知を受けた都道府県知事は、第三条に規定する名簿のうち当該被指定者に関する部分の写を新住所地の都道府県知事に送付しなければならない。

第六条　都道府県知事は、指定証又は標識を亡失し、又はき損した被指定者から指定証又は標識の再交付の申請があつたときは、指定証又は標識を交付しなければならない。

第七条　都道府県知事は、法第十五条第二項に規定する認定を受けた講習が、同条同項の規定に基く厚生大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第八条　前六条に定めるもののほか、法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定及び同条第二項の規定による都道府県知事の認定に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九条　都道府県優生保護審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、二年とする。

２　前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、職務遂行上の支障があり又は委員たるにふさわしくない行為があつたときを除いては、その意に反して解任されることがない。

第十条　審査会の委員長は、会務を総理する。

２　委員長に事故があるときは、委員の互選により選ばれた委員が、その職務を代理する。

第十一条　審査会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

２　審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の賛成をもつて決する。

第十二条　審査会に幹事五人以内及び書記三人以内を置く。

２　幹事及び書記は、都道府県知事が当該都道府県の事務吏員又は技術吏員の中から、これを命ずる。

３　幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

４　書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

第十三条　法第二十一条第三項の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県、保健所を設置する市又は特別区が優生保護相談所（以下「相談所」という。）の設置及び運営のために支出した費用の額から、その年度におけるその事業に関する収入の額を控除した清算額につき、厚生大臣が自治大臣及び大蔵大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

２　前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において都道府県、保健所を設置する市又は特別区が支出した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支出額から控除する。

第十四条　法第二十二条第一項の規定による相談所の設置の認可の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を附さなければならない。

第十五条　相談所の設置者は、厚生省令の定めるところにより、毎年、その事業成績を厚生大臣に報告しなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、優生保護法施行の日（昭和二十三年九月十一日）から適用する。

（３）旧優生保護法施行規則

優生保護法施行規則（昭和 27 年厚生省令第 32 号）

（「らい予防法の廃止に関する法律」（平成８年法律第 28 号）の施行日（平成８年４月１日）の前日である平成８年３月 31 日時点）

第一章　優生手術

（優生手術の術式）

第一条　優生保護法（以下「法」という。）第二条に規定する優生手術は、左に掲げる術式によるものとする。

一　精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、二センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするものをいう。）

二　精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）

三　卵管圧ざ結さつ法（マドレーネル氏法）（卵管をおよそ中央部では持し、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧ざかん子で圧ざしてから結さつするものをいう。）

四　卵管間質部けい状切除法（卵管峡部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

（審査を要件とする優生手術の申請）

第二条　法第四条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書によらなければならない。

２　前項の申請書には、別記様式第二号による健康診断書及び遺伝調査書を添えなければならない。

（審査を要件とする優生手術の決定及び通知）

第三条　法第五条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

２　前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号（一）による決定通知書によらなければならない。

３　法第五条第二項の規定による通知は、別記様式第四号による指定通知書によらなければならない。

（再審査の申請）

第四条　法第六条第一項の規定による申請は、その理由を記載した申請書を提出して行わなければならない。

（再審査の決定）

第五条　法第七条の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

２　前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号（二）による決定通知書によらなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の申請）

第六条　法第十二条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書によらなければならない。

２　前項の申請書には、別記様式第五号による健康診断書及び別記様式第六号による同意書を添えなければならない。

（精神病者等に対する優生手術の決定及び通知）

第七条　法第十三条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内にしなければならない。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

２　前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号（三）による決定通知書によらなければならない。

第二章　母性保護

（指定医師の標識の交付）

第八条　都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

（指定の申請）

第九条　法第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする者は、左に掲げる書類を添えて、別記様式第八号による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　助産婦、保健婦又は看護婦の免許証の写又はこれに代るべき書面

二　法第十五条第二項に規定する都道府県知事の認定する講習（以下「認定講習」という。）を終了したことを証する書面

（指定証及び標識）

第十条　優生保護法施行令（以下「令」という。）第二条に規定する被指定者（法第十五条第一項の規定により指定を受けた者をいう。以下同じ。）に交付する指定証及び標識の様式は、それぞれ別記様式第九号及び第十号とする。

（名簿の記載事項）

第十一条　令第三条の規定により、名簿に記載すべき事項は、左の通りとする。

一　指定証番号及び指定年月日

二　本籍及び住所

三　氏名及び生年月日
四　助産婦、保健婦、看護婦の別
五　認定講習の名称及び終了年月日
六　指定証の再交付を受けた者であるときは、その旨並びにその事由及び年月日
七　指定を取り消したときは、その旨並びにその事由及び年月日

（指定証の訂正）

第十二条　被指定者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の訂正を申請しなければならない。

（住所変更の届出）

第十三条　被指定者が住所を変更したときは、十日以内に新住所地の都道府県知事に新旧の住所を届け出なければならない。

２　都道府県知事は、令第五条第二項の規定により、住所を変更した被指定者に関する部分の写を送付したときは、令第三条に規定する名簿から当該部分をまつ消しなければならない。

（指定証及び標識の再交付）

第十四条　被指定者は、指定証をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその指定証を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の再交付を申請することができる。

２　令第二条第二項の規定により標識の交付を受けた者は、標識をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその標識を添え、住所地の都道府県知事に標識の再交付を申請することができる。

３　指定証又は標識の再交付を受けた後、亡失した指定証又は標識を発見したときは、その指定証又はその標識を五日以内に住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

（指定の取消）

第十五条　被指定者は、指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に申請しなければならない。

２　被指定者が死亡し、又は失そう宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そうの届出義務者は、三十日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

３　前二項の場合において被指定者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。

４　第一項の申請又は第二項の届出を受けた都道府県知事は、その指定を取り消さなければならない。

５　都道府県知事は、前項又は法第三十九条第二項の規定により指定を取り消したときは、被指定者の名簿からその記載事項をまつ消するものとする。

６　法第三十九条第二項の規定により指定を取り消された者は、十日以内に指定証を都道府県知事に返納しなければならない。この場合において、その者が標識の交付を受けた者であるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。

（認定の申請）

第十六条　認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　実施者の住所、氏名及び履歴（実施者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為）
二　講習の名称
三　実施の場所
四　使用施設の概要
五　期間及び日程
六　受講者の資格及び定員
七　各授業科目の時間数
八　講師の氏名、履歴及び担当科目
九　教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録
十　成績審査の方法
十一　経理に関する事項
十二　その他必要と認める事項

（認定講習の認定基準）

第十七条　法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、左の通りとする。

一　受講資格は、助産婦、保健婦又は看護婦であること。
二　講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。
三　受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下であること。
四　講習に必要な施設及び設備を有していること。
五　運営の方法が適正であること。

（変更の届出）

第十八条　認定講習の実施者は、第十六条第二号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに、認定をした都道府県知事に届け出なければならない。

（認定講習の終了を証する書面の交付）

第十九条　認定講習の実施者は、その認定講習における各授業科目の課程を終了し、且つ、成績審査に合格した者に対して、認定講習を終了したことを証する書面を交付しなければならない。
第二十条　削除

第三章　優生保護相談所

第二十一条　削除
（設置認可の申請等）
第二十二条　法第二十二条第一項の規定により優生保護相談所（以下「相談所」という。）の設置の認可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。
一　設置者の住所、氏名及び履歴（設置者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行為）
二　名称及び位置
三　事業開始の予定年月日
四　相談所の長及びおもな職員の氏名、履歴及び専任又は兼任の別
五　建物の構造、平面図及び各室の用途
六　設備の概要
七　収支予算
八　経営及び維持の方法
２　法第二十二条第一項の規定により、認可を受けた相談所（以下「認可を受けた相談所」という。）の設置者は、その施設について、前項第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に掲げる事項又は相談所の長若しくはおもな職員に変更があつたときは、すみやかに、その旨をその施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に届け出なければならない。
（相談所の基準等）
第二十三条　法第二十二条第二項に規定する相談所の基準は、左の通りとする。
一　優生結婚及び受胎調節の相談に応ずる能力のある医師を置くこと。
二　受胎調節の実地指導のための設備、一般健康診断用の設備、血液検査のための採血設備等を備えること。
第二十四条　削除
（相談所の廃止）
第二十五条　認可を受けた相談所の設置者は、その相談所を廃止したときは、すみやかに、その旨をその施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に届け出なければならない。
（事業成績の報告）
第二十六条　令第十五条の規定による報告は、別記様式第十一号により、一月から十二月までの期間の事業成績について、翌年一月三十一日までに行なわなければならない。
２　認可を受けた相談所の設置者が行う前項の報告は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行うものとする。

第四章　雑則

（法第二十五条の届出）
第二十七条　法第二十五条に規定する法第三条第一項、第十条及び第十三条第二項に関する届出は、別記様式第十二号による報告書により、法第十四条第一項に関する届出は、別記様式第十三号による報告書によらなければならない。
２　都道府県知事は、法第二十五条の規定による届出を受理したときは、別記様式第十四号による年報を作成し、翌年一月三十一日までに厚生大臣に提出しなければならない。
（保健所長の経由）
第二十八条　第九条、第十二条、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の申請、第十四条第三項の提出並びに第十三条第一項、第十五条第二項及び前条第一項の届出は、住所地の保健所長を経由して行うものとする。
２　第十六条の申請及び第十八条の届出は、認定講習実施地の保健所長を経由して行うものとする。
３　第二十二条第一項の申請、第二十二条第二項及び第二十五条の届出並びに第二十六条第二項の報告は、施設所在地の保健所長を経由して行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年七月一日から適用する。

別記様式及び別表　（略）

２　通知、事務連絡、疑義照会関係

（１）通知及び事務連絡

この一覧は、厚生労働省及び都道府県等より提供を受けた通知及び事務連絡について整理したものである。

（注1）**太字の文書**は、本編の本文において引用しているもので、次頁以降に当該文書自体を掲載した。
（注2）件名に［＊］のある文書は、厚生労働省において保管されていた資料で、同省ウェブサイト<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html>に掲載されているものである。
（注3）件名の記載のない文書は、［　］に主な内容を記載した。また、判読が困難な文字は「〓」で代用した。
（注4）宛名を「／」でつないでいるものは、発出日、発出番号、件名、発出者名が同じで宛名の異なる複数の文書がある。宛名が異なっても内容が同じものがほとんどだが、予算関係の文書では宛名により数字等に異なる記載がある。

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
1	S23.10.7	保発第67号	優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付に関する件	厚生省保険局長	都道府県知事
2	S23.10.30	衛庶発第〓号	優生保護法施行令及び施行規則の案文送付の件	厚生省公衆衛生局庶務課長	大分県衛生部長
3	S23.12.4	衛庶発第81号	優生保護法第12条に規定する任意の人工妊娠中絶の実施に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	京都府衛生部長
4	S23.12.6		健康保険医等の標示に関する件	厚生省医務局長	都道府県知事
5	S24.1.20	厚生省発衛第3号	優生保護法施行に関する件	厚生次官	都道府県知事
6	S24.1.21	衛庶発第18号	優生保護法施行令及び優生保護法施行規則の法文の写し送付の件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
7	S24.1.24	衛発第82号	生活困窮者の優生手術又は人工妊娠中絶手術に要する費用等に関する件	厚生省公衆衛生局長、社会局長	各都道府県知事
8	S24.1.29	衛庶発第21号	官報掲載の優生保護法施行規則中の誤植について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
9	S24.2.1	衛庶発第25号	送付通牒文中の誤字訂正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
10	S24.2.5	衛庶発第〓号	優生保護法第25条の届出に関する月報の記載方について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
11	S24.2.11	衛発第155号	優生保護法第13条の人工妊娠中絶の審査の申請について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
12	S24.2.28		優生保護法施行令第５条第１項の手術及入院料の額に関する告示の法文の写し送付に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
13	S24.4.1	社乙発第92号	生活保護法による医療等の取扱い等に関する件	厚生省社会局長	都道府県知事
14	S24.4.14		優生保護法施行規則第７条第３項の戸籍謄本の添付について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
15	S24.5.4	厚生省発衛第46号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生次官	京都府県知事／大分県知事
16	S24.5.9	衛発第490号	優生保護法第12条の任意の人工妊娠中絶を行つた場合の届出に関する件	厚生省公衆衛生局長、医務局長	各都道府県知事
17	S24.5.16	衛発第547号	昭和24年度優生保護法施行に伴う予算（第二、四半期）に関する件	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
18	S24.6.6	衛庶第162号	優生保護法の一部を改正する法律の法文の写の送付に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
19	S24.6.11		優生保護法第14条の規定による地区優生保護委員会の人工妊娠中絶の審査状況に関する報告について	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
20	S24.6.17		地区優生保護審査会の運営等に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
21	S24.6.24	衛庶第176号	優生結婚相談所設置報告に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
22	S24.6.25	厚生省発衛第80号	優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件	厚生次官	各都道府県知事
23	S24.6.27	衛庶第182号	優生保護法の一部を改正する法律及び優生保護法施行規則の一部を改正する省令の公布に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
24	S24.7.2受付		地区優生保護審査会の審査状況に関する報告について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
25	S24.8.4	衛庶第191号	優生保護法第25条の規定による届出月報に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
26	S24.8.17	衛二発第852号	優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件	厚生省公衆衛生局長、社会局長	都道府県知事
27	S24.10.4	衛発第1012号	優生保護法第22条の規定による優生結婚相談所の運営について	厚生省公衆衛生局長、医務局長	都道府県知事
28	**S24.10.24**	**衛発第1077号**	**優生保護法第10条の規定による強制優生手術の実施について**	**厚生省公衆衛生局長**	**各都道府県知事**
29	S24.11.24	衛発第1179号	優生保護法第13条第２項に規定する医師の意見書の様式について	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
30	S25.3.28	保険発第50号	優生保護法による任意の優生手術及び人工妊娠中絶術の保険給付について	厚生省保険局医療課長	都道府県民生部（局）保険課長
31	S25.5.18	衛庶第52号	健康保険における任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付等について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
32	S25.5.25	衛発第58号	優生手術実施数等調査について（照会）	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
33	S25.7.13	衛庶第76号	優生保護法第13条第２項に規定する経済的理由に対する民生委員の意見書の様式について	厚生省公衆衛生局庶務課長、社会局庶務課長	各都道府県衛生部（局）長
34	S25.7.25	衛発第561号	昭和25年度優生手術費補助について	厚生省公衆衛生局長	千葉県知事
35	**S25.10.19**	**衛発第783号**	**地区優生保護審査会の審査手数料について［＊］**	**厚生省公衆衛生局長**	**各都道府県知事**
36	S25.11.15	衛庶第116号	優生手術実施数及び優生保護審査会開催状況等調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
37	S25.11.16	衛庶第118号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
38	S25.11.20	衛庶第119号	優生保護法指定二数等の調査に関する件	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
39	S26.5.17	衛庶第51号	昭和26年度優生保護法関係予算について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
40	S26.6.25	衛発第491号	昭和26年度優生手術委託費について	厚生省公衆衛生局長	兵庫県知事
41	S26.10.1		優生手術委託費の取扱について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部（局）長
42	S26.10.10	衛庶発第99号	優生保護法運営上の質疑事項について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
43	S27.1.10		昭和26年度下半期都道府県優生保護審査会補助金について	厚生省公衆衛生局長	兵庫県知事
44	S27.3.26	衛庶第34号	優生保護法の一部改正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
45	S27.5.17		［改正優生保護法の施行期日等の連絡］	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
46	S27.6.13	衛発第52二号	昭和26年度都道府県優生保護審査会補助金の費目名の訂正について	厚生大臣官房会計課長、厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事、出納長
47	S27.6.23	衛庶第65号	優生保護相談所台帳の作成について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長、各政令市衛生主管部（局）長
48	S27.7.2	衛発第600号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について［＊］	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
49	**S27.7.23**	**厚生省発衛第132号**	**優生保護法の一部を改正する法律等の施行について［＊］**	**厚生事務次官**	**各都道府県知事**
50	S27.7.25	衛発第665号	優生保護法第25条の届出及び統計の実施について［＊］	厚生省公衆衛生局長、大臣官房統計調査部長	各都道府県知事
51	S27.8.15	衛庶第116号	委託費及び補助金の精算書の提出について	厚生省公衆衛生局庶務課長	兵庫県衛生部長
52	S27.8.22	衛庶第118号	避妊用器具薬品等の見本送付について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
53	S27.8.26		地方公共団体手数料令の改正について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
54	S27.9.29	保発第56号	優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶術の保険給付について	厚生省保険局長	都道府県知事

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
55	S27.10.29	衛庶第150号	優生保護法による優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
56	S27.11.26	衛庶発第170号	優生保護法第25条の届出及び統計の実施について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
57	S28.1.19	衛庶第3号	昭和29年度優生保護及び精神衛生関係補助金等の概要について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
58	S28.3.24	社乙発第38号	生活保護法と優生保護法との関係について［＊］	厚生省社会局長、公衆衛生局長	各都道府県知事
59	S28.5.16	衛庶第42号	生活保護法と優生保護法との関連について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
60	**S28.6.12**	**厚生省発衛第150号**	**優生保護法の施行について［＊］**	**厚生事務次官**	**各都道府県知事**
61	S28.10.30	衛発第811号	優生手術交付金について	厚生省公衆衛生局長	宮崎県知事
62	S28.12.16	衛庶第83号	診療報酬点数の改正に伴う優生手術費用の取扱について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
63	S28.12.23	厚生省北衛第609号	札幌市優生保護相談所の設置承認について	厚生省公衆衛生局長	北海道知事
64	S29.2.1	事務連絡	優生保護相談所一覧の送付について	厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係	各都道府県衛生主管部（局）優生保護係
65	S29.2.16	〓発第104号	優生手術及び人工妊娠中絶に関する報告について	厚生省大臣官房統計調査部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
66	S29.2.26	事務連絡	［優生保護法、同施行令、同施行規則の参考送付］	厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係	各都道府県衛生主管部（局）優生保護主管課
67	S29.4.30	衛庶第27号	昭和29年度優生保護関係事業計画について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県、各政令市衛生主管部（局）長
68	S29.5.10	〓〓第154号	助産婦等受胎調節実地指導員が行う受胎調節指導に伴う避妊薬の取扱方について	厚生省薬務局長	各都道府県知事
69	S29.6.22	事務連絡	助産婦等受胎調節実地指導員が行う受胎調節指導に伴う避妊薬の取扱方について	厚生省公衆衛生局庶務課優生保護係	各都道府県衛生部優生保護主管課
70	S29.10.6	厚生省発衛第302号	昭和29年度強制優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	宮崎県知事
71	**S29.11.17**	**社発第904号**	**生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について（抄）［＊］**	**厚生省社会局長・公衆衛生局長**	**各都道府県知事**
72	S29.12.6	衛庶第106号	審査を要件とする優生手術の実施状況並びに実施計画調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
73	**S29.12.24**	**衛庶第119号**	**審査を要件とする優生手術の実施の推進について**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**各都道府県衛生部長**
74	S30.1.20	衛庶第11号	強制優生手術実施数について（照会）	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部（局）長
75	S30.2.16	衛庶第16号	昭和29年度優生手術交付金について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
76	S30.5.26	衛発第310号	昭和29年度優生手術費交付金について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
77	S30.6.15	衛発第369号	昭和29年度優生保護相談所事業費補助金精算書について	厚生省公衆衛生局長	茨城県知事
78	S30.6.20	衛庶第57号	昭和29年度優生保護法施行状況等の調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
79	S30.7.8	衛庶第65号	昭和29年度優生保護法施行状況等の調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
80	S30.7.11	厚生省発衛第249号	［超過交付となった優生保護相談事業補助金等の返納命令］	厚生大臣	茨城県
81	S30.7.21	厚生省発衛第262号	昭和30年度強制優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
82	S30.9.1	厚生省発衛第301号	優生保護法の一部を改正する法律の施行について	厚生事務次官	神奈川県知事／兵庫県知事
83	S30.9.1	厚生省発衛第301号	優生保護法の一部を改正する法律の施行について	厚生省公衆衛生局長、薬務局長	神奈川県知事／兵庫県知事
84	S30.9.6	厚生省発衛第303号	生活困窮者受胎調節普及事業の実施について	厚生事務次官	神奈川県知事

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
85	S30.9.6	衛発第528号	生活困窮者受胎調節普及事業の実施について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
86	S30.9.6	衛庶第78号	生活困窮者受胎調節普及事業の実施について	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部長
87	S30.12.8	厚生省発衛第378号-１	昭和30年度優生手術費国庫負担金の交付の決定について	厚生大臣	茨城県知事
88	S30.12.21		［昭和30年度優生手術費交付金に関する連絡］	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部長
89	S30.12.27	衛発第803号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生省公衆衛生局長	茨城県知事／奈良県知事
90	S31.1.9	衛庶第１号	昭和30年度優生手術費交付金年間所要見込額調について	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部長／京都府衛生部長／宮崎県衛生部長
91	S31.1.20	衛庶第９号	昭和28年度優生手術費交付金、優生保護相談所事業補助金の返納状況調査について	厚生省公衆衛生局庶務課長	茨城県衛生部（局）長
92	S31.2.16	厚生省発衛第21号	昭和30年度における優生保護相談事業に要する経費の国庫補助について	厚生事務次官	茨城県知事／宮崎県知事
93	S31.3.15	厚生省発衛第61号	昭和30年度優生手術費国庫負担金の交付の決定の変更について	厚生大臣	茨城県知事
94	S31.3.26	厚生省発衛第109号	昭和30年度優生保護相談事業国庫補助金交付基準の変更について	厚生事務次官	茨城県知事
95	S31.3.29	厚生省発衛第124号	昭和30年度優生手術費国庫負担金交付決定通知の一部変更について	厚生大臣	茨城県知事
96	S31.3.29	厚生省発衛第127号	昭和30年度優生保護相談事業費国庫補助金の交付の決定について	厚生大臣	茨城県知事
97	S31.5.16	厚生省発衛第199号	昭和30年度優生保護相談事業費国庫補助の事業実績報告書等について	厚生事務次官	茨城県知事
98	S31.7.6	衛発第442号	都道府県優生保護審査会の委員数について（照会）	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
99	S31.7.6	衛企第23号	昭和31年度優生保護相談事業等事業計画及び予算措置について	厚生省公衆衛生局企画課長	京都府衛生担当部長
100	S31.8.11	衛企第35号	優生保護相談事業並びに生活困窮者受胎調節普及事業関係報告資料の提出について	厚生省公衆衛生局企画課長	京都府衛生担当部長
101	S31.11.8		［優生手術費交付金の交付決定の遅れの連絡］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生部（局）長
102	S32.1.24	衛発第41号	昭和31年度優生手術事業遂行状況の調査について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
103	S32.3.4	衛企第13号	昭和32年度家族計画関係の予算状況について	厚生省公衆衛生局企画課長	各都道府県衛生担当部長
104	S32.4.4	衛発第263号	ブロック別家族計画主管課長会議の開催について	厚生省公衆衛生局長	京都府知事
105	S32.4.4	衛企第28号 医総第10号	受胎調節実地指導員の業務広告について	厚生省公衆衛生局企画課長、医務局総務課長	各都道府県衛生担当部長
106	**S32.4.27**		**［優生手術の啓蒙活動等を要請］**	**厚生省公衆衛生局精神衛生課長**	**各都道府県衛生主管部（局）長**
107	S32.5.30	衛精第30号	優生保護法第17条第３項に基く都道府県優生保護審査会の委員数等について（照会）	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部長
108	S32.6.21	厚生省発衛第313号	昭和32年度強制優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
109	S32.8.7	衛精第50号	昭和31年度優生保護費実績調査について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部長
110	S32.8.26	厚生省発衛第386号	受胎調節特別普及事業の実施について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市長
111	S32.8.26	衛発第699号	受胎調節特別普及事業実施要綱の改正について	厚生省公衆衛生局長	神奈川県知事
112	S32.9.6	衛発第778号	受胎調節特別普及事業の実施について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事、各政令市長
113	S32.11.8受付		第２回家族計画普及全国大会出席者の宿泊施設のあっ旋について	厚生省公衆衛生局企画課長	各都道府県、各政令市衛生担当部（局）長
114	S32.12.18	衛発第1098号	昭和32年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	厚生省公衆衛生局長	千葉県知事

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
115	S33.6.9	厚生省発衛第247号	昭和33年度優生手術費国庫負担金の交付について	厚生事務次官	各都道府県知事
116	S33.10.16	衛発第955号	優生保護法第10条に基く優生手術に関する費用について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
117	S33.11.29	厚生省発衛第484号	昭和33年度優生手術費国庫負担金の交付基準の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事
118	S34.12.26	衛発第1282号	昭和34年度優生手術事業遂行状況報告書の提出について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
119	S35.2.1	衛精第５号	都道府県優生保護審査会の委員数について（照会）	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部長
120	S35.3.29	衛発第274号	昭和34年度優生手術事業実績報告書の提出について	厚生省公衆衛生局長	千葉県知事/神奈川県知事
121	S35.4.14	衛精第20号	昭和34年度優生手術費負担金に係る事業実績報告書の提出について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
122	S35.4.16	厚生省発衛第179号	昭和35年度優生手術費国庫負担金の交付について	厚生事務次官	各都道府県知事
123	S35.4.20	厚生省発児第97号	家族計画特別普及事業の実施について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長
124	S35.4.21	児発第486号	家族計画特別普及事業実施要綱改定に伴う取扱について	厚生省児童局長	各都道府県知事、各政令市市長
125	S35.4.27	事務連絡	昭和34年度優生手術費国庫負担金について	厚生省公衆衛生局精神衛生課	各都道府県衛生主管課
126	S35.5.21	衛発第454号	優生保護法の一部を改正する法律の施行について［＊］	厚生省公衆衛生局長、児童局長	各都道府県知事
127	S35.9.29	厚生省発衛第442号	昭和35年度優生手術費負担金交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
128	S36.9.11	厚生省発衛第313号	昭和36年度優生手術費負担金交付決定通知書	厚生大臣	神奈川県
129	S36.10.28	衛精第75号	精神衛生法による措置入院患者が優生保護法第10条に基づく優生手術を行なつた場合における医療費の負担区分について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	都道府県衛生主管局部長
130	S36.11.16	事務連絡	昭和35年度優生手術費事業実績報告書の提出について	厚生省公衆衛生局精神衛生課	群馬県衛生主管部優生保護主管課
131	S36.12.15	児発第1335号	優生保護法施行令及び同法施行規則の一部改正について	厚生省公衆衛生局長、児童局長	各都道府県知事、各政令市市長
132	S37.3.10	厚生省発衛第33号	昭和36年度優生手術費負担金交付決定一部取消通知書	厚生大臣	神奈川県
133	S37.5.19	厚生省発衛第153号	優生手術費の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
134	S39.5.6	児発第405号	家族計画新婚学級の実施について	厚生省児童局長	各都道府県知事
135	S40.7.6	薬事第118号	薬事法の特例に係る優生保護法の一部改正について（通知）	厚生省薬務局薬事課長	各都道府県衛生主管部（局）長
136	S41.12.23	厚生省発衛第216号	昭和40年度優生手術費負担金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
137	S42.2.9	衛精第９号	昭和41・42年度優生手術費交付金医療費請求明細書（写）の送付方依頼について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	長崎県衛生主管部（局）長
138	S42.2.21	衛精第54号	昭和41年度優生手術費交付金の変更交付申請について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
139	S42.3.24	厚生省収衛第120号	昭和41年度優生手術費負担金交付決定一部取消通知書	厚生大臣	長崎県
140	S42.4.15	厚生省発衛第82号	昭和42年度優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	都道府県知事
141	S42.8.25	厚生省発衛第204号	昭和41年度優生手術費負担金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
142	S42.10.3	厚生省収衛第265号	昭和42年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
143	S42.11.24	衛精第39号	昭和42年度優生手術事業遂行状況報告について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	長崎県衛生主管部（局）長
144	S43.1.24	衛精第３号	昭和42年度優生手術費交付金について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	長崎県衛生主管部（局）長

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
145	S43.3.8	厚生省収衛第43号	昭和42年度優生手術費交付金追加交付決定通知書	厚生大臣	長崎県知事
146	S43.5.4	厚生省発衛第80号	昭和43年度優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
147	S43.7.11	厚生省発衛第123号	昭和42年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
148	S43.7.25	厚生省収衛第146号	昭和43年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県／長崎県
149	S43.8.2	衛精第36号	優生保護事務打合会議の開催について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
150	S43.11.25	衛精第48号	昭和43年度優生手術事業遂行状況報告について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
151	S44.2.25	事務連絡	昭和43年度優生手術費交付金追加（増減）額変更申請書の提出について	厚生省公衆衛生局精神衛生課	各都道府県優生保護担当係長
152	S44.3.28	厚生省収衛第85号	昭和43年度優生手術費交付金交付決定一部取消通知書	厚生大臣	滋賀県
153	S44.3.28	厚生省収衛第85号	昭和43年度優生手術費交付金追加交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
154	S44.5.9	衛精第22号	昭和43年度優生手術費交付金の事業実績報告書の提出について（督促）	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	滋賀県衛生主管部（局）長
155	S44.5.10	厚生省発衛第69号	優生手術費交付金の国庫負担について［＊］	厚生事務次官	各都道府県知事
156	S44.6.28	統発第368号	優生手術及び人工妊娠中絶の報告について［＊］	厚生省大臣官房統計調査部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
157	S44.11.14	厚生省収衛第253号	昭和44年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県／長崎県
158	S44.11.27	厚生省発衛第170号	昭和43年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	滋賀県／長崎県
159	S44.12.5	事務連絡	昭和44年度優生手術費交付金事業遂行状況報告について	厚生省公衆衛生局精神衛生課総務係	各都道府県優生保護担当係長
160	S45.3.26	厚生省収衛第74号	昭和44年度優生手術費交付金追加交付決定通知書	厚生大臣	長崎県
161	S45.6.20	薬事第171号	優生保護法の一部を改正する法律の制定について（通知）	厚生省薬務局薬事課長、児童家庭局母子衛生課長	各都道府県、各政令市衛生主管部（局）長
162	S45.8.6	衛発第569号	優生保護法指定医師ブロック別研修会の開催について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
163	S46.1.28	衛精第４号	昭和45年度優生手術費交付金について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
164	S46.1.28	厚生省収衛第20号	昭和45年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県
165	S46.3.16	厚生省発衛第35号	昭和44年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	長崎県
166	S46.8.25	厚生省発衛第126号	昭和45年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	滋賀県
167	S46.9.6	厚生省収衛第154号	昭和46年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	滋賀県
168	S46.9.17	衛発第578号	優生保護法指定医師ブロック別研修会の開催について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
169	S47.1.19	事務連絡	優生手術費交付金の変更申請について	厚生省精神衛生課医療保護係	各都道府県優生保護担当係長
170	S49.4.16	厚生省発衛第65号	優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
171	S49.9.13	児母衛第22号	優生保護相談所の設置状況について	厚生省児童家庭局母子衛生課長	各都道府県、各政令市母子衛生主管課長
172	S50.4.15	厚生省発衛第86号	優生手術費交付金の国庫負担について	厚生事務次官	各都道府県知事
173	S50.7.15	児母衛第24号	優生保護法第39条第１項の改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
174	S50.11.8	厚生省発衛第255号	昭和49年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	滋賀県

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
175	S51.1.20	厚生省発衛第15号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期について	厚生事務次官	各都道府県知事
176	S51.1.21	衛精第２号	優生保護法に基づく人工妊娠中絶の実施時期について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
177	S51.9.9	厚生省発児第141号	「家族計画特別普及事業実施要綱」の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区長
178	S51.9.9	児発第626号	「家族計画特別普及事業実施要綱改定に伴う取扱について」の一部改正について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区長
179	S51.12.17	統発第413号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
180	S51.12.27	衛精第34号	優生手術及び人工妊娠中絶の報告について（通知）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
181	S52.8.19	厚生省発児第151号	「家族計画特別普及事業実施要綱」の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区長
182	S53.4.10	厚生省発衛第75号	優生手術費交付金の国庫負担について［＊］	厚生事務次官	各都道府県知事
183	S53.6.30	厚生省発衛第150号	審議会等の整理等に関する法律による精神衛生法の一部改正等について	厚生事務次官	各都道府県知事
184	S53.10.31	統発第396号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、公衆衛生局長	各都道府県知事
185	S53.11.21	厚生省発衛第252号	「優生保護法の施行について」の一部改正について	厚生事務次官	各都道府県知事
186	S53.11.21	衛精第46号	人工妊娠中絶の報告等について	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	各都道府県衛生主管部（局）長
187	S55.3.24	厚生省収衛第93号	昭和54年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	高知県
188	S55.7.28	事務連絡	受胎調節実地指導員による受胎調節指導のために必要な医薬品の販売について	厚生省児童家庭局母子衛生課長	各都道府県、各政令市、各特別区母子衛生主管部（局）長
189	S55.11.6	児母衛第32号	優生保護法の一部改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
190	S56.1.27	厚生省発衛第13号	昭和54年度優生手術費交付金交付額確定通知書	厚生大臣	高知県
191	S56.5.26	児発第436号	優生保護法施行規則の一部改正について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事
192	S56.11.14	統衛発第26号	昭和57年医療施設調査（動態）、優生保護統計、食中毒統計、病院報告、伝染病統計に使用する調査票等の送付について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課長	岐阜県衛生主管部（局）長
193	S57.3.16	児母衛第12号	優生保護法第15条第２項の講習の認定の取扱いについて	厚生省児童家庭局母子衛生課長	都道府県母子衛生主管部（局）長
194	S57.8.30	衛発第722号	老人保健法による優生保護法及び厚生省設置法の一部改正並びに関係政省令の改正について	厚生省公衆衛生局長	各都道府県知事
195	S57.11.22	統衛発第25号	昭和58年医療施設調査（動態）、優生保護統計、食中毒統計、伝染病統計に使用する調査票等の送付について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課長	岐阜県衛生主管部（局）長
196	S58.3.3	厚生省収衛第54号	昭和57年度優生手術費交付金交付決定通知書	厚生大臣	広島県
197	S58.3.3	衛発第149号	昭和57年度優生手術費交付金の支出負担行為について	支出負担行為担当官　厚生省公衆衛生局長	支出官　広島県出納長
198	S60.6.25	児母衛第18号	優生保護法第39条第１項の改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
199	S60.11.7	事務連絡	昭和60年度精神医療費等の執行見込みについて	厚生省保健医療局精神保健課医療係長	各都道府県精神保健担当係長
200	S63.10.8	事務連絡	優生保護審査会における資料等について	厚生省精神保健課社会復帰指導係長	千葉県衛生部保健予防課優生保護担当係長
201	H1.8.3	厚生省発健医第176号	優生手術費交付金の国庫補助について	厚生事務次官	各都道府県知事
202	H1.8.3	事務連絡	「優生手術費交付金交付要綱」の送付について	厚生省保健医療局精神保健課社会復帰指導係長	各都道府県精神保健担当係長
203	H2.3.6	事務連絡	10歳代の妊娠問題等に対する都道府県事業について（調査依頼）	厚生省保健医療局精神保健課社会復帰指導係長	各都道府県衛生主管部（局）優生保護担当課担当係長
204	H2.3.20	厚生省発健医第55号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準について	厚生事務次官	各都道府県知事

	発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
205	H2.3.20	健医精発第12号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更について	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
206	H2.6.29	児母衛第18号	優生保護法第39条第１項の改正について	厚生省児童家庭局母子衛生課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
207	H2.8.17	健医精発第38号	優生保護関係資料の作成について（依頼）	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
208	H2.12.6	事務連絡	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更の周知徹底について	厚生省保健医療局精神保健課医療第二係	各都道府県優生保護法担当係長
209	H2.12.6	健医精発第57号	優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準の変更の周知徹底について	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
210	H5.3.24		［ゲメプロスト含有の膣座剤の取扱いについての連絡］	厚生省保健医療局精神保健課課長	各都道府県優生保護主管課長
211	H5.12.24	児発第1037号	優生保護法施行規則の一部を改正する省令の公布について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区長
212	H5.12.24	統発第384号 健医発第1394号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、保健医療局長	各都道府県知事
213	H5.12.24	健医精発第61号	優生手術及び人工妊娠中絶の実施に係る報告について（通知）［＊］	厚生省保健医療局精神保健課長	各都道府県衛生主管部（局）長
214	H6.4.8	統保発第15号	優生保護統計報告作成要領の送付について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部保健社会統計課保健統計室長	石川県衛生主管部（局）長
215	H7.6.16	児母第26号	優生保護法第39条第１項の改正について	厚生省児童家庭局母子保健課長、薬務局企画課長	各都道府県、各政令市、各特別区衛生主管部（局）長
216	H8.3.31	発健医第110号	らい予防法の廃止に関する法律の施行について（依命通知）	厚生事務次官	各都道府県知事／各国立ハンセン病療養所長
217	H8.3.31	健医発第426号	らい予防法の廃止に関する法律の施行について	厚生省保健医療局長	各都道府県知事／各国立ハンセン病療養所長
218	H8.6.6	統発第172号 健医発第726号	優生保護統計報告の年報様式の一部改正について（通知）	厚生省大臣官房統計情報部長、保健医療局長	各都道府県知事
219	H8.9.25	厚生省発児第122号	母体保護法の施行について［＊］	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区長
220	H8.9.25	厚生省発児第123号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について（依命通知）［＊］	厚生事務次官	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区長
221	H8.9.25	児発第826号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について［＊］	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区長
222	H8.9.25	統発第292号 児発第828号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について	厚生省大臣官房統計情報部長、児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区長
223	H8.9.25	児発第832号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について［＊］	厚生省児童家庭局長	日本母性保護産婦人科医会長
224	H8.9.25	児発第833号	優生保護法の一部を改正する法律等の施行について［＊］	厚生省児童家庭局長	日本医師会長
225	H8.9.25	児発第827号	「受胎調節普及実施要領」並びに「同細目」について	厚生省児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区長
226	H8.9.25	統発第293号 児発第829号	母体保護法第25条の届出及び統計の実施について［＊］	厚生省大臣官房統計情報部長、児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区長
227	H8.9.25	社援保第186号 児発第830号	生活保護法による医療扶助と母体保護法との関係について［＊］	厚生省社会・援護局長、児童家庭局長	各都道府県知事、各政令市市長、各中核市市長、各特別区区長
228	H8.12.25	事務連絡	保健統計調査・定期報告等の事務取扱いについて	厚生省大臣官房統計情報部保健社会統計課保健統計室企画指導係長	各都道府県、各指定都市、各中核市保健統計主管係長

通知・事務連絡 No. 28

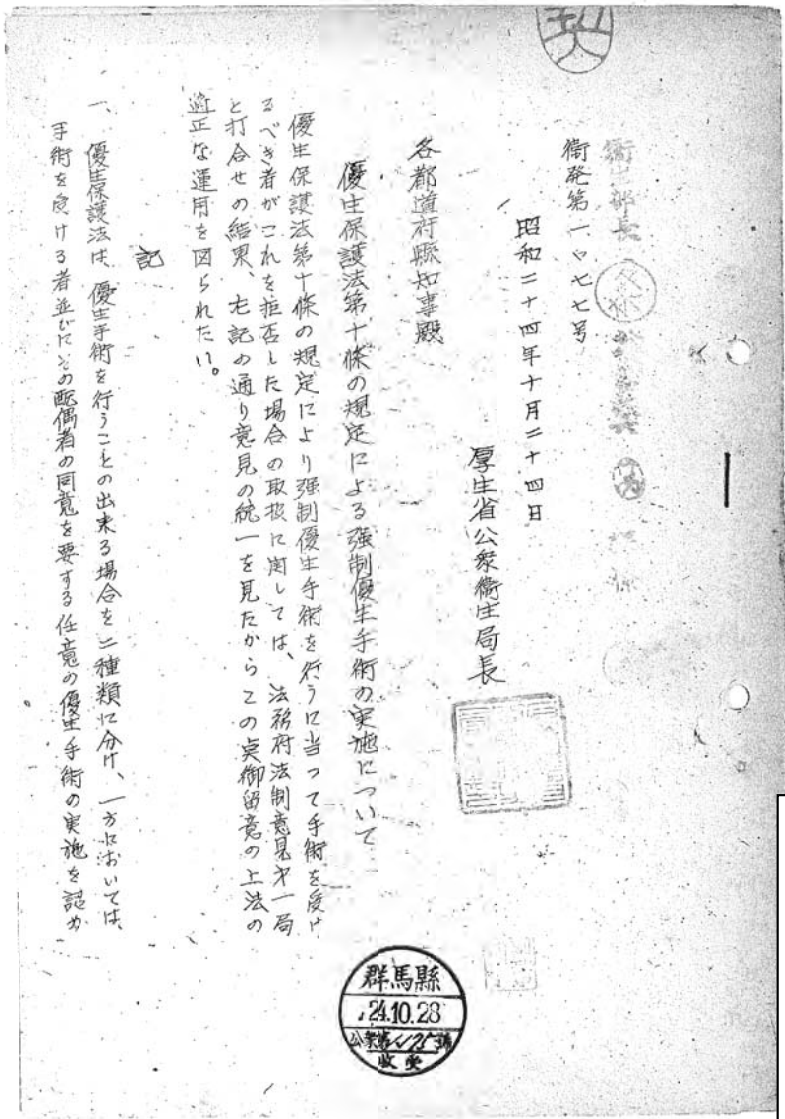

衛発第一〇七七号
昭和二十四年十月二十四日
厚生省公衆衛生局長

各都道府縣知事殿

優生保護法第十條の規定による強制優生手術の実施について

優生保護法第十條の規定により強制優生手術を行うに当って手術を受けるべき者がこれを拒否した場合の取扱に関しては、法務府法制意見第一局と打合せの結果、左記の通り意見の統一を見たからこの点御留意の上法の適正な運用を図られたい。

記

一、優生保護法は、優生手術を行うことの出来る場合を二種類に分け、一方においては、手術を受ける者並びにその配偶者の同意を要件とする任意の優生手術の実施を認め（第三條）、他方においては、何等この種の同意を要件としない強制優生手術の実施を認めているが（第四條）、後者の場合には、手術を受ける本人の同意を要件としていないことから見れば、当然に本人の意思に反して、手術を行うことができるものと解しなければならない。従って本人が手術を受けることを拒否した場合においても手術を強行することができるものである。勿論、この場合に手術を強行する事ができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、即ち手術を受けなければならない者が、優生手術の実施に関して不服があるにもかゝわらず、法第六條の規定による再審査の申請又は第九條の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府縣優生保護審査会の決定がそれぞれ確定した場合か、優生手術を行うことが適当である旨の判決が確定した場合でなければならない。

二、右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に当って必要な最少限度のものでなければならないので、なるべく有形力の行使は慎まなければならないが、それぞれの具体的な場合に応じては、真に必要やむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手術を用いることも許される場合があると解して差し

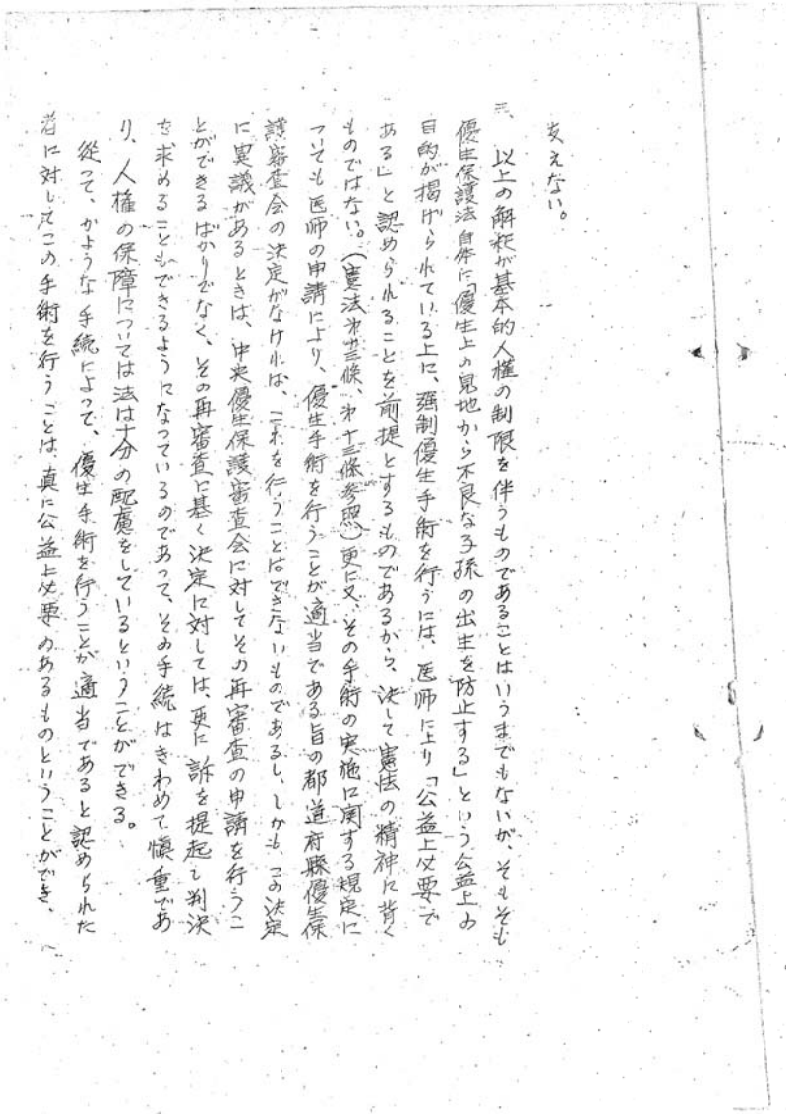

支えない。

三、以上の解釈が基本的人権の制限を伴うものであることはいうまでもないが、そもそも優生保護法自体に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という公益上の目的が掲げられている上に、強制優生手術を行うには、医師により「公益上必要である」と認められることを前提とするものであるから、決して憲法の精神に背くものではない。（憲法第十三條参照）更に又、その手術の実施に関する規定についても医師の申請により、優生手術を行うことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定がなければ、これを行うことはできないものであるし、しかも、この決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に対してその再審査の申請を行うことができるばかりでなく、その再審査に基く決定に対しては、更に訴を提起し判決を求めることもできるようになっているのであって、その手続はきわめて慎重であり、人権の保障については法は十分の配慮をしているということができる。

従って、かような手続によって、優生手術を行うことが適当であると認められた者に対してこの手術を行うことは、真に公益上必要があるものということができ、

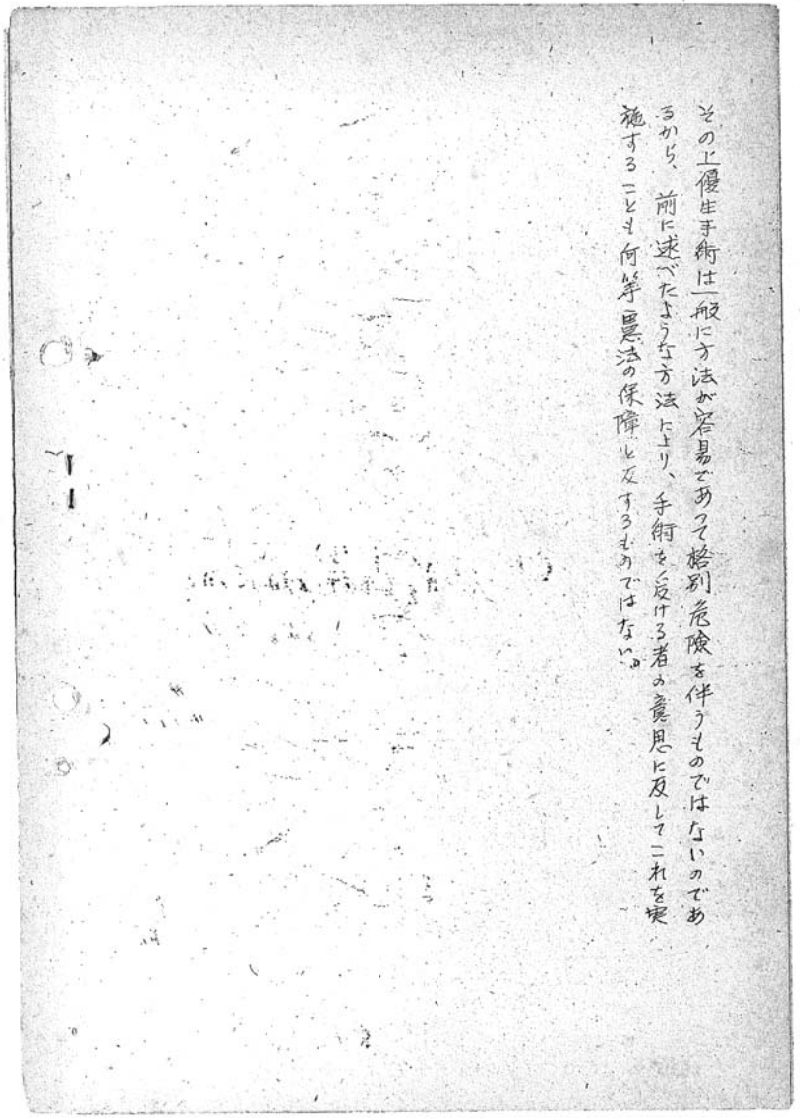

その上優生手術は一般に方法が容易であって格別危険を伴うものではないのであるから、前に述べたような方法により、手術を受ける者の意思に反してこれを実施することも何等憲法の保障に反するものではない。

通知・事務連絡 No.35

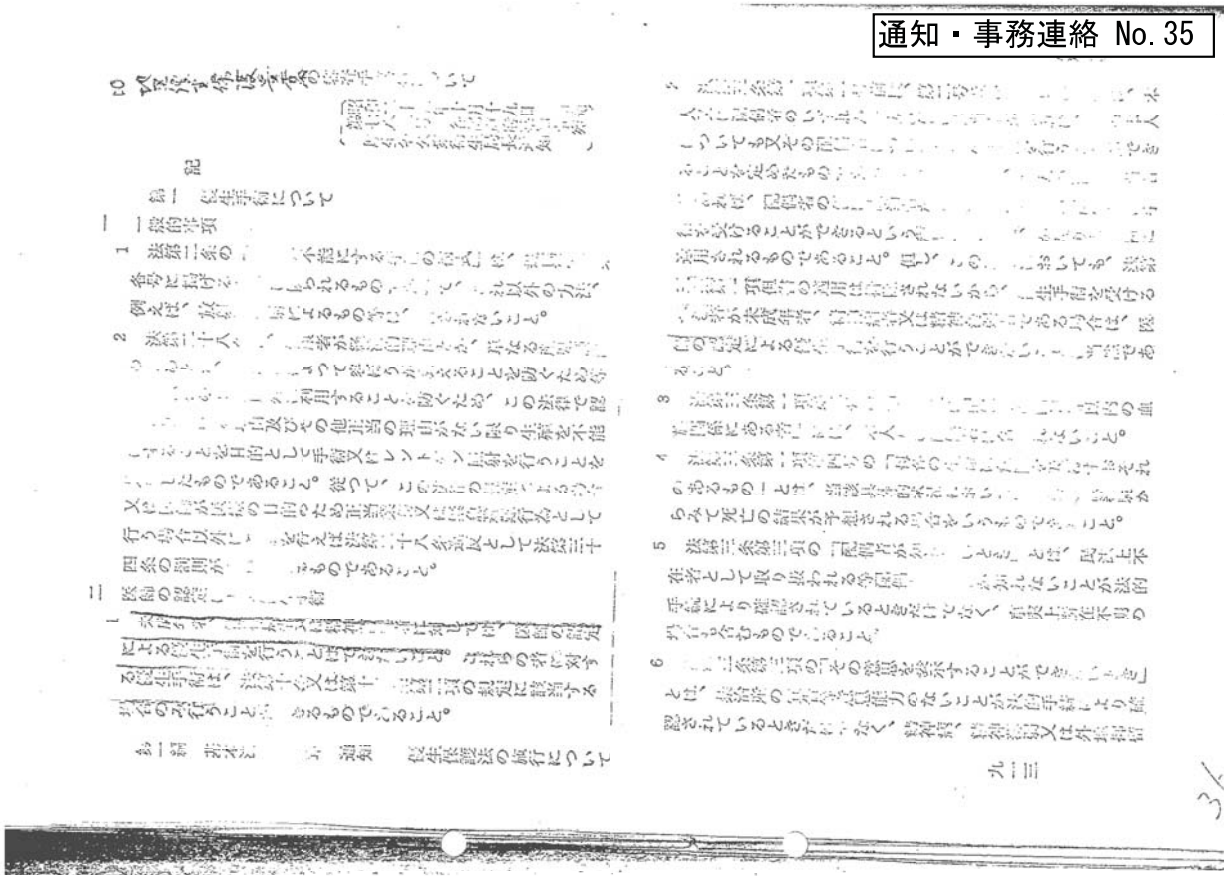

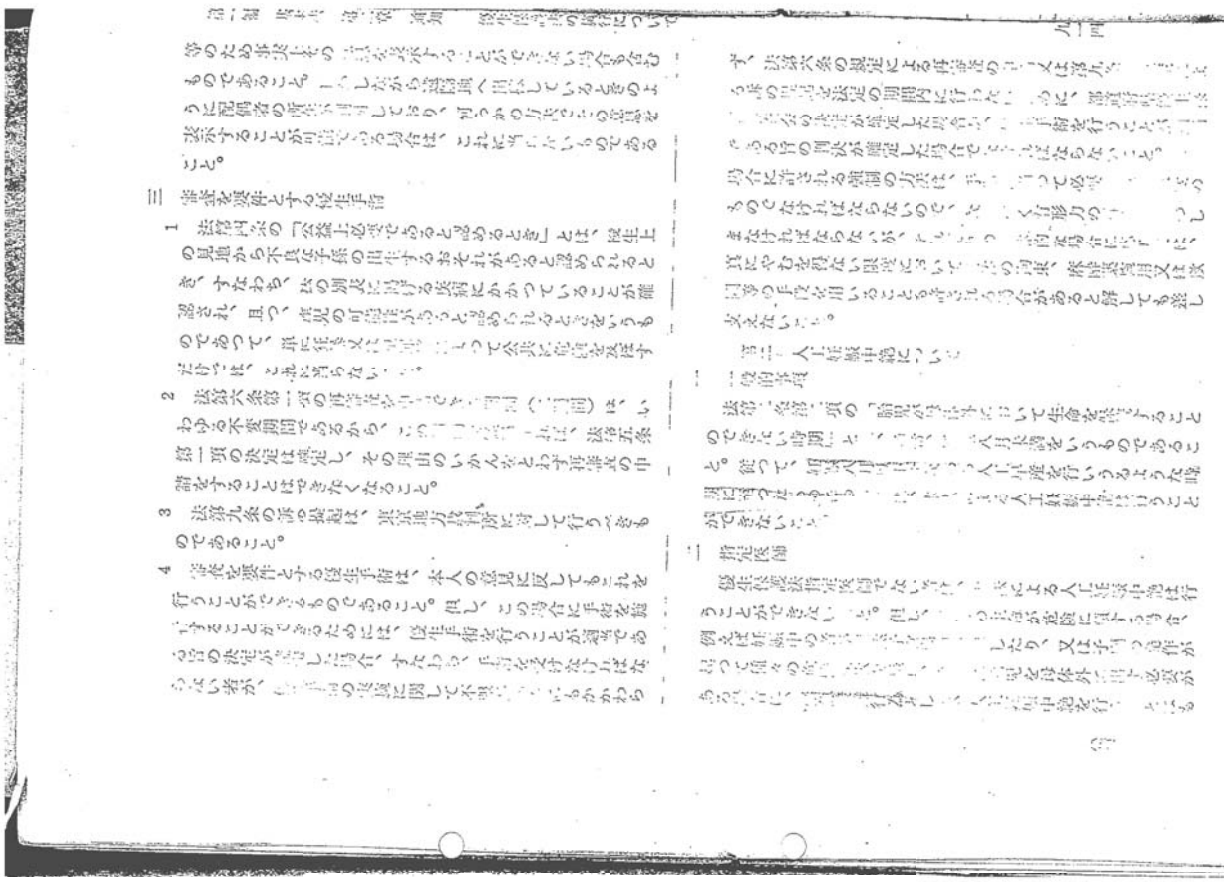

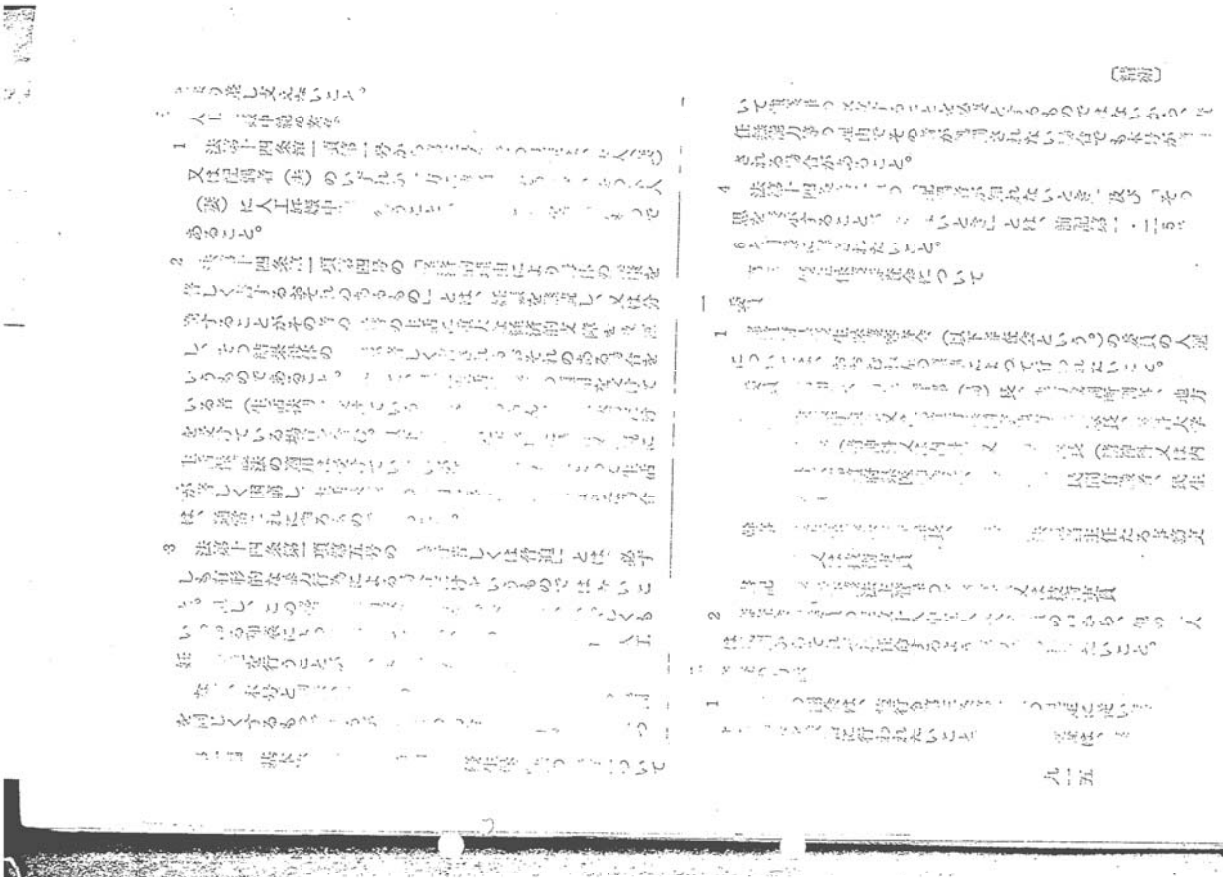

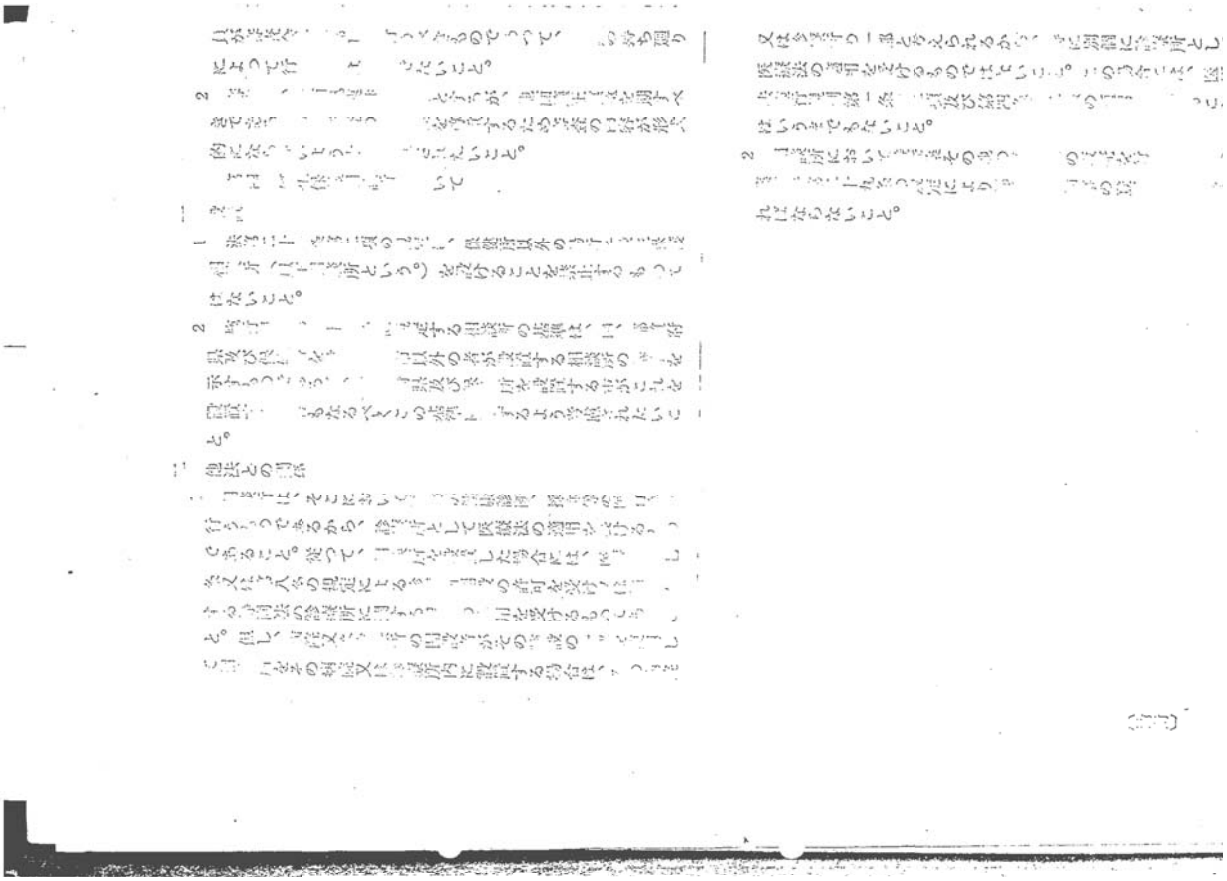

通知・事務連絡 No.49

厚生省発衛第一三三号
昭和二十七年六月二十三日

各都道府県知事殿

厚生事務次官

優生保護法の一部を改正する法律等の施行について

優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百七十一号）、優生保護法施行令の一部を改正する政令（昭和二十七年政令第百七十九号）及び優生保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三二号）の施行については、特に左の事項に留意の上、その運用の万全を期せられるよう通知する。

記

第一　一般的事項

一、優生保護法の一部を改正する法律は、優生保護法（以下「法」という。）の趣旨を徹底するために、優生手術ができる範囲を広め、人工妊娠中絶の手続を簡易にし、受胎調節の実地指導の規定を新設した外、優生保護相談所及び優生保護審査会に

関する規定の整備等を行つたものであること。

二　優生保護法施行令の一部を改正する政令は、法の一部改正に伴い、地区優生保護審査会に関する規定を削り、優生手術に関して国庫が負担すべき費用の範囲を拡大し、優生保護相談所の設置及び運営に要する費用の国庫補助に関する規定を加えたものであること。

三　優生保護法施行規則の改正は、法の一部改正に伴い、受胎調節の実地指導及び認定講習に関する規定等を新設し、優生保護相談所の申請手続その他に関する規定に所要の改正を加えたものであること。

第二　優生手術に関する事項

一　法第三條第一項第一号の改正は、従来、配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病又は遺伝性精神薄弱にかかつている場合には、法第三条第一項第二号によつて優生手術を行うことができるに拘らず、配偶者が同様の疾病にかかつている場合には、これが行なえないという不合理な点があつたので、これを是正すると共に、母性保護を徹底するために配偶者が遺伝性でない精神病又は精神薄弱にかかつている場合にも優生手術を行うことができるようにしたものであること。

二　法第三條第二項の改正は、配偶者（妻）が法第三條第一項第四号又は第五号に該当する場合に、その夫に優生手術を行うことができることとして、母性保護の徹底をはかつたものであること。

三　法第十二條及び第十三條の改正は、従来、遺伝性でない精神病又は精神薄弱にかかつている者については、性、審査のいずれによつても優生手術を行うことができなかつたため、これらの者の保護が十分でないうらみがあつたので、審査を要件として優生手術を行うことができることとしたものであること。

なお、都道府県優生保護審査会の審査を要件としたのは、これらの者の多くは自己の能力に欠けるところがあるため、保護義務者の同意だけでは、不当に優生手術が行われるおそれがあることも考えられるので、かかる弊害を防止しようという趣旨によるものであること。

四　法第三條及び法第四條の見出を改め、法第三條第一項中「住居に」の字句を削除したのは、いずれも本文の内容を的確に表現するためであつて、これにより優生手術の性格が変更されたものではないこと。

五　政令第五條第一項中「旅費」を「鉄道賃、船賃、車賃」に改めたのは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の用語に合せたものであること。

六　規則において、仕事の優生手術及び人工妊娠中絶に関する同意書の徴收及び保存に関する規定を廃止したのは、手続を簡素化するために同意書の形式及びその保存期間を限定せず、医師が適宜これを行うようにしたものであること。

第三　人工妊娠中絶に関する事項

法第十四條の改正は、従来、手続がはんざつに過ぎるため当然優生保護法による人工妊娠中絶を行うことができる者でも、これを回避して違法な人工妊娠中絶を行うおそれがあり、しかも、この様な場合は危険な技術により母体の健康を害することも少くないと認められるので、これらの者も適法且つ安全に人工妊娠中絶を行うことができるように、その手続を簡素適正化したものであること。

一　人工妊娠中絶を行うことができる者の範囲は、本人又は配偶者が遺伝性でない精神病にかかつている場合も追加されたほかは、従前通りであること。

二　この改正により、経済的理由及び衆姦等による場合の事実の認定も一切指定医師に任されたので、その認定に当つては、適切に行うよう十分指導されたいこと。なお、認定に当つて疑わしいときは、関係者から診断書又はこれに代るべき事実を証する書面等を徴收することはさしつかえないこと。

三　法第十四条第一項第四号には、仕娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるものを含むものであること。

第四　受胎調節に関する事項

法第十五條の改正は、受胎調節の普及策に便乗して、十分な知識及び技能を有しない者が、受胎調節の実地指導を行うおそれがあるので、これを防止するために特定の受胎調節の指導を一般的に禁止し、医師及び都道府県知事の指定を受けた者だけに一

れを許して、受胎調節の適正且つ効果的な普及をはかつたものであること。

一　法第十五條の受胎調節の実地指導とは、直接女子の身体に対して行うものをいい、模型により又は口頭で行うものの等はこれに含まれないこと。

二　規則第十條、第十二條及び第十四條に規定する指定証及び標識の交付、更訂及び再交付に関する手数料は、地方公共団体手数料令（昭和二十二年政令第三百二十七号）及び同規則（昭和二十三年政令第五号）によられたいこと。

第五　優生保護相談所に関する事項

一　優生結婚相談所の名称を優生保護相談所と改めたのは、これを事業の内容に適合させたものであつて、相談所の性質を変更したものではないこと。

二　法第二十三條の「優生保護相談所に類似する文字」とは、たとえば、優生結婚相談所、優生保護相談所等の如く優生保護相談所にまぎらわしい名称を用いることをいうものであること。

第六　その他

一　法第十八條第五項の改正は、都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び旅費に関する根拠を規定したものであり、各都道府県は、これにより、報酬及び旅費の支給に関する条例を都道府県條令で定められたいこと。

二　法第二十五條の改正は、法第二十八條の特例を除き、優生保護法により優生手術及び人工妊娠中絶を実施したすべての場合について届出義務を課するとともに、その届出方法を簡素化したものであること。

なお、法第二十八條の人工妊娠中絶の届出の特例が適用されるのは、指定医師が自ら死産の届出に関する規程によつて届出をした場合に限られること。したがつて、同規程により医師以外の届出義務者が届出をした場合でも、その医師は、これとは別に、法第二十五條による届出をしなければならないこと。

三　法第二十七條の秘密保持の規定の改正により、公務員以外で優生手術及び人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者についても、この義務が課せられたのであるが、このなかには、これらの手術を実施した医師及びこれを補助した看護婦等も含まれるものであること。

通知・事務連絡 No.60

厚生省発衛第一五〇号
昭和二十八年六月十二日

厚生事務次官

各都道府県知事殿

優生保護法の施行について

優生保護法の施行について当省から示達した通知は、相当多数に上るが、これらのうちには、数次の法令改正に伴い、すでに実質的には失効し又は無意味となっているも

ものもおって、施行上混乱を生じ不便も少くないと考えられるので、今回これを整理したから、今後これらについては、すべて左記によって処理することとされたい。

なお、本通知の施行に伴い、次の各通知は、これを廃止するから念のため申し添える。

1. 優生保護法施行に関する件
（昭和二十四年一月二十日厚生省発衛第三号
各都道府県知事宛　厚生事務次官通知）

2. 優生保護法施行規則の一部改正について
（昭和二十四年四月二十日厚生省発
衛第四六号　各都道府県知事宛
厚生事務次官通知）

3. 地区優生保護審査会の運営等に関する件
（昭和二十四年六月十七日衛庶第一
七四号　各都道府県衛生部長宛
厚生省公衆衛生局庶務課長通知）

4. 優生保護法の一部を改正する法律施行に関する件
（昭和二十四年六月二十五日厚生省
発衛第八〇号　各都道府県知事宛
厚生事務次官通知）

5. 優生保護法第二十二條の規定による優生結婚相談所の運営について
（昭和二十四年十月四日衛発第一〇
一二号各都道府県知事宛　厚生省
公衆衛生局長、医務局長通知）

6. 優生結婚相談所類似機関の取扱について
（昭和二十四年十月四日衛庶第二一
〇号各都道府県衛生部長宛
厚生省公衆衛生局庶務課長、医務
局医務課長通知）

7. 優生保護法第十條の規定による強制優生手術の実施について
（昭和二十四年十月二十四日衛発第
一〇七七号各都道府県知事宛
厚生省公衆衛生局長通知）

8. 優生保護法第十三條第二項に規定する医師の意見書の様式について
（昭和二十四年十一月二十四日衛発
第一一七九号各都道府県知事宛
厚生省公衆衛生局長通知）

9. 健康保険における任意の優生手術及び人工妊娠中絶の保険給付について
（昭和二十五年五月十八日衛庶第五
二号各都道府県衛生部長宛
厚生省公衆衛生局庶務課長通知）

10、地区優生保護審査会の審査手数料について（昭和二十五年十月十九日衛発第八八三号 各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知）

記

— 4 —

第一 優生手術について

一、一般的事項

1、法第二條の「生殖を不能にする手術の術式」は、規則第一條各号に掲げるものに限られるものであって、これ以外の方法、例えば、放射線照射によるもの等は、許されないこと。

2、法第二十八條は、優生者が経済的理由とか、単なる産児制限のためとか、又出産によって容ぼうが衰えることを防ぐため等この法律の目的以外に利用することを防ぐため、この法律で認められている理由及びその他正当の理由がない限り生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行うことを禁止したものであること。従って、この法律の規定による場合又は医師が医療の目的のため正当業務又は緊急避難行為として行う場合以外にこれを行えば法第二十八條違反として法第三十四條の罰則が適用されるものであること。

二、医師の認定による優生手術

1、未成年者、精神病者又は精神薄弱者に対しては、医師の認定による優生手術を行うことはできないこと。これらの者に対する優生手術は、法第十條又は第十三條第二項の規定に該当する場合のみ行うことができるものであること。

2、法第三條第一項第一号前段、第二号及び第三号の規定は、本人又は配偶者のいずれか一方の側に該当者があれば、その本人についても又その配偶者についても優生手術を行うことができることを定めたものであること。すなわち、本人の側に該当

者があれば、配偶者の側に該当者がない場合でもその配偶者は手術を受けることができるという趣旨であって、かなり広範囲に適用されるものであること。但しこの場合においても、法第三条第一項但書の適用は排除されないから、優生手術を受けるべき者が未成年者、精神病者又は精神薄弱者である場合は、医師の認定による優生手術を行うことができないことは当然であること。

3　法第三条第一項第三号の「本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者」には、本人及び配偶者は含まれないこと。

4　法第三条第一項第四号の「母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの」とは、当該具体的状況において医学的常識経験からみて妊娠の継続が予想される場合をいうものであること。

5　法第三条第三項の「配偶者が知れないとき」とは、民法上不在者として取り扱われる等配偶者の所在が知れないことが法的手続により確認されているときだけでなく、事実上所在不明の場合もふくむものであること。

6　法第三条第三項の「その意思を表示することができないとき」とは、禁治産の宣告等意思能力のないことが法的手続により確認されているときだけでなく、精神病、精神薄弱又は外地抑留等のため事実上その意思を表示することができない場合も含むものであること。しかしながら遠隔地へ移っているときのように配偶者の所在が判明しており、何らかの方法でその意思を表示することが可能である場合は、これに当らないものであること。

三　妊娠を要件とする優生手術

1　法第四条の「公益上必要であると認めるとき」とは、優生上の見地から不良な子孫の出生するおそれがあると認められるとき、すなわち、法の別表に掲げる疾病にかかっていることが確認され、且つ、産児の可能性があると認められるときをいうものであって、単に経済又は保健等によって公共に危険を及ぼすだけでは、これに当らないこと。

2、法第六條第一項の再審査を申請できる期間（二週間）は、いわゆる不変期間であるから、この期間を経過すれば、法第五條第一項の決定は確定し、その理由のいかんをとわず再審査の申請をすることはできなくなること。

3、法第九條の訴の提起は、東京地方裁判所に対して行うべきものであること。

4、審査を要件とする優生手術は、本人の意見に反してもこれを行うことができるものであること。但し、この場合に手術を施行することができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、すなわち、手術を受けなければならない者が、優生手術の実施に関して不服があるにもかかわらず、法第六條の規定による再審査の申請又は第九條の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県優生保護審査会の決定が確定した場合か、優生手術を行うことが適当である旨の判決が確定した場合でなければならないこと。この場合に許される抵制の方法は、手術に当って必要な最小限度のものでなければならないのであるべく有形力の行使はつつしまなければならないが、それぞれの具体的な場合に応じ

ては、眞にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解しても差し支えないこと。

第二　人工妊娠中絶について

一、一般的事項

法第二條第二項の「胎児が母体外において生命を保続することのできない時期」とは、通常、妊娠八月未満をいうものであること。従って、妊娠八月以上すなわち人工早産を行いうるような時期に至った胎児については、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこと。

二、指定医師

優生保護法指定医師でない者は、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこ

と。但し、母体の生命が危険に瀕する場合、例えば妊娠中の者が突然子宮出血を起したり、又は子癇の発作が起って種種の危険症状を呈し、急速に胎児を母体外に出す必要がある場合に、緊急避難行為として、人工妊娠中絶を行うことはもとより差し支えないこと。

三　人工妊娠中絶の対象

一　法第十四條第一項第一号から第三号までの規定は、本人（妻又は配偶者（夫）のいずれか一方に該当者があれば、その本人（妻）に人工妊娠中絶を行うことができることを定めたものであること。

二　法第十四條第一項第四号の「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」とは、妊娠を継続し、又は分娩することがその者の世帯の生活に重大な経済的支障を及ぼし、その結果母体の健康が著しく害されるおそれのある場合をいうものであること。従って、現に生活保護法の適用を受けている者（生活扶助を受けている場合はもちろん、医療扶助だけを受けている場合を含む。以下同じ。）が妊娠した場合又は現に生活保護法の適用は受けていないが妊娠又は分娩によって生活が著しく困窮し、生活保護法の適用を受けるに至るような場合は、通常これに当るものであること。

三　法第十四條第一項第四号の「暴行若しくは脅迫」とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。但し、この認定は相当厳格に行う必要があり、いやしくもいわゆる和姦によって妊娠した者が、この規定に便乗して人工妊娠中絶を行うことがないよう十分慎重を期すべきこと。

なお、本号と刑法の強姦罪の構成要件は、おおむねその範囲を同じくするものであるが、本号の場合は必ずしも被害者について強姦罪が成立することを必要とするものではないから、責任無能力等の理由でその者が処罰されない場合でも本号が適用される場合があること。

4. 法第十四條第二項の「配偶者が知れないとき」及び「その意思を表示することができないとき」とは、前記第一、二、5及び6と同様に解されたいこと。

第三　優生保護審査会について

一、委員

1. 都道府県優生保護審査会（以下審査会という。）の委員の人選については、おおむねたの標準によって行われたいこと。

委員　副知事、主管部（局）長、地方裁判所判事、地方検察庁検事又は都道府県國家地方警察隊長、医科大学教授（精神科又は内科）又は病院長（精神科又は内科）、都道府県医師会長、開業医師、民間有識者、民生委員

幹事　優生保護法主管課長、優生保護法担当主任たる事務吏員又は技術吏員

—12—

書記　優生保護法主管課の事務吏員又は技術吏員

2. 審査会の委員の定数十人中五人は公務員の中から、他の五人は民間からそれぞれ任命するよう取り計らわれたいこと。

二、審査の方法

1. 審査会の開会は、施行令第三條第一項の規定に従い定定数による開会を厳格に行われたいこと。又その審査は、実際に各委員が審査会に出席して行うべきものであって、書類の持ち廻りによって行うことは適当でないこと。

2. 審査は、一面迅速性を必要とするが、他面適正慎重を期すべきであるから、審査の迅速性を尊重するため審査の内容が形式的にならないよう十分注意されたいこと。

—13—

第四　優生保護相談所について

一　設　置

イ　法第二十一條第二項の規定は、保健所以外の場所に優生保護相談所（以下相談所という。）を設けることを禁止するものではないこと。

ロ　施行規則第二十三條に規定する相談所の基準は、国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者が設置する相談所の基準を示すものであるが、都道府県及び保健所を設置する市がこれを設置する場合もなるべくこの基準に準ずるよう考慮されたいこと。

二　他法との関係

イ　相談所は、そこにおいて医師が健康診断、採血等の医行為を行うものであるから、診療所として医療法の適用を受けるものであること。従って、相談所を設置した場合には、医療法第七條又は第八條の規定による診療所開設の許可を受け又は届出をする等同法の診療所に関する規定の適用を受けるものであること。但し、病院又は

診療所の開設者がその施設の一部を使用して相談所をその病院又は診療所内に設置する場合は、その病院又は診療所の一部と考えられるから、特に別個に診療所として医療法の適用を受けるものではないこと。この場合には、医療法施行規則第一條第二項及び第四條第二項の適用を受けることはいうまでもないこと。

ロ　相談所において避妊薬その他の医薬品の販売を行う場合は、薬事法第二十九條の規定により都道府県知事の登録を受けなければならないこと。

生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について（抄）

（昭和29年11月17日　社発第904号
各都道府県知事宛
厚生省社会・公衆衛生局長連名通知）

標記の件については，今般その取扱に関する通知を左記の通り一括整理したから爾今これによつて処理されたい。

記

第一　生活保護法と優生保護法との関係について

1　経済的理由により母体の健康を著しく害する虞の認定について

優生保護法第14条第１項第４号に掲げる経済的理由により母体の健康を著しく害する虞の認定は，一切優生保護法による指定医師に委ねられているのであるが，疑わしいときは，指定医師が関係者から証明書又はこれに代るべき事実を証する書面等を徴することは差し支えないとされているので，福祉事務所及び民生委員は，指定医師から右の証明書等を求められた場合にあつては，これに協力すること。

2　人工妊娠中絶手術に対する医療扶助の適用について

(1)　困窮のため人工妊娠中絶手術の費用の全部又は一部を負担することができない者には，生活保護法の医療扶助が適用されること。

この場合において，医療扶助の要否及び程度の決定その他の手続等については，一般の取扱いによつて厳正に実施すること。

なお，この場合には，本人に交付する医療券に，優生保護法第14条の規定による人工妊娠中絶の手術を行う旨を記載すること。

(2)　前記(1)の場合において医療扶助による人工妊娠中絶手術を担当する医師は，生活保護法による指定医療機関たる病院若しくは診療所に所属する医師又は指定医療機関として指定された医師であると同時に，優生保護法による指定医師であることを要すること。

(3)　なお，優生保護法第14条第１項第４号に掲げる経済的理由により人工妊娠中絶を受けることのできる者の範囲と，手術について生活保護法による医療扶助が適用される者の範囲とは，必ずしも一致するものでないから，人工妊娠中絶手術を受けることのできる者の全部に直ちに医療扶助を適用することのないよう留意すること。

3　優生手術に対する医療扶助の適用について

(1)　生活困窮者が優生保護法第３条の医師の認定による優生手術を受けようとする場合及び第13条の優生手術を受けようとする場合の取り扱いは，前記(2)に準じて処理すること。

(2)　優生保護法第４条から第10条までに規定する審査を要件とする優生手術の費用については，同法第11条の規定により一切優生保護法において負担されることとなつているので，生活保護法の医療扶助を適用する余地はないこと。

ゲメプロストを含有する膣坐剤（プレグランディン膣坐剤）の管理，取扱いについて

（昭和59年５月30日　術発371号
薬発376号
日本母性保護医協会長宛
厚生省公衆衛生局長，薬務局長連名通知）

標記医薬品は，妊娠中期における治療的流産を適応とした，優生保護法指定医師のみが使用する医薬品である。

このような本医薬品の特殊性に鑑み，その管理，取扱いについては厳重かつ慎重な対応が必要であるとの観点から，今般，「ゲメプロストを含有する膣坐剤の管理・取扱い要領」を別添のとおり定め，関係者への指導，徹底を図ることとした。

貴会におかれても，本要領の趣旨を御理解の上，各都道府県支部及び会員への周知徹底を図られたくお願いする。

ゲメプロストを含有する膣坐剤の管理・取扱い要領

1．本剤の流通過程における管理

A．一般事項

(1)　本剤の優生保護法指定医師（以下「指定医師」という。）への提供の単位は５個入りの包装とする。

(2)　本剤は指定医師又は指定医師のいる医療機関（以下「指定医師等」という。）からの注文により販売されるもので，医療機関への試供品・臨床試用医薬品の提供，薬局での販売等は行われない。

つまり，本剤は医薬品製造業者→卸売業者→指定医師等のルートのみを通じて販売されるものである。

B．医薬品製造業者

(1)　本剤については(i)出庫年月日(ii)出庫数量・ロット番号(iii)出庫先を出庫の都度，書面を備え記載し，最終の記載の日から２年間保存する。

(2)　前項(1)の記載は管理薬剤師が行う。

(3)　卸売業者から本剤の販売数量等の状況について報告を求め，本剤が指定医師等のみに販売されていることを確認するとともに毎月在庫状況を把握する。

(4)　前項(3)の報告に基づき，毎月，販売数量，販売先等を各都道府県毎に分類のうえ，都道府県医師会及び日本母性保護医協会都道府県支部（以下「日母支部」という。）に報告する。

(5)　卸売業者への販売にあたり，保健衛生上の危害を生ずる恐れがあると判断される場合には，当該卸売業者に本剤の販売を行わない。

(6)　2.のD.の(3)により都道府県医師会から供給停止要請があつた場合には，当該医師会との緊密な連絡の下に所要の措置を講ずる。

C．卸売業者

(1)　本剤については(i)入庫年月日(ii)入庫数量・ロット番号(iii)出庫年月日(iv)出庫数量・ロット番号(v)出庫先を入・出庫の都度，書面を備え記載し，最終の記載の日から２年間保存する。

(2)　前項(1)の記載は管理薬剤師が行う。

(3)　管理薬剤師は出庫先が指定医師等であることを確認したうえでなければ本剤の出庫を認めてはならない。

(4)　責任者は上記書面の記載内容を毎月医薬品製造業者に報告する。

2．本剤の保管・管理

A．一般事項

(1)　本剤は冷所（５℃以下）で保管する。

(2)　本剤の保管場所は他のものの保管場所と明確に区分された，本剤専用のものであることを原則とし，鍵をかける設備があることとする。

(3)　本剤の有効期間は２年である。外函に表示された使用期限に留意する。

B．卸売業者

(1)　管理薬剤師は上記2.のA.に定める事項を指揮監督する。

C．指定医師等

(1)　病院又は診療所の管理者（以下「病院等の管理者」という。）は本剤の取扱責任者として，(i)購入年月日(ii)購入数量・ロット番号(iii)使用年月日(iv)使用数量・ロット番号(v)返品（損耗分を含む。以下同じ。）年月日(vi)返品数量・ロット番号(vii)施用患者氏名・カルテ番号・施用理由をその都度書面を備え記載し，最終の記載の日から２年間保存する。

(2)　病院等の管理者は，４半期ごとに，その期間満了後15日以内に当該日母支部に

通知・事務連絡 No.73

衛生第二一六号
昭和二十六年十二月二十四日

厚生省公衆衛生局庶務課長

各都道府県衛生部長殿

審査を要件とする優生手術の実施の推進について

標記については、毎年御配意を煩わしている処であるが、本年度における十一月迄の実施状況をみるに、本年四月三日衛生第二三号（昭和二十六年度優生保護関係予業計画について）及び十月六日厚生省発衛第三〇二号（昭和二十六年度強制優生手術費の画庫負担について）により提出願つに実施計画を相当に下廻る現状にあるので、なお一層の御努力を頂き、計画通り実施するように願いたい。

通知・事務連絡 No.106

衛生部長　医務課長　次長　係長

拝啓　時下のみぎり貴職には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

優生手術の実施につきましては種々御協力を煩わしていることと存じますが、すでに御連絡しましたとおり、本年度における優生手術交付金にかかる手術対象者は前年度一三五〇人に対し一八〇〇人と大幅に増加されたのでありますが、本県優生手術の実施件数は逐年増加の途を辿っているとはいえ予算上の件数を下廻っている実状であります。

各府県別に実施件数を比較してみますと別紙資料のとおり極めて不均衡であり、このことは手術対象者が存在しないということではなく、関係者に対する啓蒙活動と貴職の御努力により相当程度成績を向上せしめ得られるものと存ずる次第であります。

つきましては、誠に恐縮ではありますが、本年度における優生手術の実施につきまして特段の御協力を賜わり予定の成果をあげられるよう御願い申し上げる次第であります。

敬具

昭和三十二年四月二十七日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

[redacted]

京都府衛生部(局)長　殿

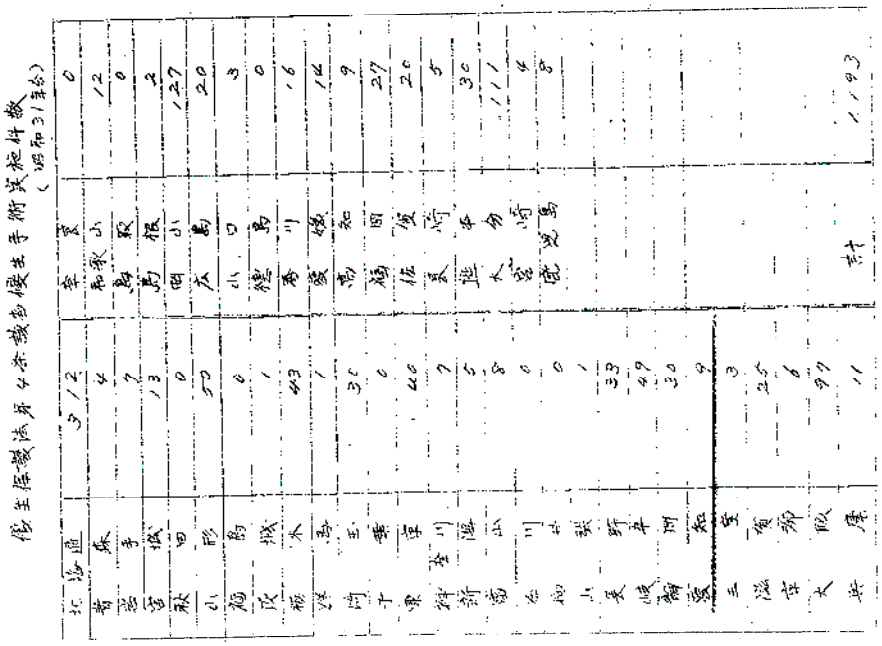

優生保護法第４条該当優生手術実施件数
（昭和31年分）

北海道	312	奈良	0
青森	4	和歌山	12
岩手	7	鳥取	0
宮城	13	島根	2
秋田	0	岡山	127
山形	50	広島	20
福島	0	山口	3
茨城	1	徳島	0
栃木	43	香川	16
群馬	1	愛媛	14
埼玉	30	高知	9
千葉	0	福岡	27
東京	40	佐賀	20
神奈川	7	長崎	5
新潟	5	熊本	30
富山	8	大分	111
石川	0	宮崎	4
福井	0	鹿児島	8
山梨	1		
長野	33		
岐阜	49		
静岡	30		
愛知	9		
三重	3		
滋賀	25		
京都	6		
大阪	97		
兵庫	11	計	1193

（２）地方自治体等からの疑義照会及び回答

この一覧は、厚生労働省及び都道府県等より提供を受けた疑義照会及び回答について整理したものである。

（注1）**太字の文書**は、本編の本文において引用しているもので、次頁以降に当該文書自体を掲載した。
（注2）件名に［＊］のある文書は、厚生労働省において保管されていた資料で、同省ウェブサイト<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html>に掲載されているものである。
（注3）*斜体の文書*は、特定の都道府県からの疑義照会とそれに対する回答を厚生省が各都道府県宛てに併せて通知したものである。
（注4）件名の記載のない文書は、［　］に主な内容を記載した。また、判読が困難な文字は「〓」で代用した。

	【照会】						【回答】					
		発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名		発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
1								S23.12.9	医修第872号	優生保護法実施に関する件（回答）	厚生省公衆衛生局長、医務局長	各国立病院、各国立療養所長、各医務局出張所
2								S24.2.10受付		地区優生保護委員会幹事及び書記について	厚生省公衆衛生局庶務課長	京都府衛生部長
3								S24.4.24		優生保護法第13条第1項第2号の解釈について	厚生省公衆衛生局庶務課長	都道府県衛生部長
4		S24.6.23	〓〓第2540号	優生又は受胎調節指導所に関する質疑について	福岡県衛生部長	厚生省公衆衛生局長		S24.10.4	衛庶第210号	優生結婚相談所類似機関の取扱について	厚生省公衆衛生局庶務課長、医務局医務課長	都道府県衛生部長
5		S24.9.2	公保第4576号	優生保護法の一部を改正する法律施行に関し疑義照会の件	富山県知事	厚生省公衆衛生局長		S24.10.20	衛発第1065号	優生保護法第13条第1項第2号の経済的理由により母体の健康を著しく害する虞があるものについて人工妊娠中絶を行う場合の認定手続について	厚生省公衆衛生局長	都道府県知事
6								**S24.10.11**	**法務府法意一発第62号**	**強制優生手術実施の手段について［＊］**	**法務府法制意見第一局長**	**厚生省公衆衛生局長**
7		**S24.11.25**	**四衛予発第11517号**	**優生保護法第2条の優生手術について**	**京都府知事**	**厚生省〓〓**		**S24.12.12**	**衛発第12〓〓号**	**優生保護法第2条の優生手術について（昭和24年11月25日四衛予発第11517号による照会に対する回答）**	**厚生省公衆衛生局長**	**京都府知事**
8		S25.8.16	医第682号	優生手術諸費負担金の配付申請について	愛媛県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長		S25.9.1	衛庶第91号	優生手術に関する費用等について（通知）	厚生省公衆衛生局庶務課長	各都道府県衛生部長
9		**決裁起案日S25.9.12**		**第三国人の優生保護法適用について電報案**	**北海道衛生部長**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**		**S25.9.15受付**		**［厚生省からの電報による回答］**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**北海道衛生部長**
10								**S25.9.23**	**衛庶第93号**	**外国人に対する優生保護法適用の疑義について（8月24日公保第2557号による照会に対する回答）**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**北海道衛生部長**
11								S25.12.15	衛発第747号	精神衛生鑑定医と優生保護法との関係について［＊］	厚生省公衆衛生局長	鳥取県知事
12		S27.7.24	27保指第989号	優生保護法一部改正に伴う疑義について	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長		S27.8.15	衛庶発第115号	優生保護法一部改正に伴う疑義について（回答）	厚生省公衆衛生局庶務課長	北海道衛生部長
13								S28.8.17	統発第423号	予防接種月報並びに優生手術月報について	厚生省大臣官房統計調査部長	福岡県衛生部長
								S28.8.17	*統発第423号の2*	*予防接種月報並びに優生手術月報について*	*厚生省大臣官房統計調査部長*	*各都道府県衛生部長*
14		S27.12.8	27保健第1613号	優生保護法第23条に関する疑義について	神奈川県衛生部長	厚生省公衆衛生局長		S28.8.18	衛発第632号	優生保護法第23条に関する疑義について（回答）	厚生省公衆衛生局長、医務局長	神奈川県知事
								S28.8.18	*衛発第632号の2*	*優生保護法第23条に関する疑義について*	*厚生省公衆衛生局長、医務局長*	*各都道府県知事*

		発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名		発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
15		S29.5.6	29保指第440号	優生保護法の取扱疑義について	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局長		S29.8.2	衛庶第57号	優生保護法の疑義について	厚生省公衆衛生局庶務課長	北海道衛生部長
16		**S29.5.15**	**29公第4628号**	**優生保護法の質疑照会について［＊］**	**福岡県衛生部長**	**厚生省公衆衛生局長**		**S29.7.26**	**衛庶第48号**	**優生保護法の疑義について（回答）［＊］**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**福岡県衛生部長**
17		S29.6.7	社第391号	生活保護法施行上の疑義について（照会）	富山県知事	厚生省社会局長		S29.9.7	社発第706号	生活保護法施行上の疑義について	厚生省社会局長	富山県知事
18	①	**S29.6.22**	**発公衛第467号**	**精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について［＊］**	**鳥取県衛生部長**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**		**S29.9.28**	**衛庶第77号**	**精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について［＊］**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**鳥取県衛生部長**
	②	S29.6.30	発公衛第467号	精神障害者の去勢問題について［＊］	鳥取県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長						
	③	S29.8.10	発公衛第467号	精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について［＊］	鳥取県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長						
	④	S29.9.30	発公衛第467号	精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について［＊］	鳥取県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長						
19		S29.12.3	29保健第1518号	優生手術施行について［＊］	神奈川県衛生部長	厚生省公衆衛生局長						
20	①	**S30.4.28**	**公衛**	**精神障碍者の除睾術に対する優生手術委託費の支払について照会［＊］**	**群馬県衛生部長**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**		**S30.7.4**	**衛庶第62号**	**精神障害者の除睾手術に関する件［＊］**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**群馬県衛生部長**
	②	**S30.6.9**	**公衛**	**精神障害者の除睾術に対する優生手術委託費の支払について［＊］**	**群馬県衛生部長**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**						
21		S30.5.30	公衛232号	優生手術実施に関する照会について	群馬県衛生部長	厚生省公衆衛生局庶務課長		S30.6.14	衛庶第56号	優生手術費交付金の支払いに対する照会について	厚生省公衆衛生局庶務課長	群馬県衛生部長
22		**S30.12.6**	**兵結第4392号**	**優生保護法運営に関する疑義について［＊］**	**兵庫県衛生部長**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**		**S31.1.28**	**衛庶第18号**	**優生保護法運営に関する疑義について［＊］**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**兵庫県衛生部長**
23		**S30.12.24**	**兵結第4497号**	**優生保護法運営上の疑義について［＊］**	**兵庫県衛生部長**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**		**S31.1.20**	**衛庶第10号**	**優生保護法運営上の疑義について［＊］**	**厚生省公衆衛生局庶務課長**	**兵庫県衛生部長**
24		S31.8.16	31衛第1248号	優生保護審査会における審査に関する疑義について（照会）［＊］	岩手県知事	厚生省公衆衛生局長		決裁起案日S31.8.27		優生保護審査会における審査に関する疑義について（回答）［＊］		
25		S31.9.6	31公第6902号	優生保護法第25条の規定による優生手術、人工妊娠中絶を行った場合の届出義務について［＊］	福岡県衛生部長	厚生省公衆衛生局長		S31.10.30	衛精第40号	優生保護法第25条に基く医師の届出について［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福岡県衛生部長
								S31.10.30	*衛精第40号*	*優生保護法第25条に基く医師の届出について［＊］*	*厚生省公衆衛生局精神衛生課長*	*各都道府県衛生部長*
26		**S32.7.4**	**32衛第1059号**	**審査を要件とする優生手術の審査に関する疑義について［＊］**	**岩手県厚生部長**	**厚生省公衆衛生局精神衛生課長**		**S32.7.31**	**衛精第47号**	**審査を要件とする優生手術の審査に関する疑義について（回答）［＊］**	**厚生省公衆衛生局精神衛生課長**	**岩手県厚生部長**
27		S32.10.31	32公号外	優生手術の実施について［＊］	福島県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S32.11.13	衛精第71号	優生手術の実施について［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福島県厚生部長
28	①	**S33.10.22**	**ト第234号公信写**	**外国人の本邦における優生手術等に関する照会の件［＊］**	**在トロント領事**	**外務大臣**		**決裁起案日S33.11.20**		**［「外国人の本邦における優生手術等に関する照会の件」への回答案］［＊］**		
	②	**S33.10.31**	**事務連絡**	**［上記の公信写を厚生省に照会］［＊］**	**外務省情報文化局長事務代理**	**厚生省公衆衛生局長**						
29		S34.2.2	34保予第204号	優生保護法第10条に基く優生手術に関する費用について［＊］	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S34.2.28	衛精第８号	優生保護法第10条に基く優生手術に関する費用について（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	北海道衛生部長
								S34.2.28	*衛精第８号*	*優生保護法第10条に基く優生手術に関する費用について［＊］*	*厚生省公衆衛生局精神衛生課長*	*各都道府県衛生主管部長*

		発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名		発出日	発出番号	件名	発出者名	宛名
30		S34.9.14	公衛第1103号	優生保護法第11条に関する取扱いについて［＊］	愛媛県衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S34.9.28	衛精第45号	優生保護法第11条に関する取扱いについて（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	愛媛県衛生部長
								S34.9.28	*衛精第45号*	*優生保護法第11条に関する取扱いについて［＊］*	*厚生省公衆衛生局精神衛生課長*	*各都道府県衛生主管部（局）長*
31		S34.9.21	発公第141号	優生保護法第4条と第12条の解釈及び申請手続について（照会）［＊］	宮崎県衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		決裁起案日S34.10.3		優生保護法第４条及び第12条の解釈並びに申請手続について（回答）［＊］		
32		S35.2.3		優生保護法第4条の遺伝性疾患か或は第12条の遺伝性以外の疾患の区別について［＊］	和歌山県医務課母子衛生係	厚生省公衆衛生局精神衛生課				優生保護法に関する疑義回答について（伺）［＊］		
33		決裁日S35.8.10	第1912号	外国人に対する優生保護法適用の疑義について	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長						
34		S35.10.19	35衛第1637号	優生保護法に関する疑義について（照会）［＊］	岩手県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S35.11.8	衛発第1084号	優生保護法に関する疑義について（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局長	岩手県知事
								S35.11.8	***衛発第1084号***	***優生保護法に関する疑義について［＊］***	***厚生省公衆衛生局長***	***各都道府県知事***
35		S36.2.3	36公号外	優生保護法第４条による優生手術費の支払いについて（照会）［＊］	福島県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S36.3.17	衛精第15号	優生保護法第10条による優生手術費の支払いについて（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福島県厚生部長
36		S36.9.20	医第1784号	優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書閲覧申請に対する秘密の保持に関する疑義について（照会）［＊］	新潟県衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S36.11.2	衛精第76号	優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書閲覧申請に対する秘密保持に関する疑義について（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	新潟県衛生部長
								S36.11.2	*衛精第76号*	*優生手術実施報告書及び人工妊娠中絶実施報告書閲覧申請に対する秘密保持に関する疑義について［＊］*	*厚生省公衆衛生局精神衛生課長*	*各都道府県衛生主管部（局）長*
37		S36.9.20	36公号外	優生保護法第10条による優生手術の費用額について［＊］	福島県厚生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S36.9.29	衛精第57号	優生保護法第10条による優生手術の費用の額について（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	福島県厚生部長
38		**決裁起案日S37.8.8**		**外国人に対する優生保護法の適用について（照会）［＊］**								
39		S37.10.31	37公第787号	優生保護法による優生手術について（照会）［＊］	岐阜県知事	厚生省公衆衛生局長		S37.12.8	衛発第1076号	優生保護法による優生手術について（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局長	岐阜県知事
								S37.12.8	***衛発第1076号の２***	***優生保護法による優生手術について［＊］***	***厚生省公衆衛生局長***	***各都道府県知事***
40		S37.11.9	37保予第2697号	優生保護法に関する疑義について（照会）［＊］	北海道衛生部長	厚生省公衆衛生局精神衛生課長		S37.11.30	衛精第49号	優生保護法に関する疑義について（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	北海道衛生部長
41		**S40.7.28**	**医第1937号**	**優生保護法第4条の別表について（照会）［＊］**	**大阪府知事**	**厚生省公衆衛生局長**				**［「優生保護法第４条の別表について（照会）」への回答］［＊］**		
42								**S43.8.3**	**衛精第37号**	**精神衛生法の運用上の疑義について（通知）［＊］**	**厚生省公衆衛生局精神衛生課長**	**各都道府県衛生主管部（局）長**
43		S46.9.21	優審第３号	精神病者等に対する優生保護審査の対象について（質疑）［＊］	岐阜県優生保護審査会会長	厚生大臣		S46.12.28	衛精第53号	精神病者等に対する優生保護審査の対象について（回答）［＊］	厚生省公衆衛生局精神衛生課長	岐阜県優生保護審査会会長

疑義照会 No.6（回答）

別紙

強制優生手術実施の手段について

（昭和24年10月11日法務府法意一発第2424号
厚生省公衆衛生局長あて法制意見第一局長回答）

要旨　優生保護法第10条の規定による強制優生手術は、本人の意志に反しても、これを実施することができる。この場合身体の拘束、麻酔薬施用等の手段を用いることは、直に止むを得ない事情のある場合に限り且つ必要の最小限度に止めなければならない。

１　問題

(1)　優生保護法第10条の規定により強制優生手術を行なうに当って、手術を受ける者がこれを拒否した場合において、その意志に反してでも、あくまで手術を強行することができるか。

(2)　右の場合、強制の方法として、身体拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段により事実上抵抗不能の状態を作ることが許されるか。

２　意見

(1)　優生保護法は、優生手術を行なう、行なわない場合と二種に分ち、一方において、手術を受ける者並びにその配偶者の同意を要するもの、すなわち任意の優生手術を行な

い得べき場合を認め（廿三条）、他方においては、なんらこの種の同意を要件としないもの、すなわち強制優生手術を行ない得べき場合を認めているが（廿四条）後者の場合には手術を受ける本人の同意を要件としていないことから見れば、当然に本人の意志に反しても、手術を行なうことができるものと解しなければならない。従って、本人が手術を受けることを拒否した場合においても、手術を強行することができるものと解しなければならない。

(2) 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に際し必要な最少限度であるべきはいうまでもないことであるから、なるべく有形力の行使は慎むべきであって、それぞれ具体的場合に応じ、真に必要やむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があるものと解すべきである。

(3) 以上の解釈が基本的人権の制限を伴うものであることは、いうまでもないが、そもそも優生保護法自体に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という公益上の目的が掲げられている（一条）上に、強制優生手術を行なうには、医師により「公益上必要である」と認められることを前提とするものである（廿四条）から決して憲法の精神に背くものであるということはできない（憲法廿二条、廿三条参照）。その手術の実施に関する規定に徴すれば、医師の申請により、優生手術を行なうことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定がなければ、これを行なうことはできない（廿五条）。しかも、この決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができる（廿六条）ばかりでなく、その再審査に基づく決定に対しては、さらに訴を提起し判決を求めることもできるようになっている（廿九条）のであって、その手続はきわめて慎重であり、人権の保障について法は十分の配慮をしているというべきである。従って、かような手続を経て、なお、優生手術を行なうことが適当であると認められた者に対して、この手術を行なうことは、真に公益上必要のあるものというべく、加うるに、優生手術は一般に方法容易であり格別危険を伴うものではないのであるから、前示のような方法により、手術を受ける者の意志に反してこれを実施することも、なんら憲法の保障を裏切るものということはできない。

疑義照会 No.7（照会）

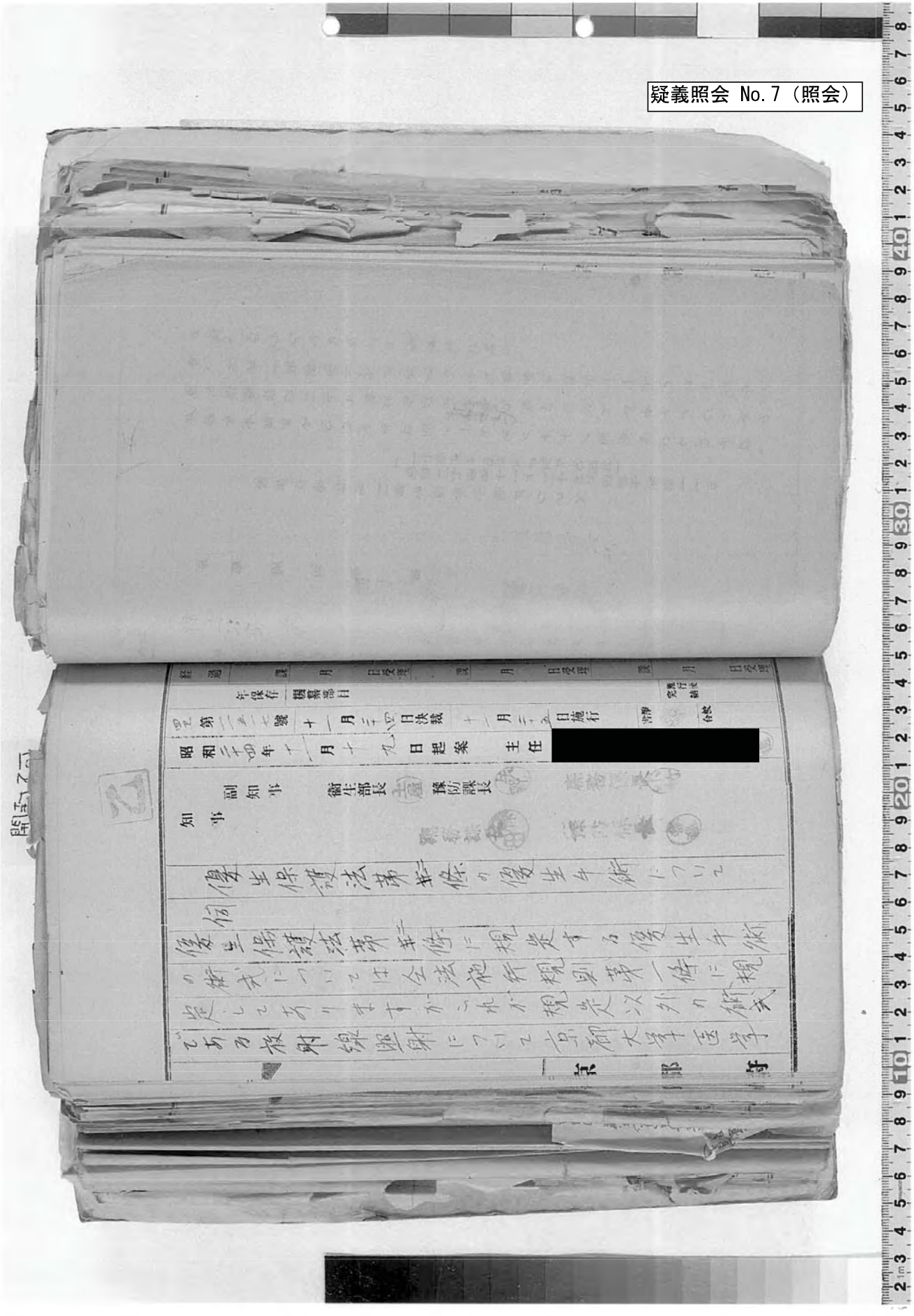

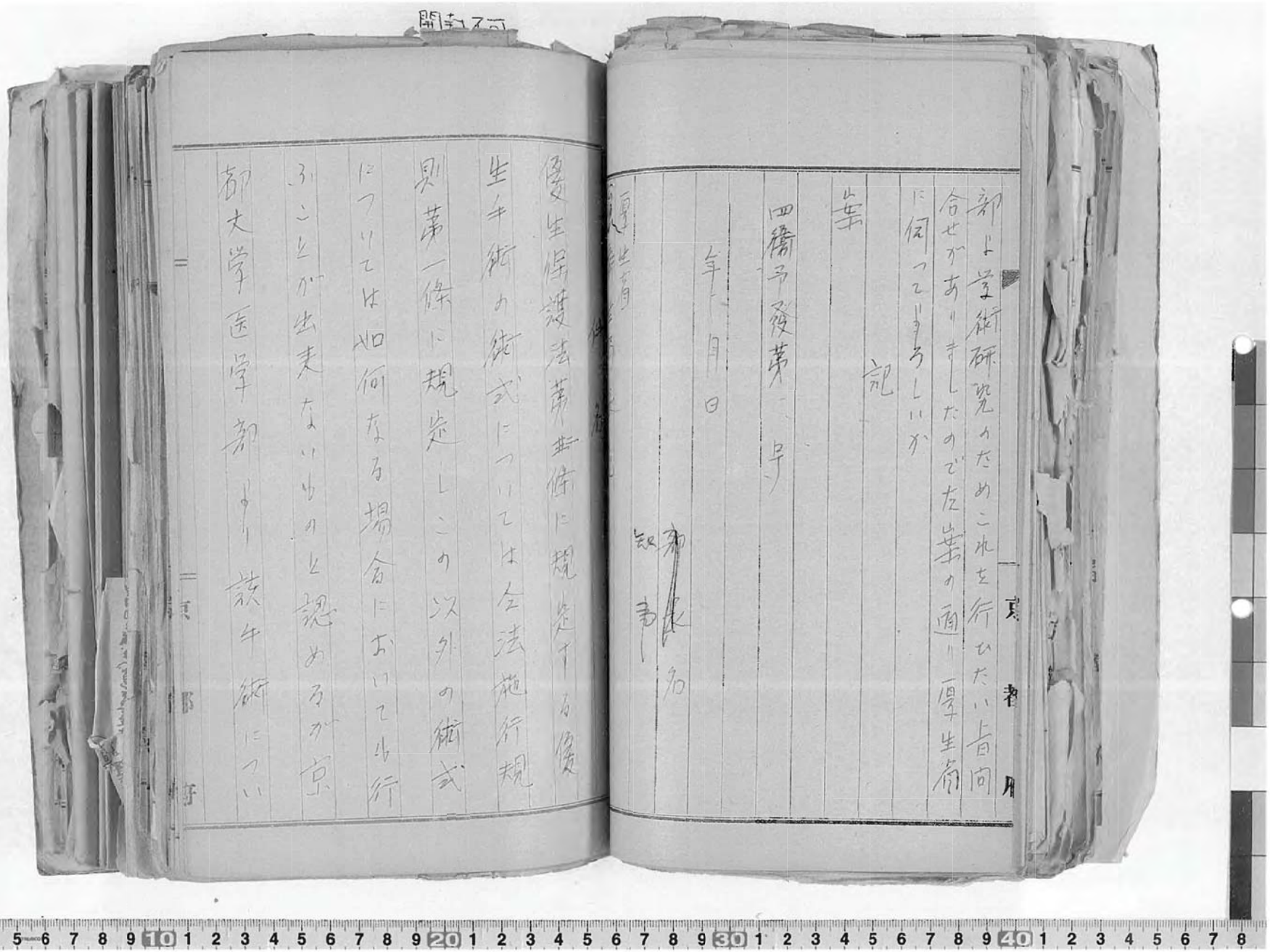

丙

33

第	號	年保存	編纂部目

昭和二十四年十二月十四日起案　日決裁　日施行

主任 [redacted]

知事　副知事　衛生部長　豫防課長　豫防係長　庶務係長

優生保護法第十三條第二項に規定する
医師の意見書の様式について

標記について別紙厚生省公衆衛生局長通牒により
別紙の通り様式が定められたので左案により関
係者に通牒してよろしいか
御伺い致します。

一、精管切除結紮法（精管を陰嚢根部で精索
から剥離して二糎以上を切除し各断端を
焼灼結紮する）

二、精管離断変位法（精管を陰嚢根部で精
索から剥離して切断し各断端を結紮して
から変位固定する

三、卵管壓挫結紮法（マドレーネル氏法）（卵管を
およそ中央部で把持し直角又は鋭角に屈曲
させてその両脚を壓挫鉗子で壓挫してから
結紮する）

四、卵管間質部楔状切除法（卵管峡部で卵管を
結紮切断してから子宮角に楔状切開を施し

疑義照会 No.7（回答）

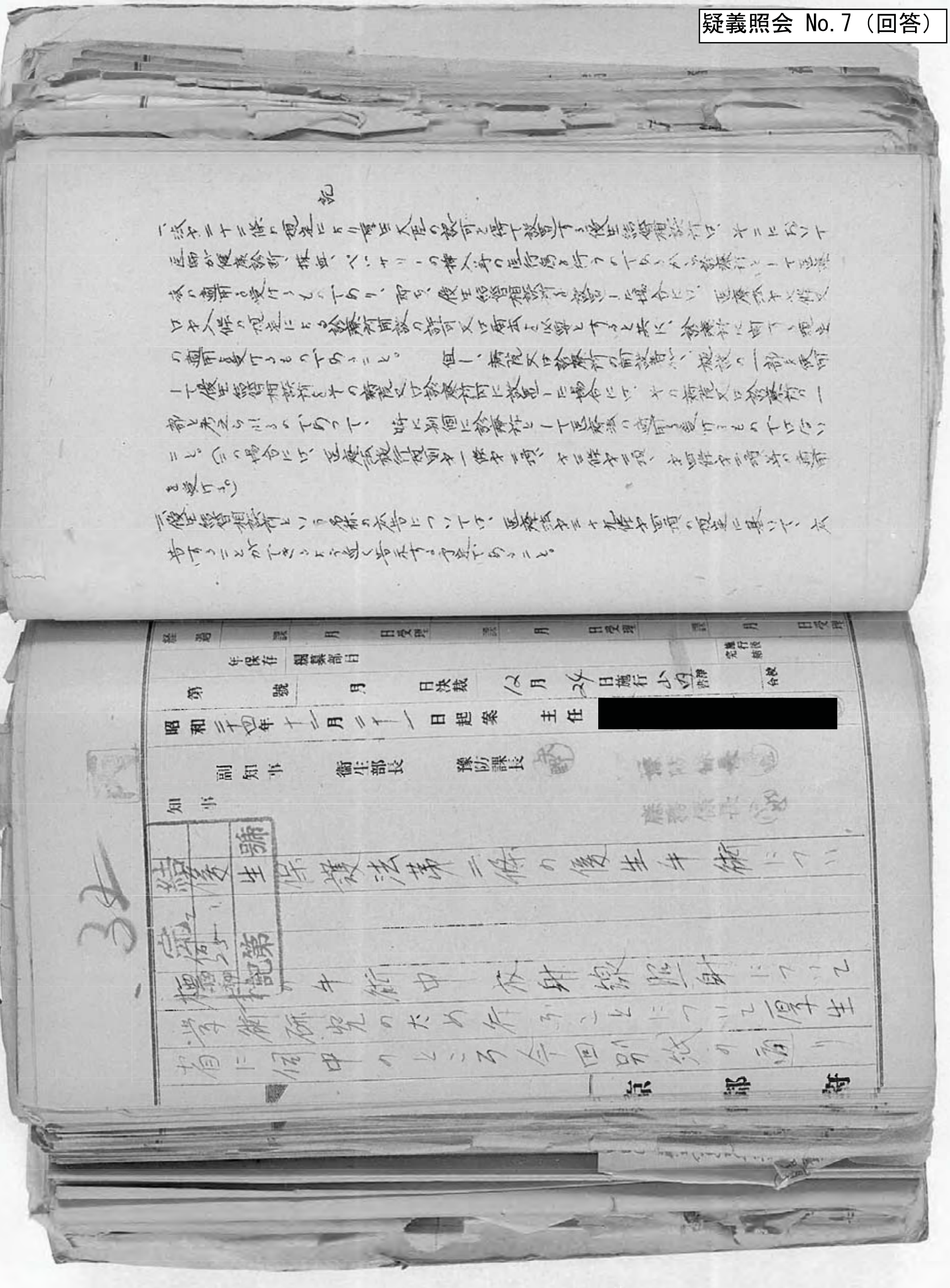

昭和二十四年十二月二十一日起案　12月24日施行　主任 [redacted]

知事　副知事　衛生部長　予防課長

優生保護法第二條の優生手術について

手術中放射線照射について厚生省に伺中のところ今回別紙の通り

記

一、法第二十二條の規定により厚生大臣の認可を得て設置する優生結婚相談所は、そこにおいて医師が健康診断、採血、ペッサリーの挿入等の医行為を行うのであるから診療所として医療法の適用を受けるものであり、即ち、優生結婚相談所を設置した場合には、医療法第七條又は第八條の規定による診療所開設の許可又は届出を必要とすると共に、診療所に関する規定の適用を受けるものであること。　但し、病院又は診療所の開設者が、施設の一部を使用して優生結婚相談所をその病院又は診療所に設置した場合には、その病院又は診療所の一部と考えられるのであって、特に別個に診療所として医療法の適用を受けるものではないこと。（この場合には、医療法施行規則第一條第二項、第七條第二項、第十四條第一項、第二項の適用を受ける。）

二、優生結婚相談所という名称の広告については、医療法第三十九條第四項の規定に基いて、広告することができるよう近く告示する予定であること。

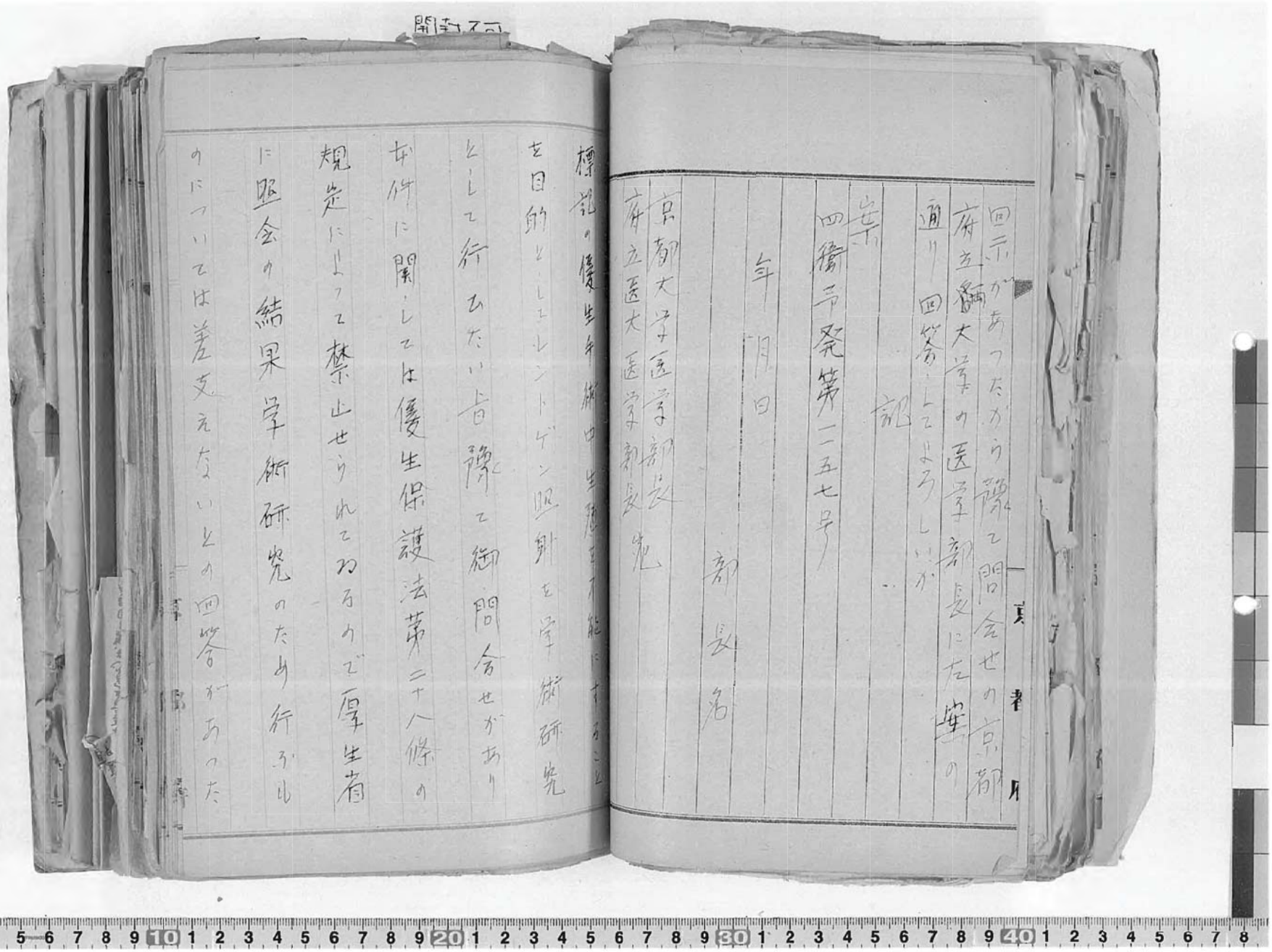

回示があつたから豫て問合せの京都
府立大学の医学部長に左案の
通り回答してよろしいか

案

四衛予発第一二五七号

年　月　日

部長名

京都大学医学部長
府立医大医学部長　先

標記の優生手術中生殖を不能にすること
を目的としてレントゲン照射を学術研究
として行ひたい旨豫て御問合せがあり
本件に関しては優生保護法第二十八條の
規定によつて禁止せられてゐるので厚生省
に照会の結果学術研究のため行ふも
のについては差支えないとの回答があつた

疑義照会 No.9（照会）

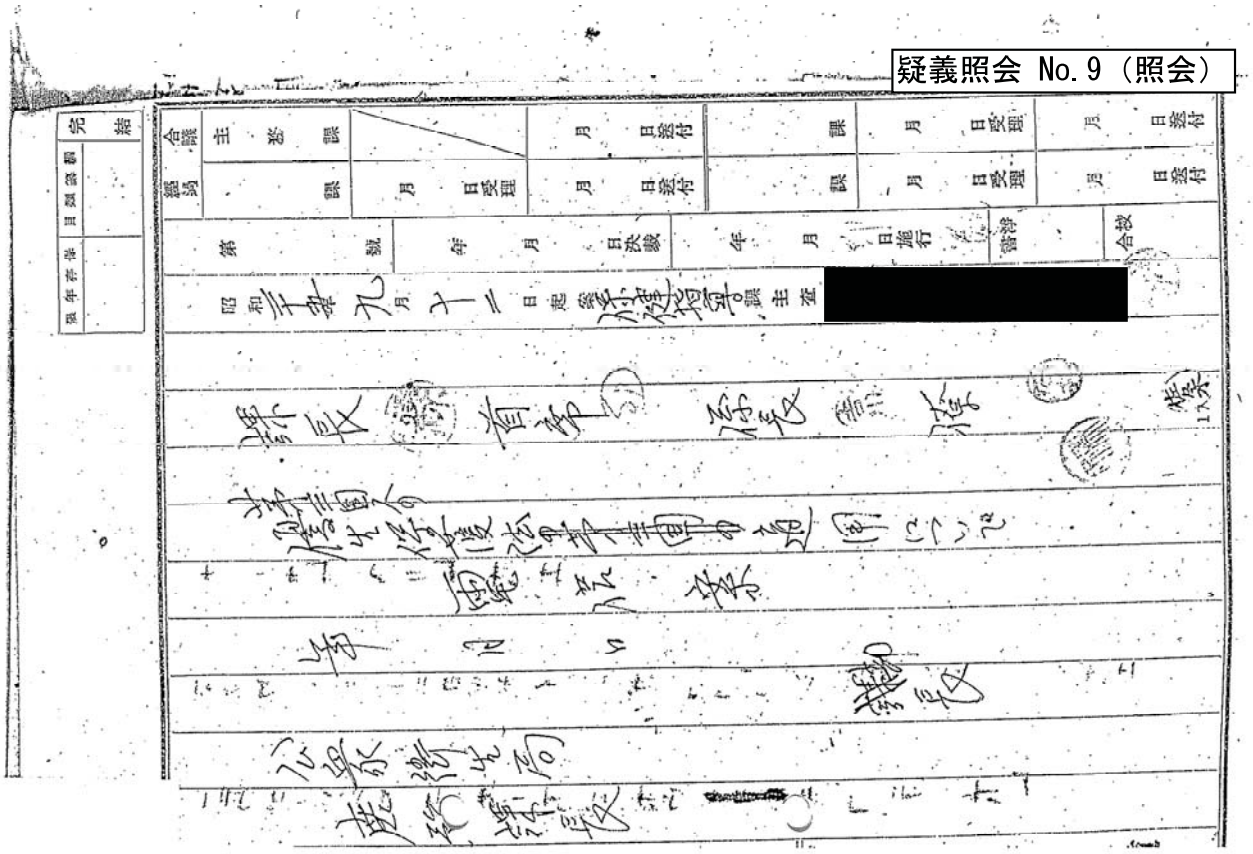

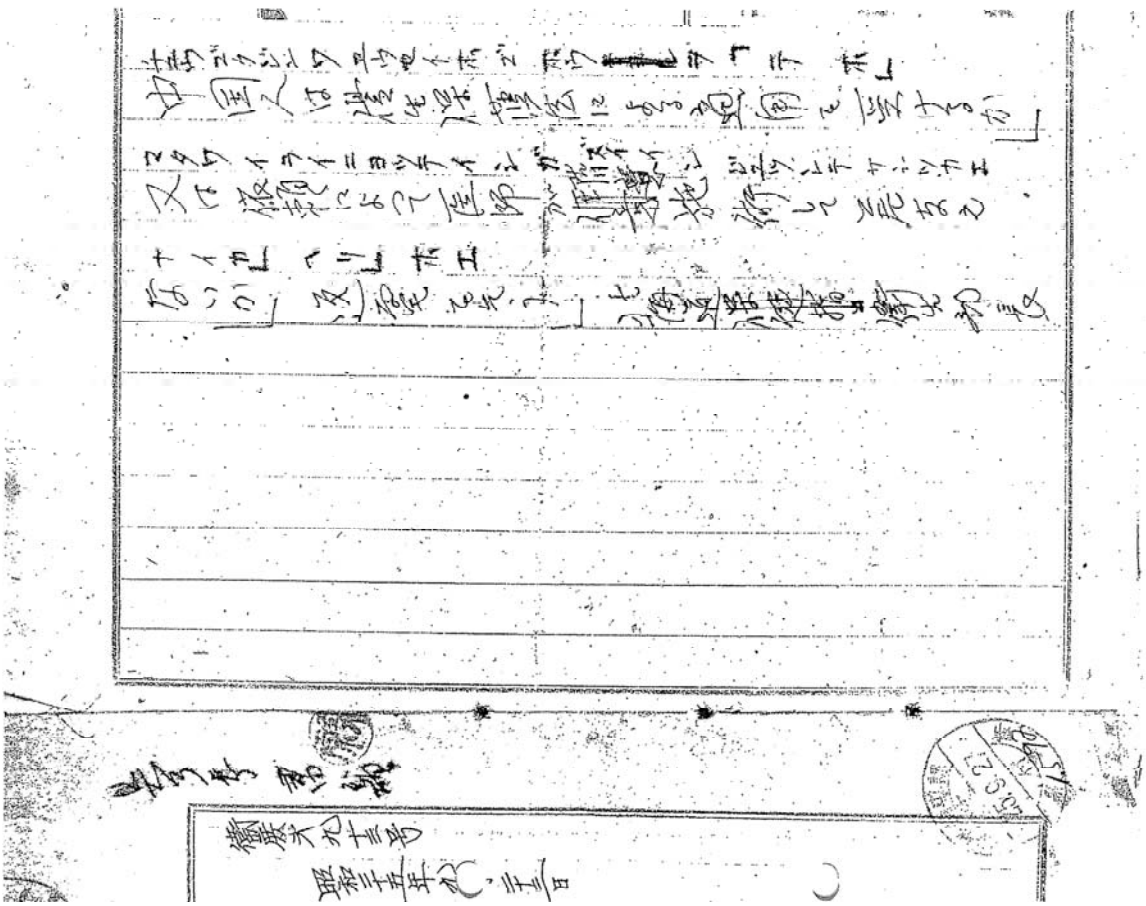

疑義照会 No.9（回答）

保険

電報

官報

四三八五

リム　三八　チヨダ　カスミガセキ　四三一　コ五・〇

サツポロ　ロレ　〒〇７３

ホツカイドウ　エイセイブ　ホケンカチヨウ

ユウセイホゴ　ホウハチユウゴク　ジンニモテキヨウサレルレイ

サイ（オテ）ロホ

23.4 日本印刷工業　19

〒7　1　(119)

訳文

優生保護法は中国人にも適用されると承知

追って通知する　厚生省　庶務課長

疑義照会 No.10（回答）

衛発第九十三号

昭和二十五年九月二十二日

厚生省公衆衛生局庶務課長

北海道衛生部長殿

外国人に対する優生手術保護法適用の疑義について（八月三十一日公衛第三五五号による照会に対する回答）

標記について左記の通り回答する。

記

優生保護法に規定されている諸手続は、一般連合国人、第三国人（中華民国人、ドイツ人、イタリー人等）及び戸籍法の適用を受けない者（旧日本人たる朝鮮人、台湾人）に対しても適用して差し支えない。

疑義照会 No.16（照会）

三九公第四六二八号

29.5.20

昭和二十九年五月十五日

福岡県衛生部長　川上六

厚生省公衆衛生局長殿

優生保護法の質疑照会について

優生保護法施行について左記の点について疑義があるので御回答お願いしたく照会する

記

一、法第十二条該当者の申請があつた場合法第十三条に基き県優生保護審査会は「本人が精神病又は精神薄弱に罹つているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上」適否を決定するよう規定されているが本人が男子の場合は優生手術を実施することが真に本人保護であると考えられる場合が考えられないので「本人保護のため優生手術を必要とする」具体的事項について意見承りたい

本県における事例は精神薄弱に罹患し保護義務者の同意がある手術申請者の男子であるが徒らに婦女子に猥褻の行為があり公益上必要とは考えられるも斯ような行為のみで本人保護とは確認し得ない状況にある

疑義照会 No. 16（回答）

衛庶第四十八号

昭和二十九年七月二十六日

厚生省公衆衛生局庶務課長

福岡縣衛生部長殿

優生保護法の疑義について（回答）

昭和二十九年五月十五日公甲四六二八号で貴縣衛生部長から照会のあった標記について、左記の通り回答する。

厚生省

記

優生保護法第十三条の規定による本人の保護は、主として女子の妊娠について考えられる身体的保護のみならず、社会生活を営む面における保護も併せ考慮されなければならない。本人が精神薄弱等の精神的

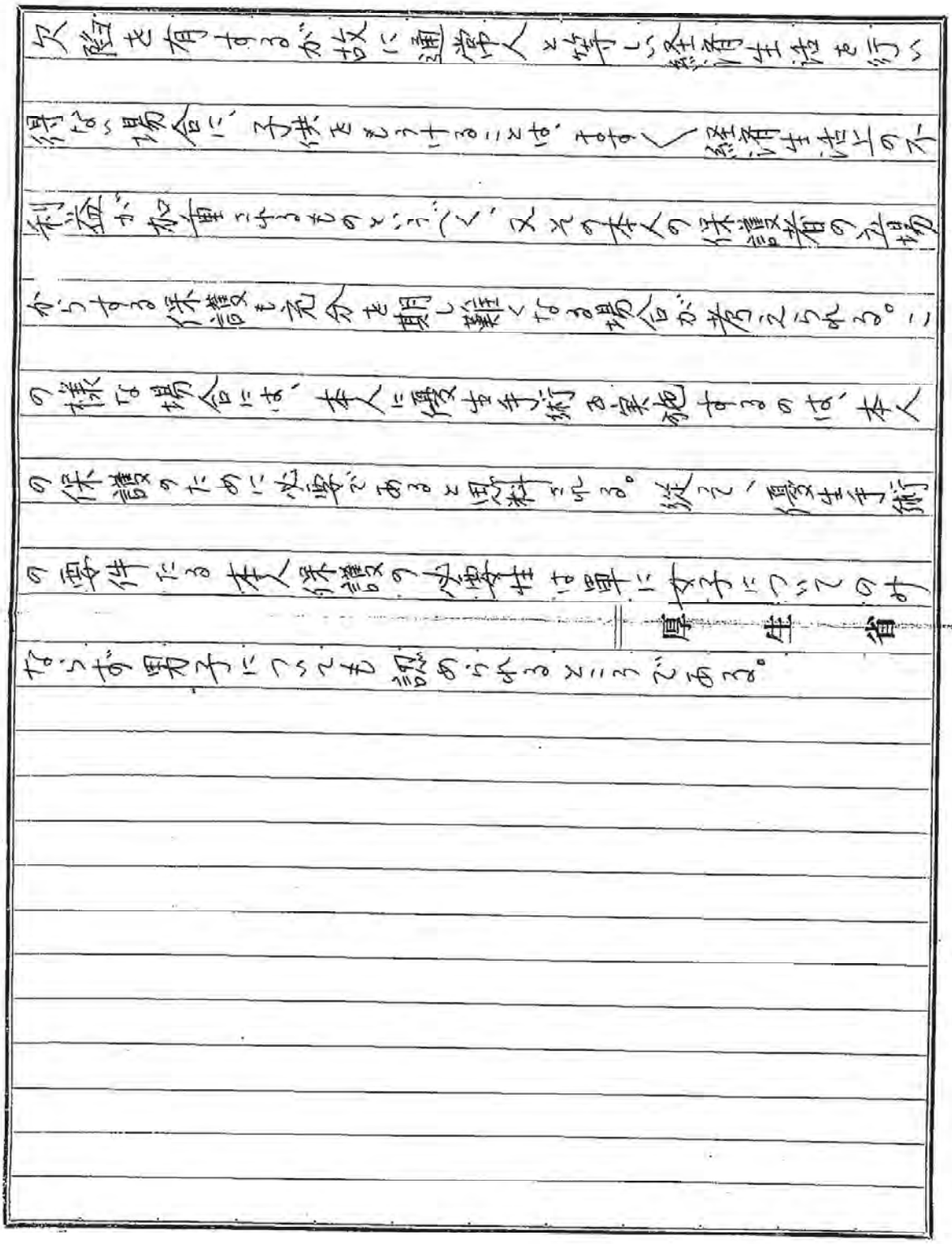

欠陥を有するが故に通常人と等しい結婚生活を行い得ない場合に、子供をもうけることは、すべて結婚生活上の不利益が加重されるものとみて、又その本人の保護者の立場からする保護も充分を期し難くなる場合が考えられる。この様な場合には、本人に優生手術を実施するのは、本人の保護のために必要であると認められる。従って、優生手術の要件である本人保護の必要性は単に女子についてのみならず男子についても認められるところである。

厚生省

疑義照会 No.18（照会①）

衛公衛第四六七号

昭和二十九年六月二十二日

鳥取県衛生部長

厚生省公衆衛生局
庶務課長　殿

精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の
解釈について

目下本県に於きましては、人権侵害として精神障害者の去勢手術（睾丸摘出）の問題が取り上げられていて法務局においては法律の曲解をしているので、優生保護法第二十八条違反として事件を送致中でありますが、当県としましては左記解釈により優生保護法の適用されないものと解釈していますが、これについて至急御教示下さるようお願い致します。

[illegible]

関係事件の内容につき別紙の通りその概要を同封します。

記

一、睾丸摘出は優生保護法の手術方法でないこと従って法律を適用されても取り扱うことが出来ない。

二、本手術は法第二十八条の生殖を不能とする目的以外の精神病の治療として手術しているので法には抵触しない。

尚、法務局はこの解釈に対し、目的はそうであっても事実上生殖不能にしているのであるから、法に抵触していると見ているが県では次の如くこれを解釈している。

三、右の如き理由とするならば精神病以外の疾病のため睾丸や、子宮、卵巣等を除去した場合も法に抵触することになるが如何

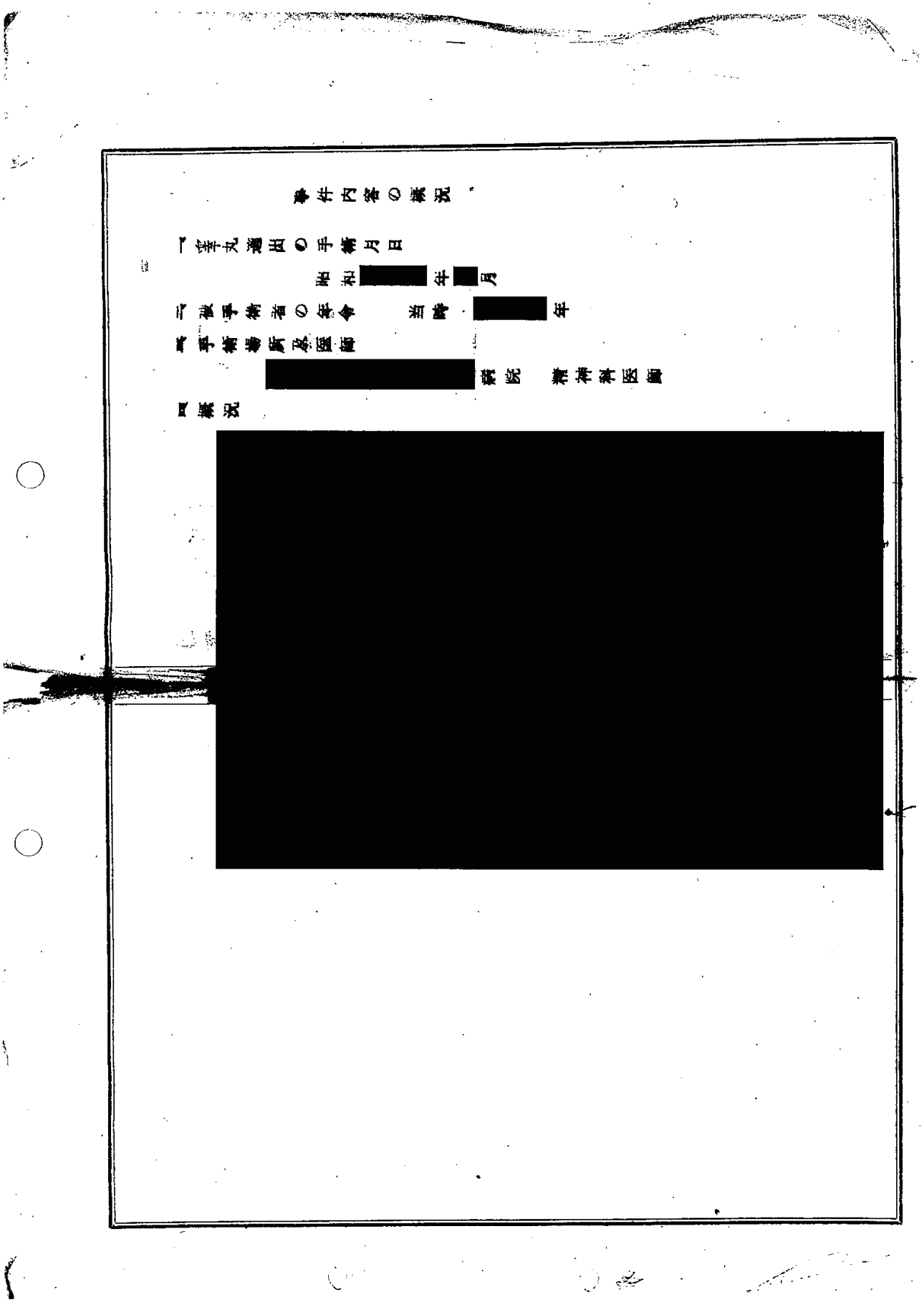

事件内容の概況

一 宰丸適出の手術月日

昭和[redacted]年[redacted]月

二 被手術者の年令　当時[redacted]年

三 手術場所及医師

[redacted]病院　精神科医師

四 概況

[redacted]

衛庶第七号
昭和二十九年九月二十八日

厚生省公衆衛生局庶務課長

鳥取縣衛生部長殿

精神障害者の去勢手術に対する優生保護法の解釈について
昭和二十九年六月二十二日公衛四六七号で照会のあった標記について、左記の通り回答する。

記

一、設問一については、審査の適否の決定はできないのであるが、二に述べる点を考慮して適当な指導を行われたい。

二、設問二については、該第三条は、およそ生殖を不能にする手術を法に規定する術式及び手続によらずに行うことを禁止しているのである。従って本人が治療を目的としていることで法に抵触しないということはできない。しかしながらその手術が正当な理由がある場合には「故あり」としてその違法性が阻却される。この場合正当な理由となるのは、一医学的上その種の治療として当該手術が效果のあるもので通例認められている場合又は緊急避難行為として行う手術に限られると解すべきものと考えられる。従って本件の場合がこの何れかの場合に該当すると認められるものでなければ、本条違反に該当するものと解せざるを得ない。

三、設問三については、二に従い正当な理由がある場合には、法に違反しないのである。

厚生省

疑義照会 No.20（照会①）

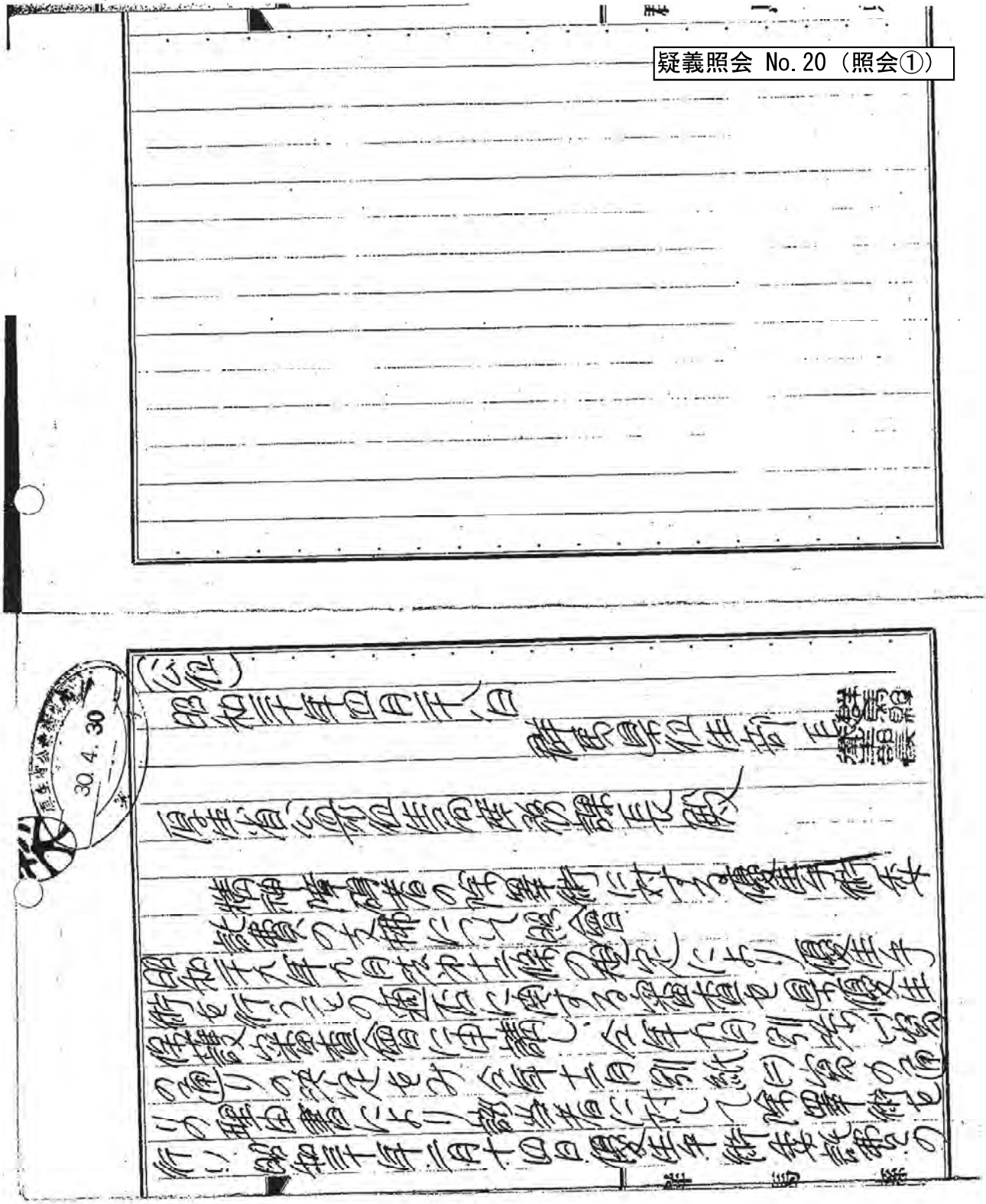

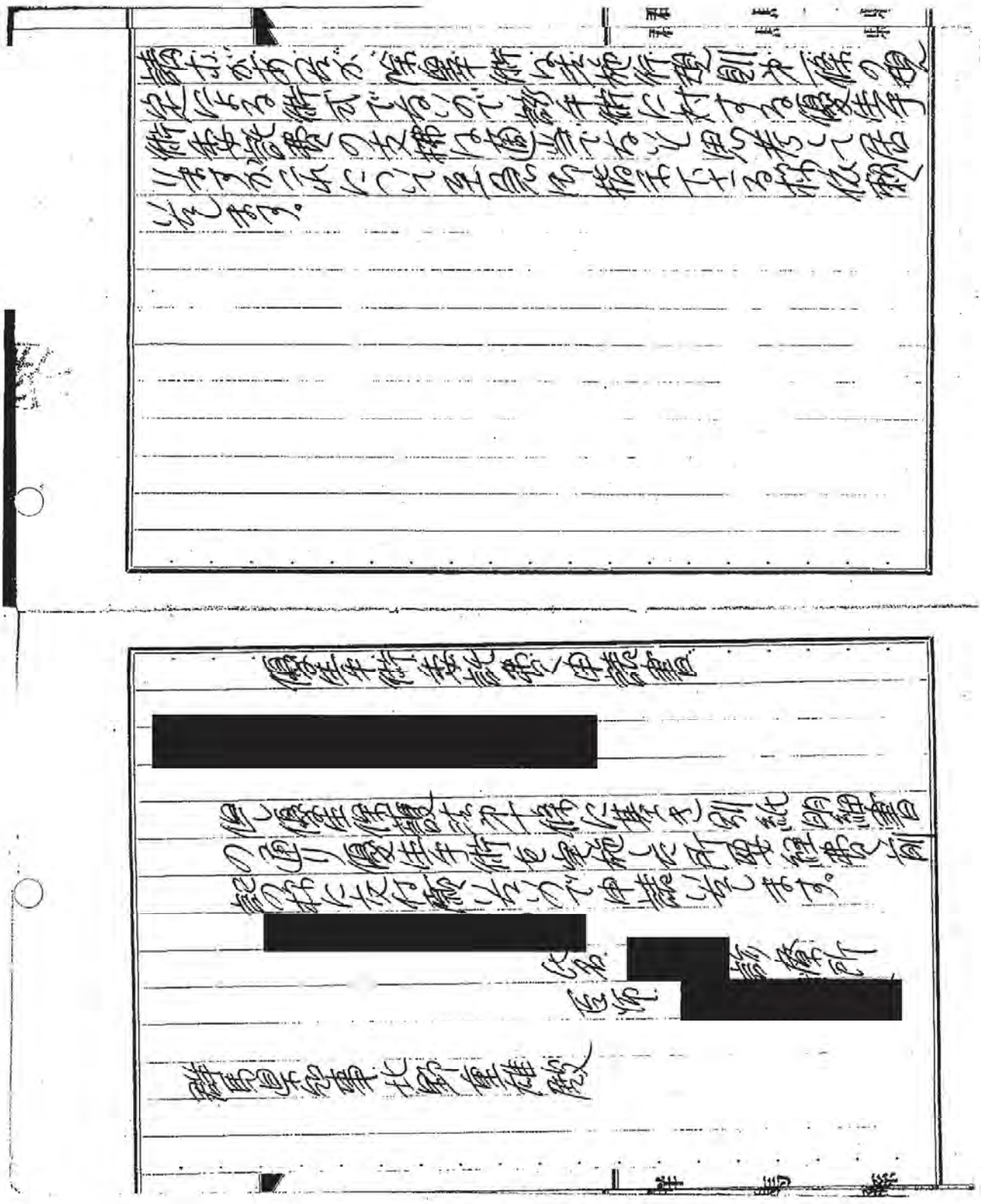

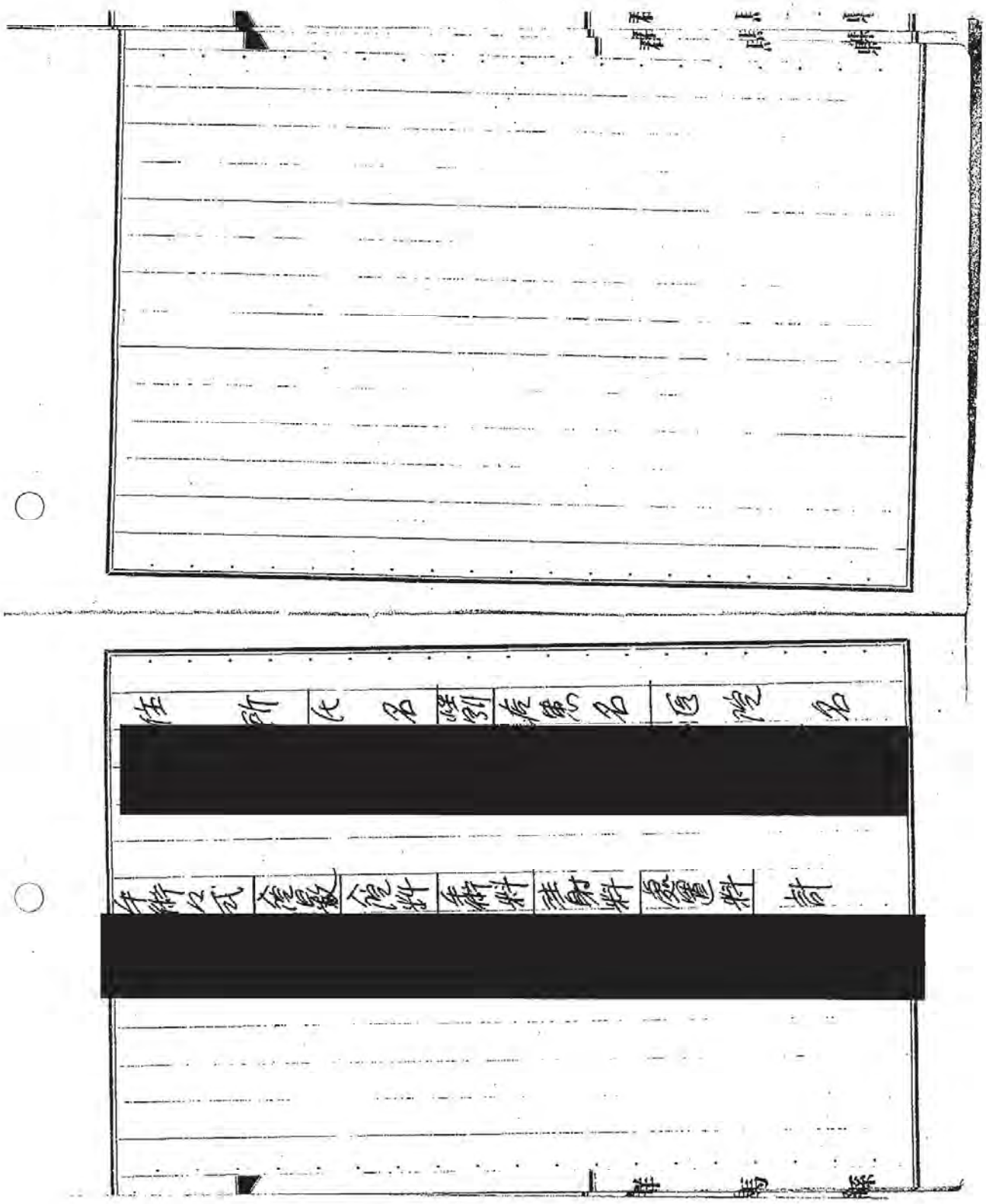

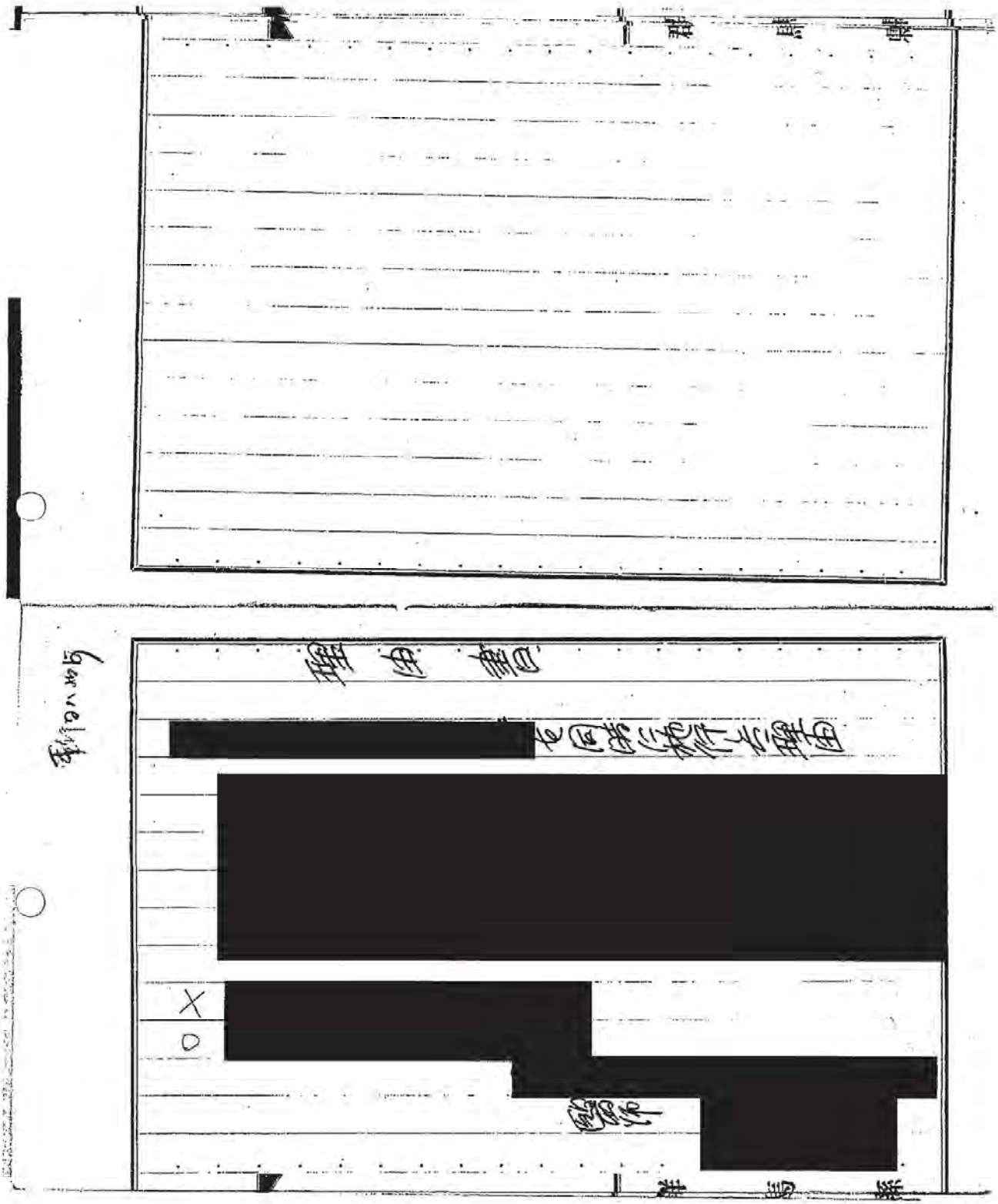

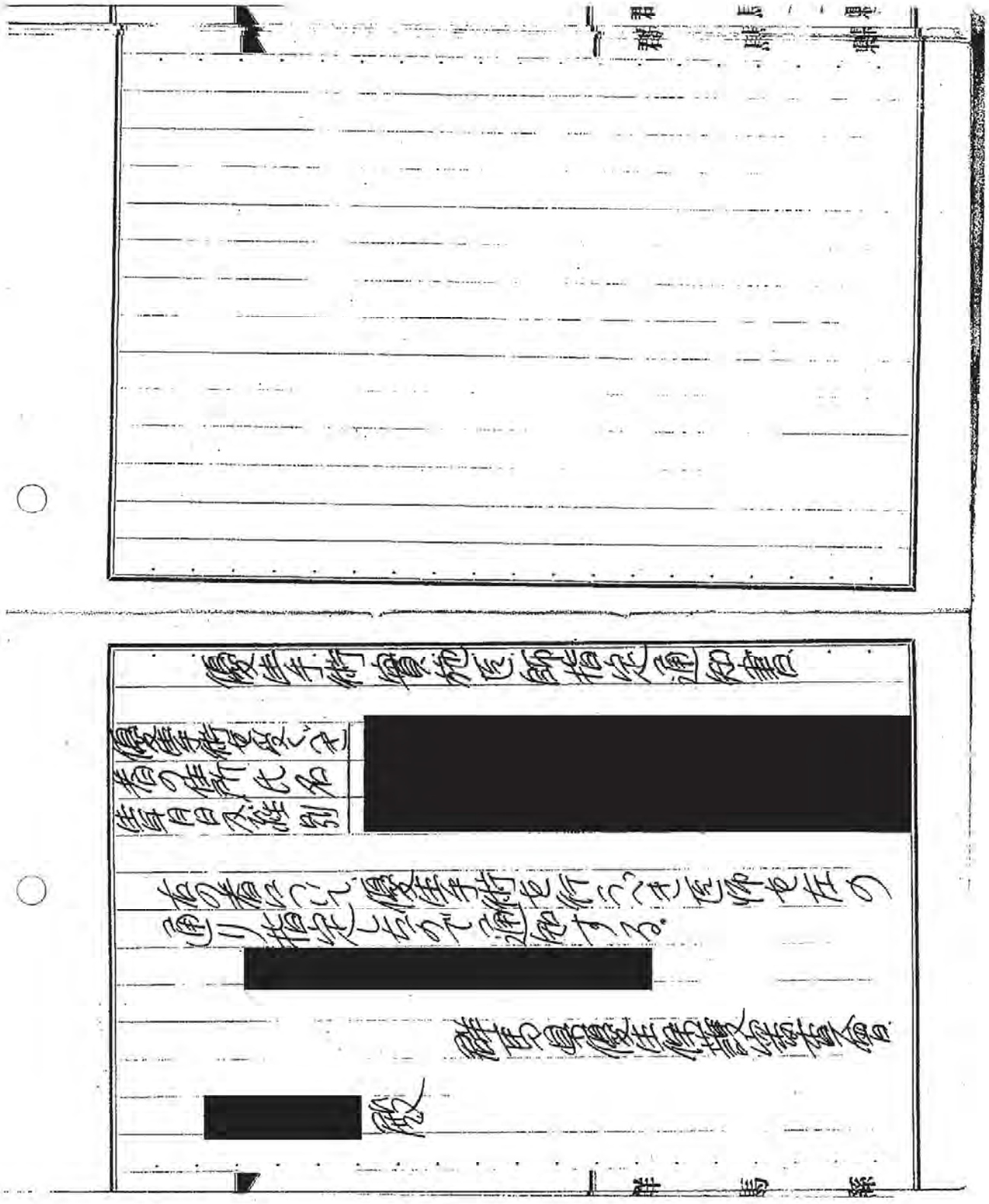

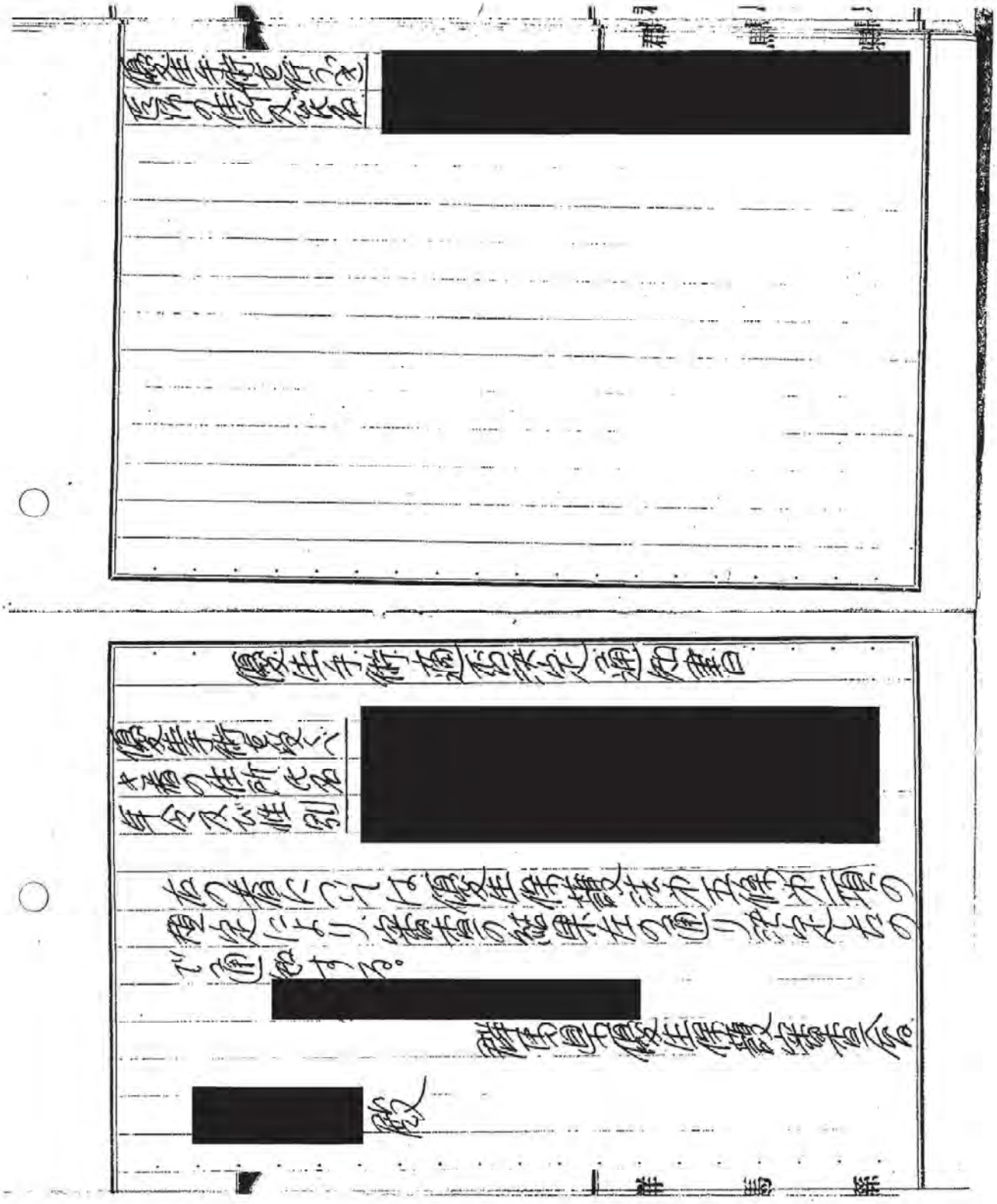

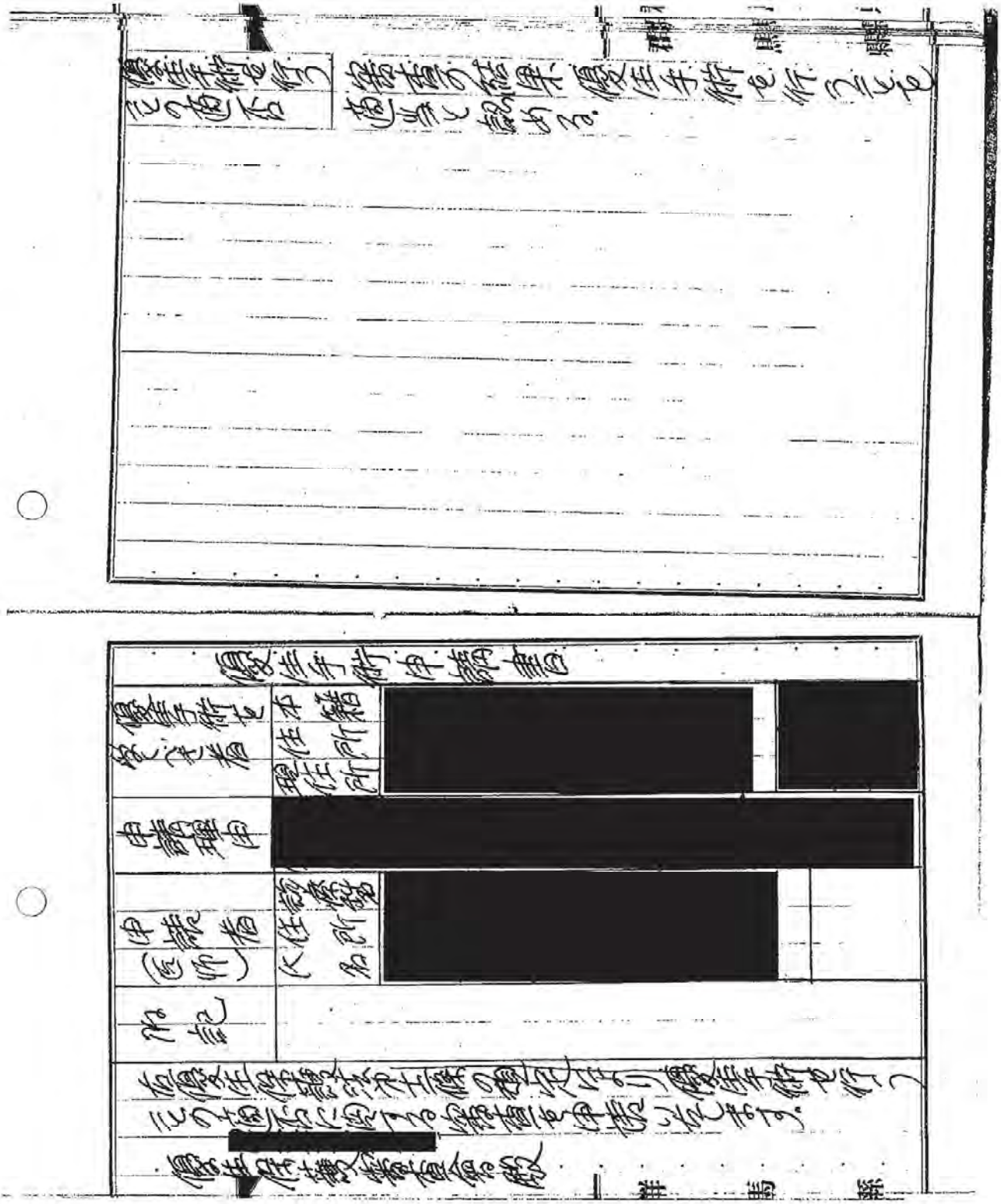

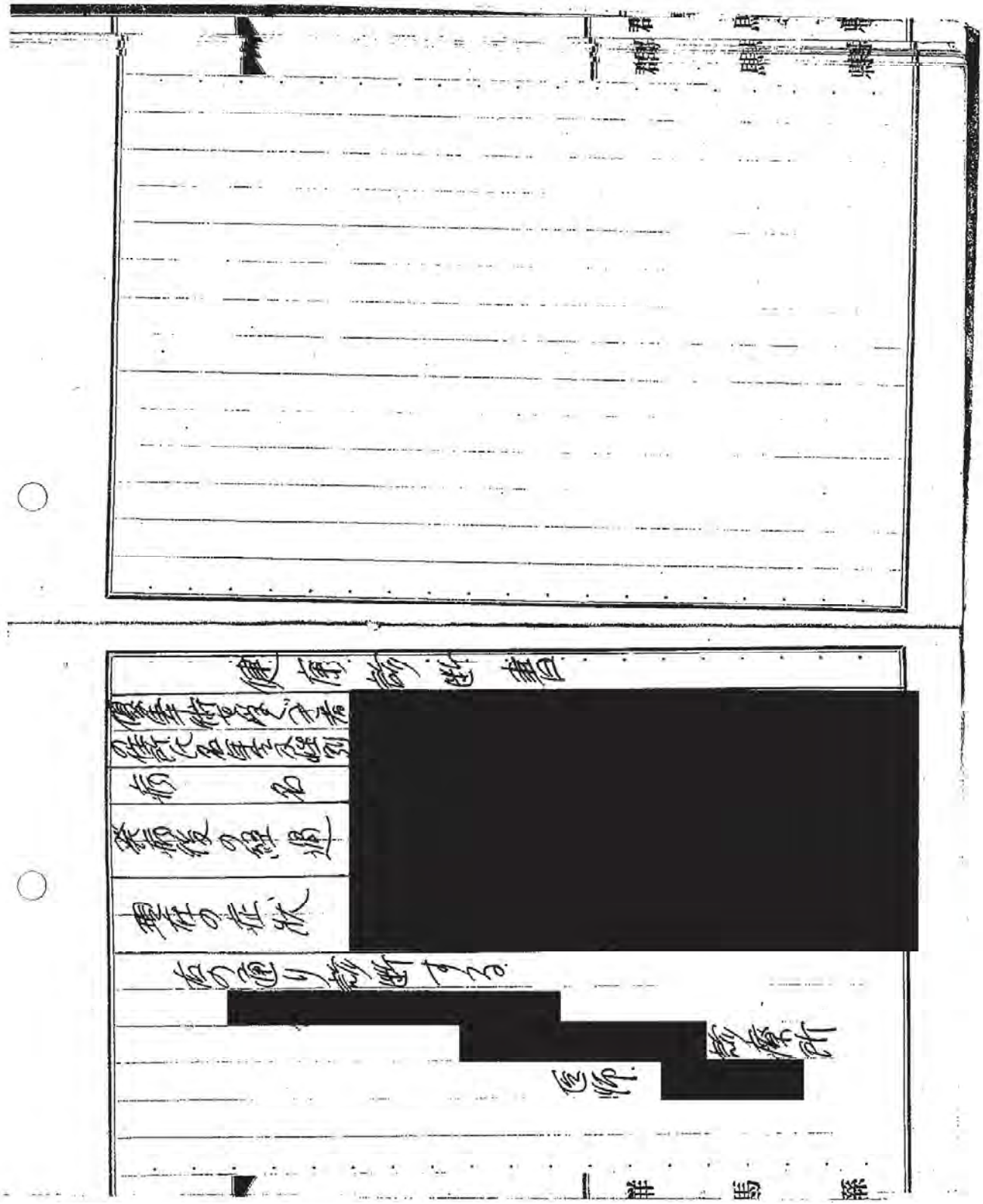

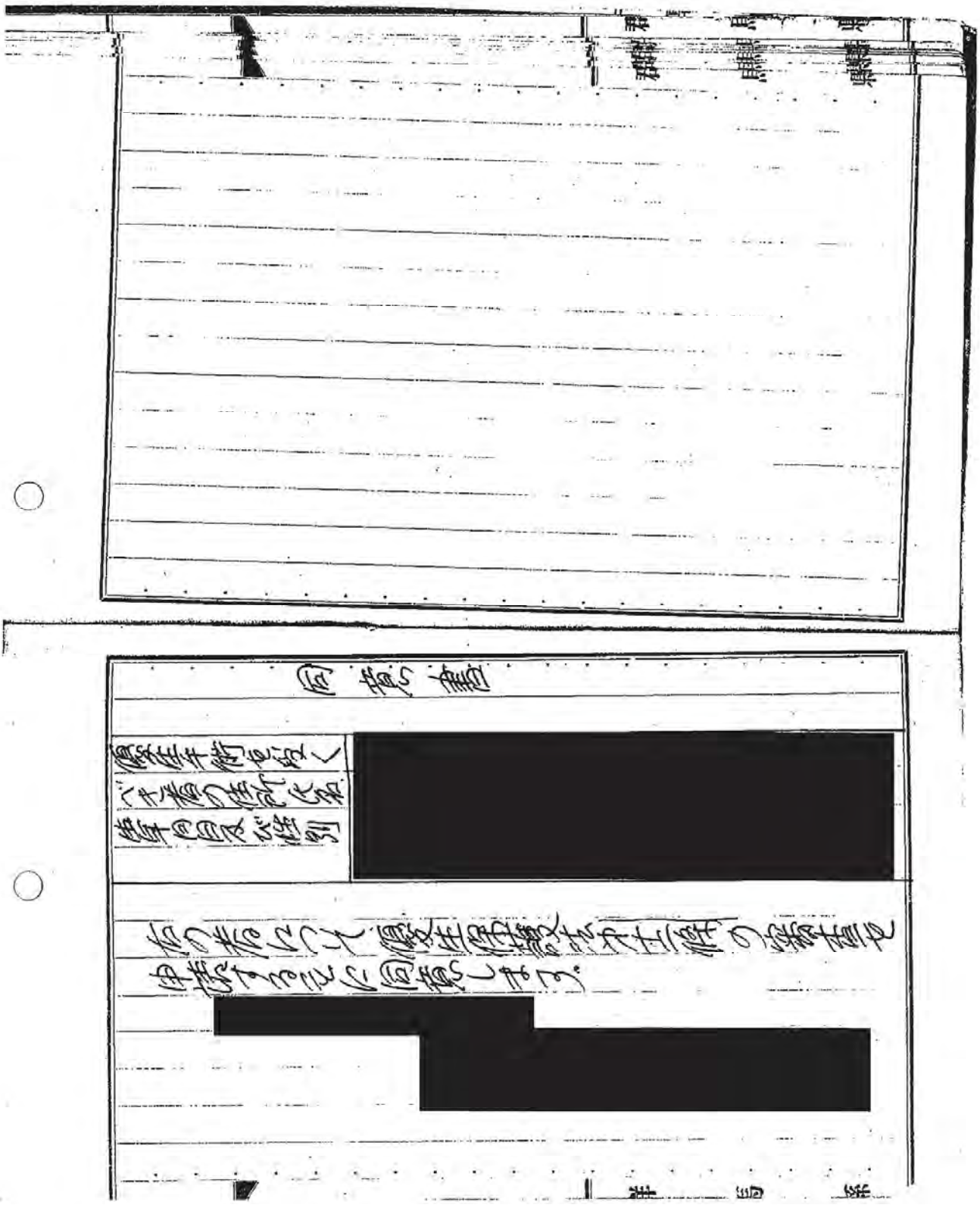

疑義照会 No.20（照会②）

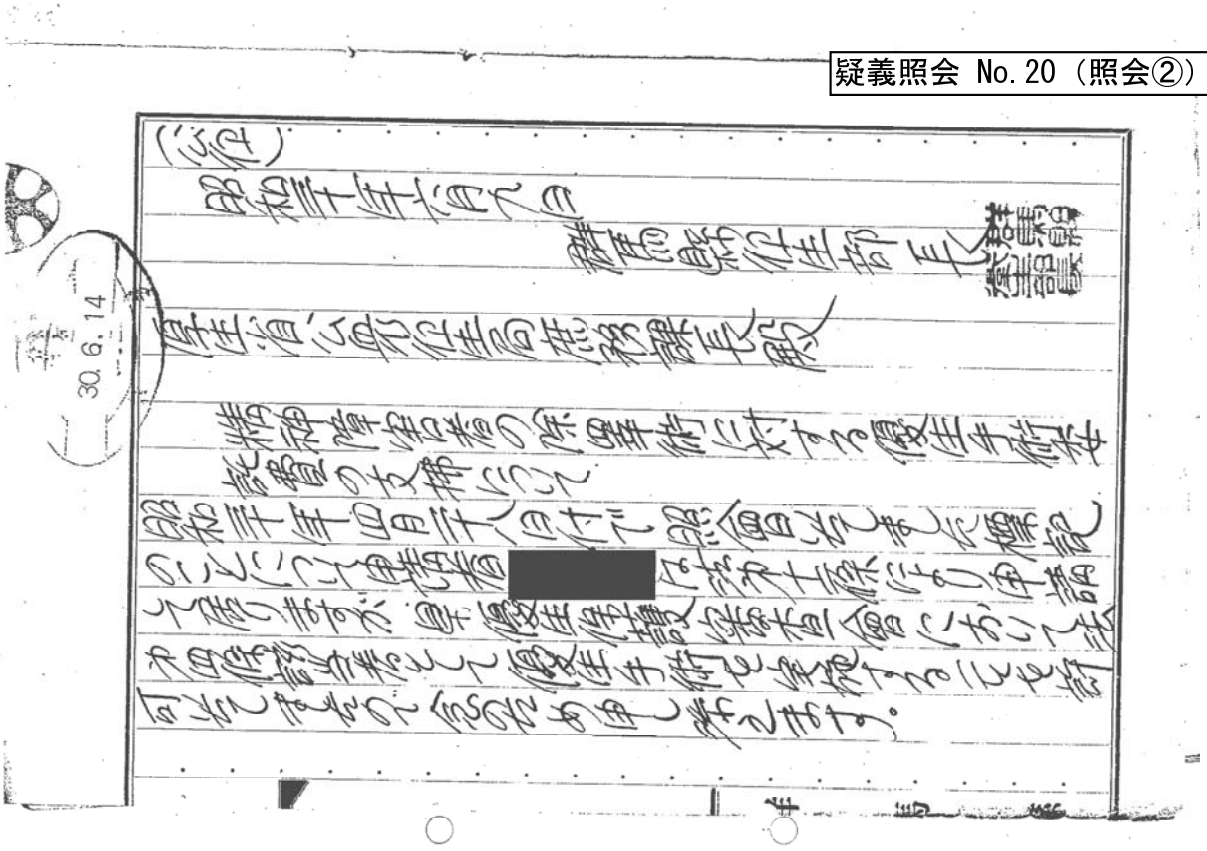

疑義照会 No.20（回答）

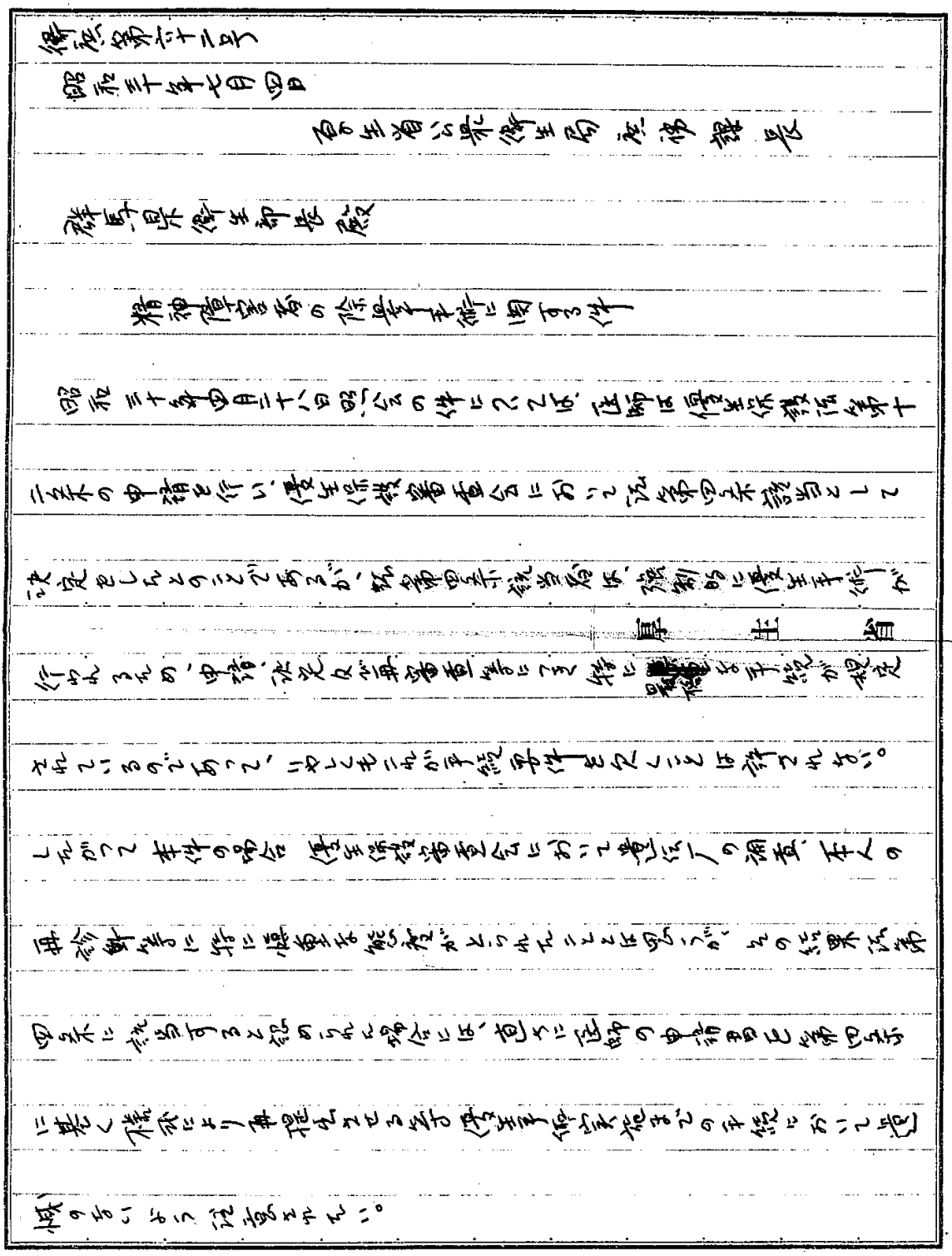

衛発第六十二号
昭和三十年七月四日
各都道府県衛生部長殿
厚生省公衆衛生局長
精神衛生法の施行に関する件
昭和三十年四月二十日公布の精神衛生法は、昭和三十年七月一日から施行されることとなつたが、この法律の施行に伴い、優生保護委員会において決定した優生手術が行われるので、決定及び審査に関する規則（昭和二十三年厚生省令第八十八号）第十条第一項の規定により、優生手術の申請

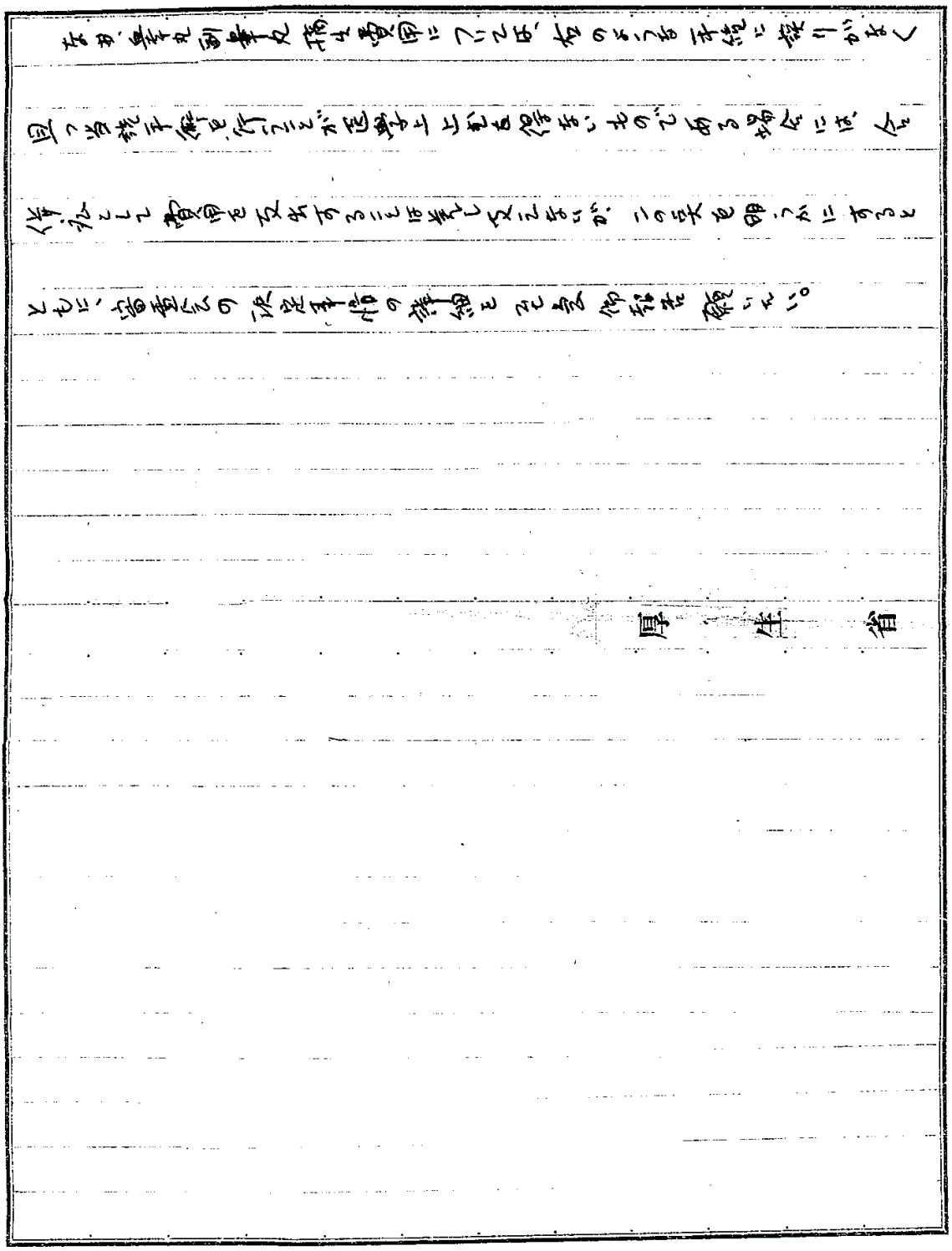

厚生省

疑義照会 No.22（照会）

兵結第四三九二号

昭和三十年十二月六日

兵庫県衛生部長

厚生省公衆衛生局庶務課長殿

30.12.13

優生保護法運営に関する疑義について

優生保護法第四条に依る申請のうち、被申請者が精神分裂病と診断されたときは、調査の結果、尊属の遺伝歴がはっきりしていない場合に於ても遺伝するおそれあるものとして審査会は優生手術を行うことを適当としてよろしいか、御回答お願いいたします。

疑義照会 No.22（回答）

衛発第十八号

昭和三十一年一月二十八日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長

兵庫県衛生部長殿

優生保護法施行に関する疑義について

昭和三十年十二月六日兵総第四三九号照会の標記について左記のとおり回答する。

記

厚　生　省

法第五条による適とする決定は、相手方の同意を得ることなく手術を行うものであり、一方これが認められる理由は、悪質遺伝の防止のため公益上必要があることによるものであるから、その決定においては遺伝の可能性について充分の確信が得られなければならない。このために法第四条の申請について特に遺伝の調査書を提出するよう定められているのである。したがって、審査会においては当該調査書によって遺伝が明らかでない場合は、極力本人についてその遺伝を明らかにする等により遺伝のおそれありとの判定が得られない限りは、適とする決定は行うべきではないと考える。

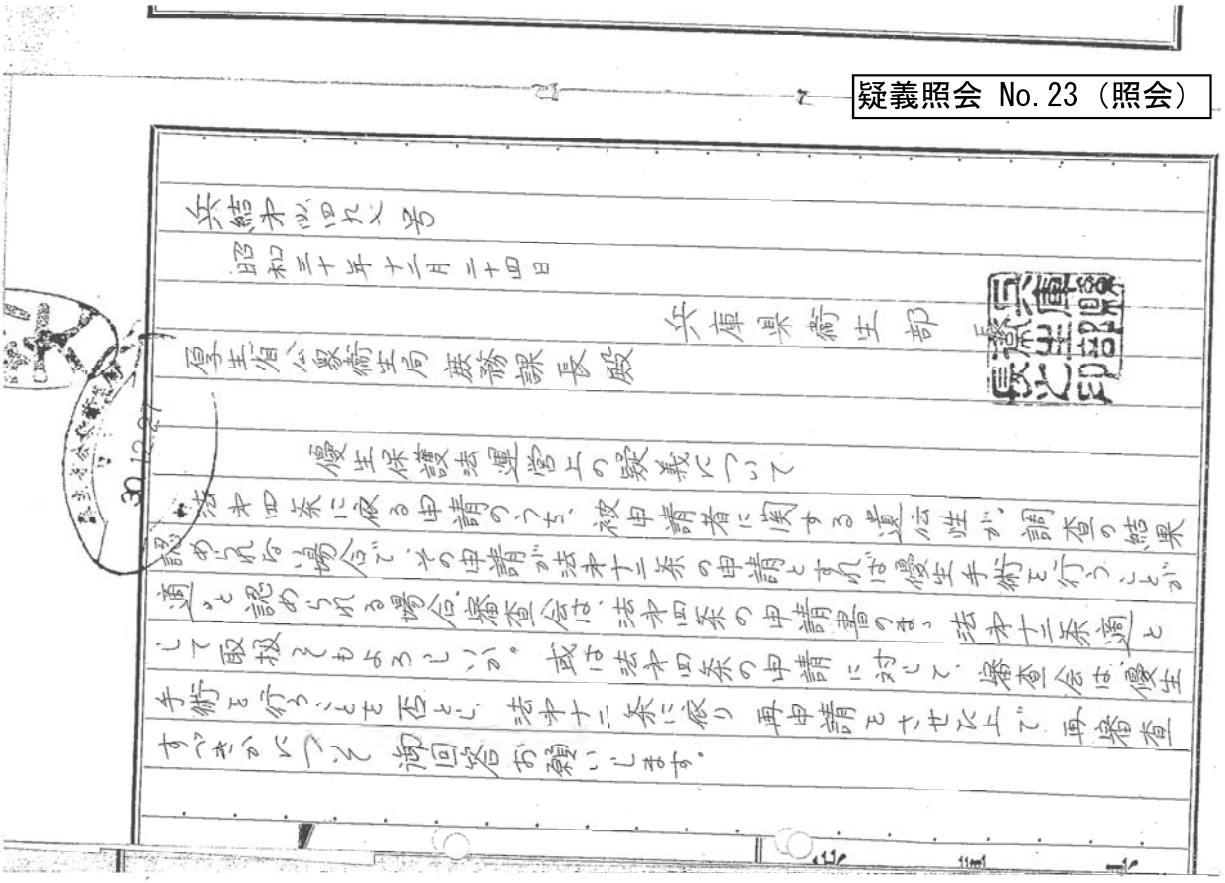

疑義照会 No.23（照会）

兵結オ四九七号

昭和三十年十二月二十四日

兵庫県衛生部

厚生省公衆衛生局 庶務課長殿

優生保護法運営上の疑義について

法オ四条に依る申請のうち、被申請者に関する遺伝性が、調査の結果認められない場合で、その申請が法オ十二条の申請とすれば優生手術を行うことが適と認められる場合、審査会は、法オ四条の申請書のまゝ法オ十二条適として取扱えもよろしいか。或は法オ四条の申請に対して、審査会は、優生手術を行うことを否とし、法オ十二条に依り再申請をさせた上で、再審査すべきかについて御回答お願いします。

疑義照会 No.23（回答）

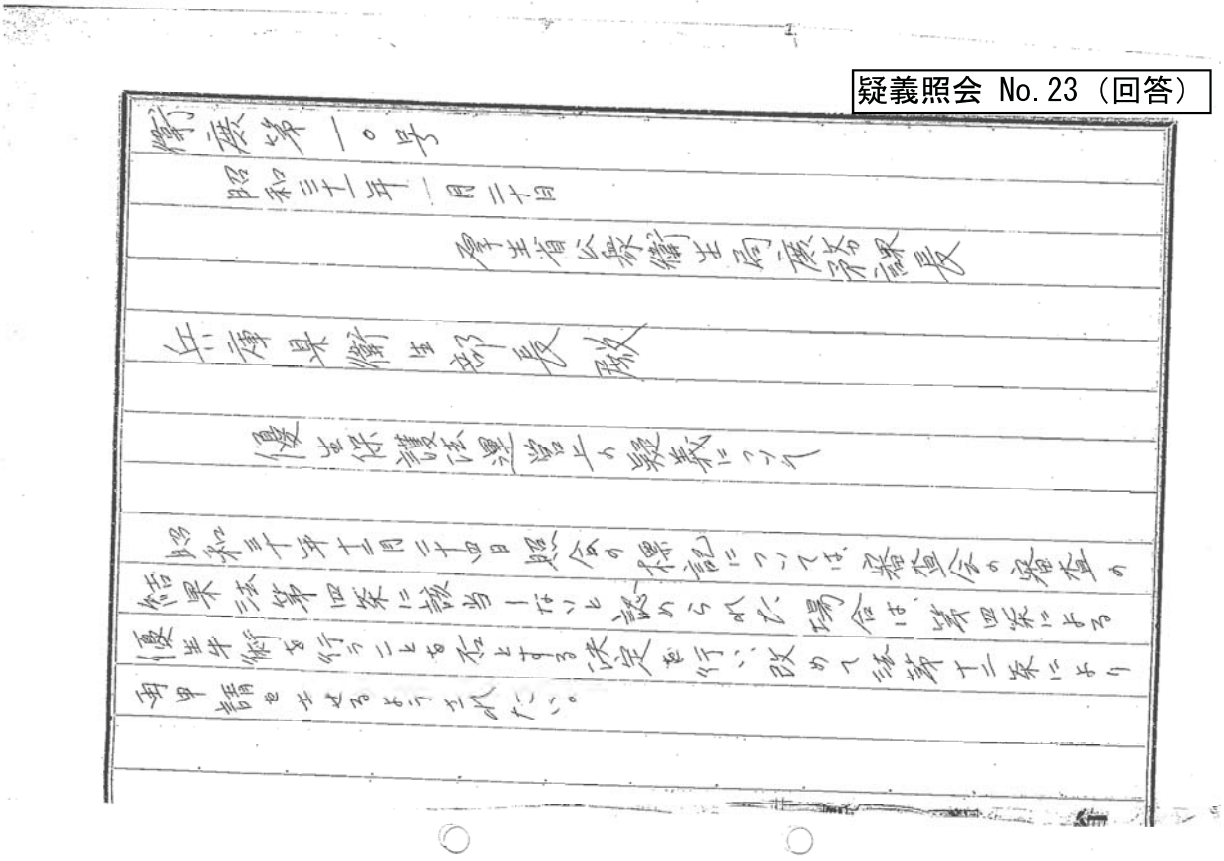

衛医第一〇号

昭和三十一年一月二十日

厚生省公衆衛生局医務課長

兵庫県衛生部長殿

優生保護法遵当上の疑義について

昭和三十年十二月二十四日照会の標記については、審査会の審査の結果法第四条に該当しないと認められた場合は、第四条による優生手術を行うことを否とする決定を行い、改めて法第十二条により再申請をさせるようされたい。

疑義照会 No.26（照会）

厚生省公衆衛生局
32.7.9

衛生部第〇五九号

昭和三十二年七月八日

岩手県厚生部長

厚生省公衆衛生局精神衛生課長　殿

審査を要件とする優生手術の審査に関する疑義について

標記について次の点に疑義を生じましたので、至急御教示願いたく照会いたします。

記

[redacted]、今般、それぞれ精神病院長及び医師（産婦人科医）から、優生保護法第四条に基く、審査を要件とする優生手術の申請が、本県優生保護審査会あて提出されたが、この場合、何等年令に制約されることなく、同法による優生手術の審査並びに手術の対象としてよいか、どうか。

なお、申請医師からの申請内容によると、[redacted]、受胎の可能性がある旨記載されている。従つて、同法第一条の趣旨から当然優生手術の審査並びに手術の対象となるものと思料されるが、この点について貴課の御見解を承りたい。

追つて、各県の資料等から、優生手術被実施者の最低年令をも併せて御教示願いたい。

この用紙一枚の価格五〇銭（東北ノート納）
この用紙一枚の価格五〇銭（東北ノート納）

疑義照会 No.26（回答）

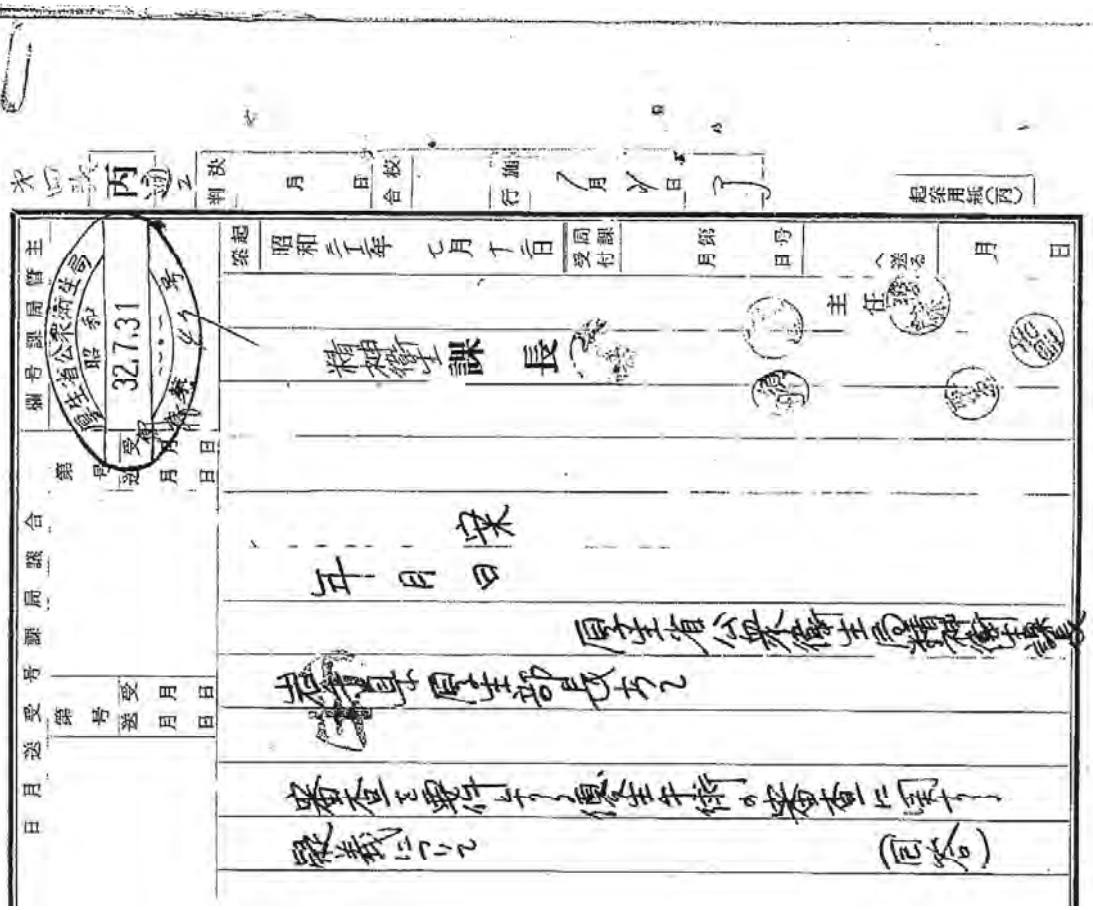

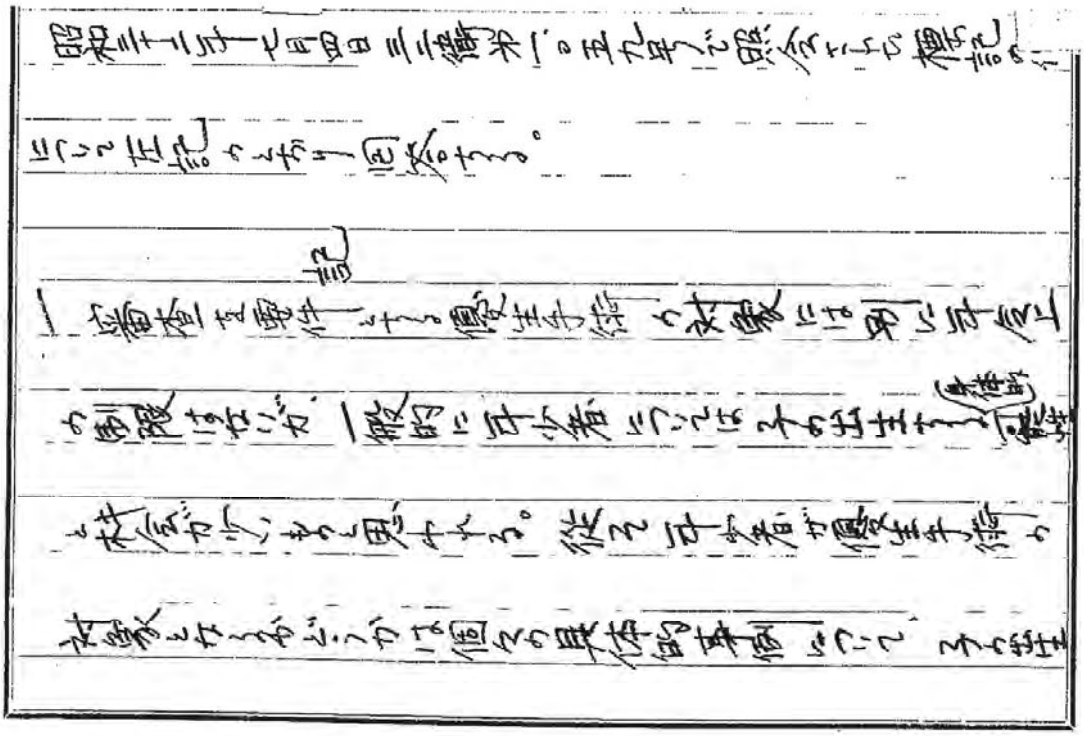

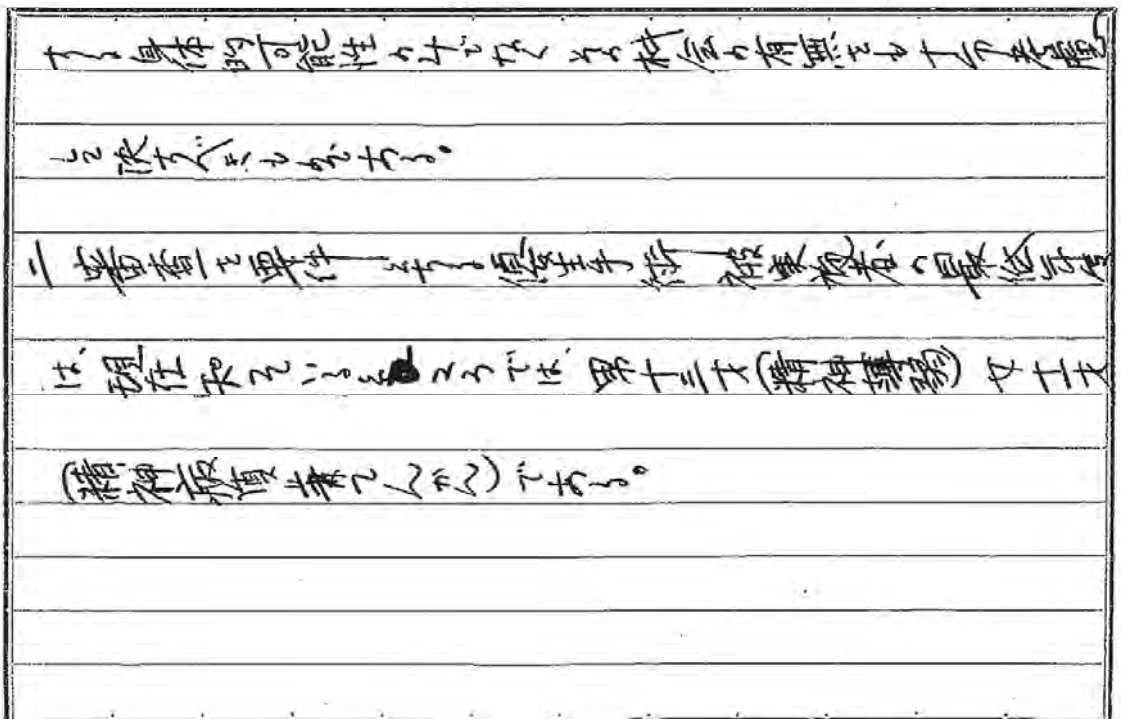

疑義照会 No.28（照会①）

ト第二三四号公信写（昭和三三一〇二二付）

藤山外務大臣あて　在トロント遠藤領事発

外国人の本邦における優生手術等に関する照会の件

最近当館はカナダ婦人数名から書面及び電話をもつて健康上又は産児計画上の理由から本邦において優生手術又は人工姙娠中絶手術を受けたい趣をもつて照会を受けているが、今後の応対の都合もあり、本件に関し左記の点御回答相煩わしたい。

なおカナダにおいては重大な生命の危險ある場合の外はこの種手術は行われおらず（特別の立法はないが手術を行つた医師は "assault" の罪に問われる由）闇の手術は数千弗に上る費用を要するのみならず、医師患者共に法的社会的に極めて大きなリスクを伴つている趣であるので申し添える。

記

外務省

一、外国人旅行者に対し、優生保護法第三条（医師の認定による優生手術）及び第十四条（医師の認定による人工姙娠中絶）が適用されるかどうか。

二、適用されるとすれば実際の手続はどうすればよいか。

三、その他参考事項

本信写送付先　カナダ

外務省

疑義照会 No.28（照会②）

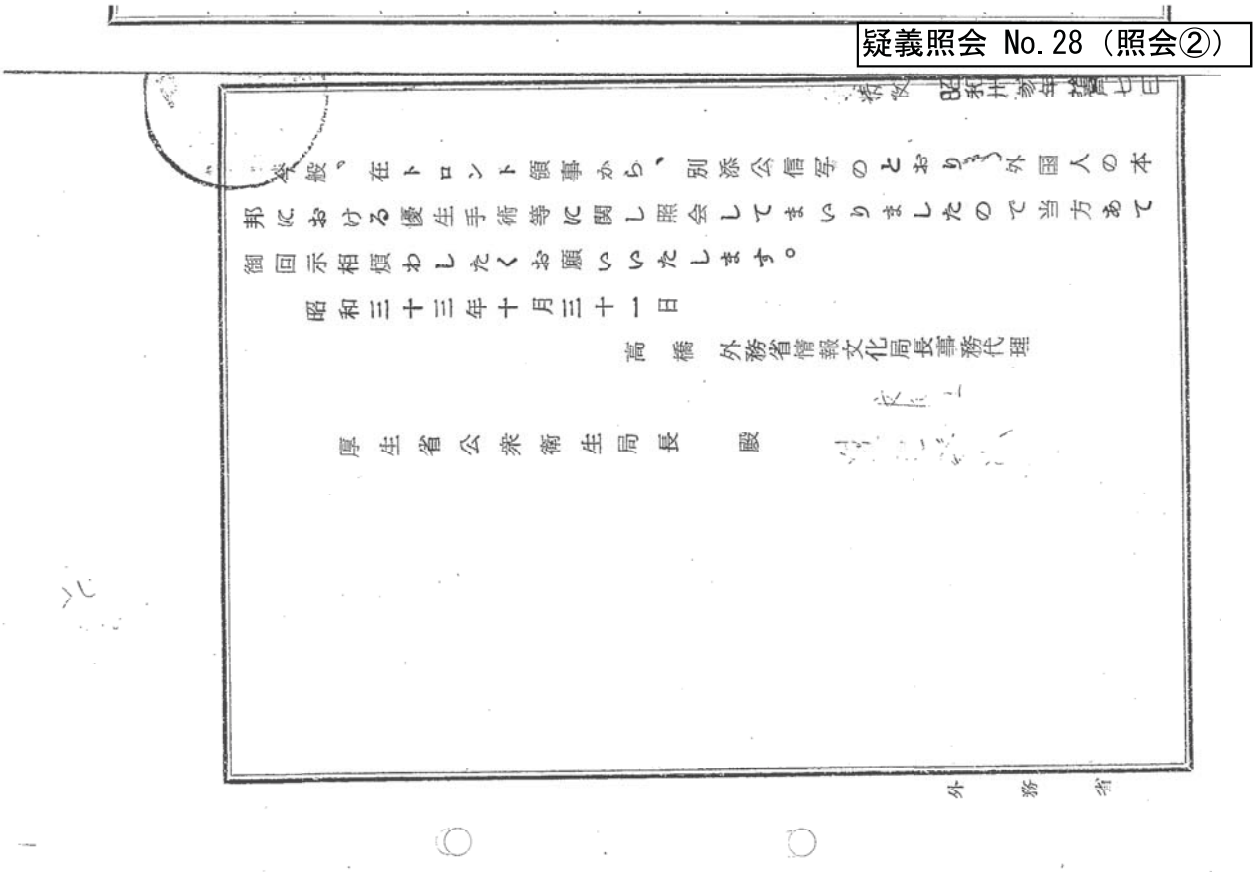

厚生省公衆衛生局長　殿

高橋外務省情報文化局長事務代理

昭和三十三年十月三十一日

御回示相煩わしたくお願いいたします。

邦における優生手術等に関し照会してまいりましたので当方あて

なお、在トロント領事から、別添公信写のとおり外国人の本

疑義照会 No.28（回答）

丙

起案用紙(丙)

決判	月 日	合議		施行	月 日

起案 昭和33年11月20日

精神衛生課長　主任

公衆衛生局長

医務課長

係(回)

内かん案

十月三十日情報文化局長事務代理より公衆衛生局長

あて照会のあった「外国人の本邦における優生手術等に

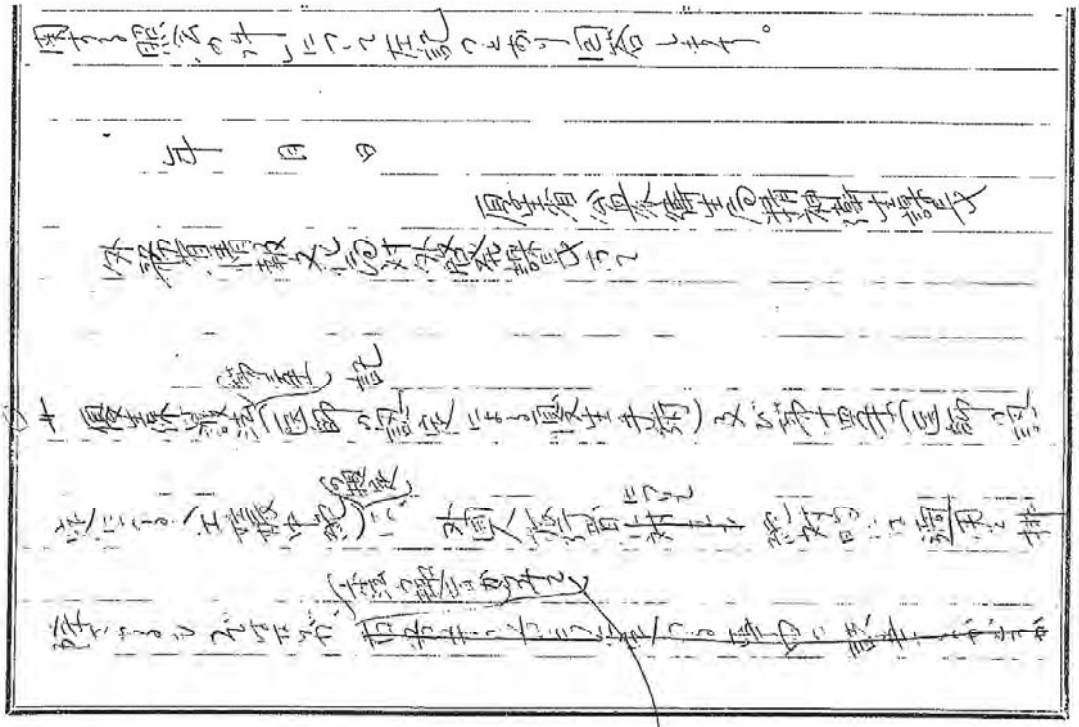

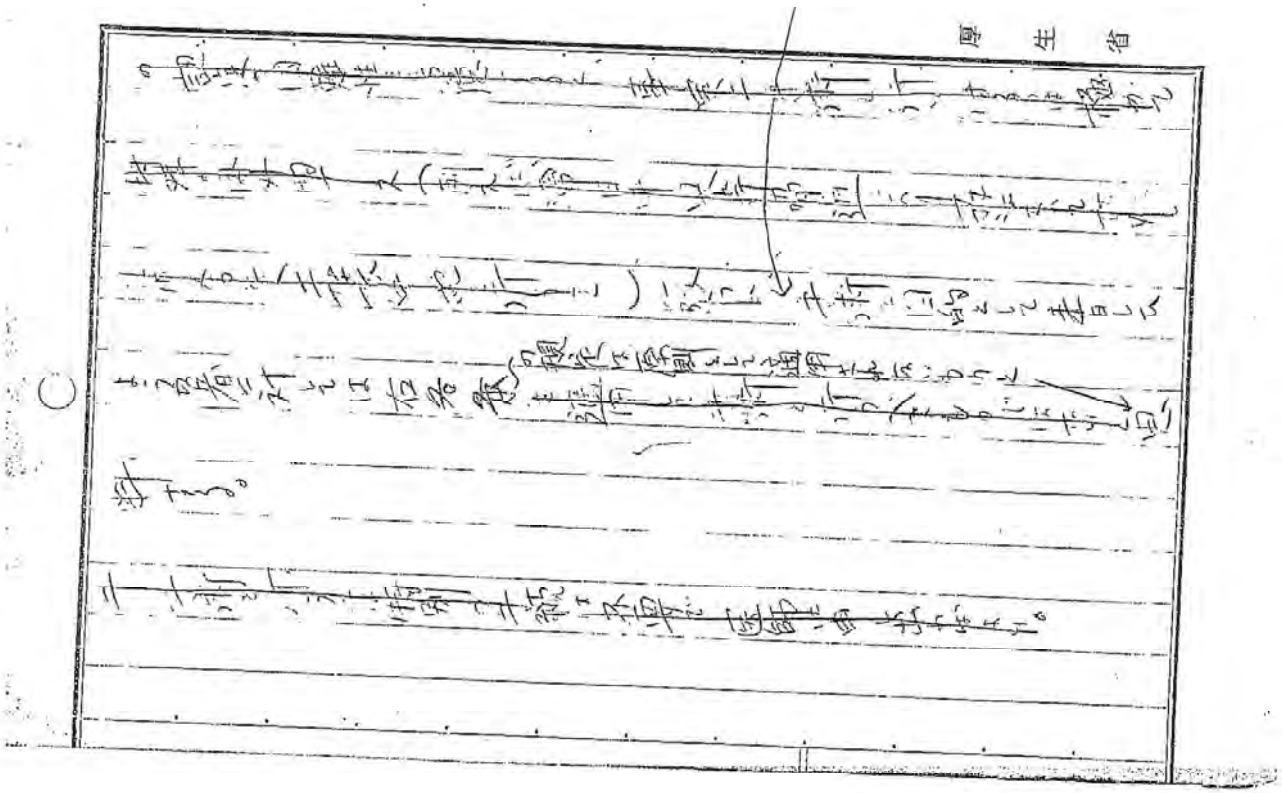

疑義照会 No. 34（照会・回答）

衛発第1084号

昭和35年11月8日

各都道府県知事　殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法に関する疑義について

標記の件について、岩手県厚生部長からの照会（別紙甲号）に対し、別紙乙号のとおり回答したので通知する。

別紙甲号

35 社 第1637号
昭和35年10月17日

厚生省公衆衛生局精神衛生課長殿

岩手県　厚生部長

優生保護法に関する疑義について（照会）

標記について、下記のとおり疑義を生じたので、至急御回答を賜わりたく照会する。

記

優生保護法第4条に基づき申請された某女[redacted]について、本県優生保護審査会は、優生手術を行なうことを適当と認めたが、調査の結果某女には次のような男性[redacted]がいることが判明した。

この男性に関して参考までに事情調査を行なったところこの男性は某女と未だ同棲したことがないにも拘らず、某女と内体関係を持ち、そのため某女は姙娠し、本年10月初旬人工姙娠中絶を実施していること。

またこの男性は、某女との結婚を強行する意志を有し且つ某女に対する優生手術については反対の意向を強く示していることが判った。

別紙乙号　　衛発第１０８４号
昭和３５年１１月８日

岩手県知事　殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法に関する疑義について（回答）

昭和３５年１０月１９日３５衛第１６３７号で貴県厚生部長から当局精神衛生課長あて照会された標記の件について次のとおり回答する。

記

質問のケースにおいては、当該男性は優生保護法第５条第２項に定める「関係者」には含まれないものと解する。

125

このような場合、優生保護法第５条第２項に申請者及び関係者の意見をきいて……」と規定されているがこの男性も「関係者」と見做してその意見をきくべきかどうか。

125

疑義照会 No.38（照会）

廃 ○

文書整理番号	公精発77号	受付年月日	

施行		起案	37年 8月 8日
		決裁	年 月 日
施行注意		主任者	公衆衛生局(部) 精神衛生課(室) 係 電内 734番 氏名 板倉義勝
標題	外国人に対する優生保護法の適用について（照会）		

大臣	政務次官	事務次官	官房長

公衆衛生局長

精神衛生課長

企画課長

類別	1 2 ③ 4
区別	甲 乙 ㊛
番号	通 各 号
月報	要 否
浄書数	部
発送者印	
保存年別	永久 年
分類番号	

（内容概略）

最近外国人の本邦における人工妊娠中絶が相当数見込まれるが、加えて、本件に関し外国通信社等からの照会も再三に及ぶので、法制局に対し次のとおり疑義照会をするものである。

厚生省起案用紙

案

年　月　日

内閣法制局第一部長殿

公衆衛生局長

外国人に対する優生保護法の適用について

標記の件について、下記のとおり疑義がありますので何分の御回示を煩わしたい。

記

優生保護法第3条（医師の認定による優生手術）及び第14条（医師の認定による人工妊娠中絶）の規定は本邦に居住する外国人又は外国人旅行者についても適用することは可能かどうか。

厚　生　省

（参考）　優生保護法抜すい

第3条（医師の認定による優生手術）

医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一　本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

二　本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三　本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四　妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五　現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

2　前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者に

ついても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3　第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意志を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

第14条（医師の認定による人工妊娠中絶）

都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一　本人又は配偶者が精神病、精神若弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二　本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神若弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三　本人又は配偶者が癩疾患に罹っているもの

四　妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五　暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2　前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意志を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときは本人の同意だけで足りる。

3　人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神若弱者であるときは、精神衛生法第20条（後見人配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第21条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意をもって本人の同意とみなすことができる。

厚　生　省

外国人に対する優生保護法の適用について (37.10.3)

(公衆衛生局企画課及び官房総務課と打合せ済)

1 外国人は、一定の在留資格を有しなければ、本邦に在留出来ない。その資格の点から見れば「観光」や「通過」のため来国している外国人も、長期にわたり在留する外国人も取扱は同じである。従って「本邦に居住する外国人又は外国人旅行者」の取扱はこの問題については同一であってよい。

(出入国管理令 第4条
第19条～第22条等)

2 外国人に対する行政法規の適用は、一般的に属地主義がとられ、外国人に対する特別規定がない場合には、一般的に日本国民と同じ適用を受ける。(刑法についても同じ様に適用される。)

3 優生保護法については、外国人に対する適用を排除した明文規定は、存しないので、当然外国人にも適用があり、同法第3条及び第14条により、適法に優生手術や人工妊娠中絶を受けた外国人については、当該行為についての違法性が阻却され、刑法の堕胎罪(第212条 第214条)等として問疑されることはないものと考えられる。

B4×100

外国人に対する優生保護法の適用について（公衆衛生局企画課、及び官房総務課と打合せ済）

1　外国人は、一定の在留資格を有しなければ本邦に在留出来ない。その資格の点から見れば「観光」や「通過」のため来国している外国人も、長期にわたり在留する外国人も取扱は同じである。従って「本邦に居住する外国人又は外国人旅行者」の取扱は、この問題については同一であってよい。

出入国管理令 第4条
第19条～第22条 等

2　外国人に対する行政法規の適用は、一般的に属地主義がとられ、外国人に対する特別規定がない場合には、一般的に日本国民と同じ適用を受ける。（刑法についても、同じ様に適用される。）

外務公務員法 第7条

3　優生保護法については、外国人に対する適用を排除した明文規定は、

なしないので、当然外国人にも適用があり、国法オ3条及びオ14条により、適法に優生手術や人工妊娠中絶を受けた外国人については当該行為についての違法性が阻却され、刑法の堕胎罪（オ212条オ214条）等として問疑されることはないものと考えられる。

厚生省

疑義照会 No. 39（照会・回答）

別紙第1

37公第787号
昭和37年10月31日

厚生省公衆衛生局長殿

岐阜県知事 松野幸泰

優生保護法による優生手術について（照会）

優生保護法第4条の規定により優生手術の申請があったので県優生保護審査会において手術を行なうことが適当と決定し第5条の2により通知したが異議申立もなく二週間を経過したので手術の実施について確認したところ手術はうけておらず再三手術を実施するよう指導していたのであるが最近に至り本人及び親族がこの手術を拒み。このために中央優生保護審査会に対し再審査を申請する期間を経過したが、この場合どのように取り扱うべきか。なお、優生手術を行なうことが適当と決定された場合には、いつまでに手術を実施しなければならないか。又強制的に手術を行なうとすれば法的にはどうか併せて御教示願いたい。

記

[redacted]

130

衛発第1076号の2
昭和37年12月8日

各都道府県知事殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法による優生手術について

標記について、別紙第1の岐阜県からの照会に対し、別紙第2のとおり回答したから御了知ありたい。

保健予防課
受
37.12.22
受付号

824

129

別紙第2

徂発第1076号
昭和37年12月8日

岐阜県知事 殿

厚生省公衆衛生局長

優生保護法による優生手術について
（回答）

昭和37年10月31日37公第787号で照会された標記の件について、次のとおり回答する。

記

優生保護法（以下「法」という。）第6条第1項の再審査を申請できる期間（2週間）を経過すれば法第5条第1項の決定は確定し、再審査の申請をすることはできないものであるから本件については極力実施の指導に努められたい。

なお、手術を行なう時期については、特別の定めはないが、法の目的を達成するためには、法第5条第1項の決定が確定した後できるだけ速かに実施することが望ましい。また、この場合における強制の方法等については、昭和28年6月12日厚生省発衛第150号厚生事務次官通達「優生保護法の施行について」の記第一の三の4によられたい。

おって、別紙法制意見を送付するから参考とされたい。

別紙

強制優生手術実施の手段について

（昭和24年10月11日法務府法意一発第62号
厚生省公衆衛生局長あて法制意見第一局長回答）

要旨 ― 優生保護法第10条の規定による強制優生手術は、本人の意志に反しても、これを実施することができる。この場合身体の拘束、麻酔薬施用等の手段を用いることは真に止むを得ない事情のある場合に限り且つ必要の最少限度に止めなければならない。

1 問題

(1) 優生保護法第10条の規定により強制優生手術を行なうに当って、手術を受ける者がこれを拒否した場合においても、その意志に反して、あくまで手術を強行することができるか。

(2) 右の場合、強制の方法として、身体拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段により事実上拒否不能の状態を作ることが許されるか。

2 意見

(1) 優生保護法は、優生手術を行ない得べき場合を二種に分ち、一方においては、手術を受ける者並びにその配偶者の同意を要するもの、すなわち任意の優生手術を行な

、得べき場合を認め（第三条）他方においては、なんらこの種の同意を要件としないもの、すなわち強制優生手術を行ない得べき場合を認めているが（第四条）後者の場合には手術を受ける本人の同意を要件としていないことから見れば、当然に本人の意志に反しても、手術を行なうことができるものと解しなければならない。従って、本人が手術を受けることを拒否した場合においても、手術を強行することができるものと解しなければならない。

(ロ) 右の場合に許される強制の方法は、手術の実施に際し必要な最少限度であるべきはいうまでもないことであるから、なるべく有形力の行使は慎むべきであって、それぞれ具体的場合に応じ、真に必要やむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は散開等の手段を用いることも許される場合があるものと解すべきである。

(ハ) 以上の解釈が基本的人権の制限を伴うものであることはいうまでもないが、そもそも優生保護法自体に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という公益上の目的が掲げられている（第一条）上に、強制優生手術を行なうには、医師により「公益上必要である」と認められることを前提とするものである（第四条）から決して憲法の精神に背くものである

ということはできない（憲法第十二条、第十三条参照）。その手術の実施に関する規定に従えば、医師の申請により、優生手術を行なうことが適当である旨の都道府県優生保護審査会の決定がなければ、これを行なうことはできない（第五条）。しかも、この決定に異議があるときは、中央優生保護審査会に対して、その再審査を申請することができる（第六条）ばかりでなく、その再審査に基づく決定に対しては、さらに訴を提起し判決を求めることもできるようになっている（第八条）のであって、その手続はきわめて慎重であり、人権の保障について法は十分の配慮をしているというべきである。従って、かような手続を経て、なお、優生手術を行なうことが適当であると認められた者に対して、この手術を行なうことは、真に公益上必要のあるものというべく、加うるに、優生手術は一般に危険容易であり格別危険を伴うものではないのであるから、前示のような方法により、手術を受ける者の意志に反してこれを実施することも、なんら憲法の保障を裏切るものということはできない。

疑義照会 No.41（照会）

（第６号用紙）

厚生省 40.8.2 接受

40.8.3

医第１９３７号
昭和４０年７月２８日

厚生省公衆衛生局長　殿

大阪府知事

優生保護法第４条の別表について（照会）

優生保護法第４条の別表について下記のとおり疑義を生じたので何分の回示を願います。

記

１　別表の病名以外に遺伝性が濃厚であり、かつ法の趣旨を考える場合当然入れるべきであると考えられる新しい疾患、例「変質性精神病」等の取りあつかいについて

２　顕著な遺伝性自体疾患であつて別表四に例示されていない疾患（たとえば Lawrence-Moon-Biedl Bardet 症候群、Phenyl Keton 尿症、Marfan 症候群および尿崩症などが最近医学研究の結果明らかにされてきているが、これらを対象疾患として扱つてよいかどうか、そのさいどの範囲の疾患までを別表四の疾患とみなしたらよろしいか。

法第４条か第１２条かの決定のため

３　遺伝歴調査が必要なことが屡々生じており、その際被申請者につき調査を行なおうとしても調査権限およびそのうらづけのない当該吏員が処理にあたらざるをえず、非常に業務遂行上は支障を来たしておるが、これは如何に処理すべきなのか。

大阪府　　　　大阪府

疑義照会 No. 41（回答）

1 「変質性精神病」は、精神分裂病又はそううつ病に該当する場合もあるが、それ以外には必らずしも学理的に究明されていないので、現在のところは、~~法~~優生保護法（以下「法」という）別表に加えることは考えられない。

2 照会にかかる疾患は、法別表第4号に掲げる遺伝性身体疾患のいずれにも該当しないので、法第4条の優生手術の対象となる疾患として取り扱うことはできない。

3 法律上、遺伝歴に関する調査権限は与えられていないので、調査は関係者との合意が成立した範囲内で行なうよりほかはない。

なお、事実の把握のためには、法第8条の規定による~~同条に規定する~~関係者の意見の陳述を利用することも取わせて考慮すべきである。

厚生省

厚生省

Laurence-Moon-Biedl Bardet 症候群
肥胖性性器発育不全症に色素性網膜炎，
指趾過剰症 知能障害 肛門閉鎖症等の奇形の
加わったもの。

Phenyl keton 尿症
一種の白痴で phenylpyruvic oligophrenia と
称する疾患がある。

厚生省

疑義照会 No.42（回答）

衛精第３７号
昭和43年8月3日

各都道府県衛生主管部（局）長殿

厚生省公衆衛生局
精神衛生課長

精神衛生法の運用上の疑義について
（通知）

標記のことについて、文書、口頭、電話等により各県から寄せられた疑義に対し検討の結果、その質疑及び回答の要旨を別紙ごとに取りまとめて別紙のとおり通知するので事務処理上の参考とされたい。

なお、本通知内容に関することで照会中の向きにあっては、本通知をもって回答にかえることとしたいので御了知ありたい。

えるおそれが強いとき、一般住民に周知することは法第５０条の２に抵触するか。 （　〃　）警察より措置解除者ならびに同意入院退院者の通報を求められた場合、拒否すべきであると考えられるがよろしいか。	うべきであると解する。 貴見のとおりと解する。
〔作業療法関係〕 （収　入）作業療法の収入の帰属と処理方法について	作業療法は精神科医療の一部であり、その収入は患者に帰属するものではないと解される。
〔優生保護法関係〕 （適用範囲）外国人にも適用されるか。	適用される。

問	答
（優生手術）／２条の優生手術が「適」とされた場合、実施の期限はいつか．又いつまで有効か。 （保護義務者）／２条に「精神衛生法第20条又は21条の保護義務者の同意」とあるが．これは保護義務者の範囲のみをいったもので順位は医師の判断にまかされたと解せられ不都合でないか。	実施時期．期限等については明確に定めてないが．事柄の「重要性からして、なるべく早く実施した方が好ましいものと解する。 政府では保護義務者の範囲のみと解されているようであるが．精神衛生法第20条第２項には順位なども定めてある。